

フランス議会下院規則



2018年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2017-1-b

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

フランス議会下院規則

2018年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目次

〔解題〕（徳永貴志）

フランス国民議会の特徴

はじめに	1
I フランス議会下院としての国民議会	1
1 歴史	1
2 両議院の構成	1
3 選挙制度	2
4 兼職規制	3
5 両院関係	3
6 解散制度	4
II 合理化された議院制	5
III 議会の再評価と 2008 年の憲法改革	7
IV 2009 年 4 月 15 日の組織法律	8
1 決議権	8
2 影響調査	9
3 法律案の修正	10
V 2009 年の国民議会規則改正	12
1 委員会の強化	12
2 議事日程	14
3 本会議における法案審議の合理化	15
4 政府統制	17
VI 2014 年の国民議会規則改正	25
1 委員会の公開原則	25
2 利益相反の防止	25
3 不受理に対する説明の要求	26
4 法案審議の合理化と政府の権限	26
5 文書質問提出数の制限	27
6 反対会派及び少数会派の権利の拡充	27
VII 2017 年の国民議会規則改正	28
おわりに	29
〔翻訳〕（古賀豪・小林公夫・高澤美有紀・中村絢子）	
フランス議会下院規則の翻訳の出典と凡例	31
国民議会規則	32

【解題】フランス国民議会の特徴

徳永 貴志

(本稿は、政治議会課が執筆を委託したものである。)

はじめに

本稿は、現行の第5共和制におけるフランス議会下院である国民議会 (Assemblée nationale) の特徴について、国民議会規則⁽¹⁾ の主な内容や国法体系上の位置付けなどを中心に解説するものである。また、2008年の憲法改革によりフランス議会制の仕組みは大きく変わったため、特に最近の動向に焦点を当てて詳しく紹介することにしたい。なお、文中の肩書等は全て当時のものである。

I フランス議会下院としての国民議会

1 歴史

フランス史において「国民議会」の誕生は大革命期にまで遡る。1789年に第3身分を代表する者たちによって組織された立法機関が最初の国民議会であったが、すぐに「憲法制定会議 (Assemblée constituante)」にその名を変えた⁽²⁾。その後、第2共和制 (1848～1852年) における一院制議会の名称として国民議会は再び登場したものの定着せず、議会下院の呼称としてそれが用いられるようになったのは第4共和制 (1946～1958年) になってからである⁽³⁾。そして、1958年に始まる現行の第5共和制に引き継がれた。また、フランス議会の二院制は、1795年憲法に始まり複数の政体での経験を経た後、第3共和制 (1870～1940年) で確立したと言われる。第3共和制における下院は代議院 (Chambre des députés)、上院は元老院 (Sénat) であった。

フランス議会下院は、このように名称の変遷はあるものの、1795年憲法下の総裁政府 (Directoire)⁽⁴⁾ 以来、一時の例外を除いてパリ市7区にあるセーヌ川に面したブルボン宮殿を議事堂として使用している。他方、現在の議会上院である元老院は、そこから東へ約2km離れたリュクサンブール宮殿を議事堂としており、両議院の成り立ちや正統性が異なることを両者の物理的距離が象徴している。

2 両議院の構成

現行1958年憲法 (以下、条文の引用に当たっては単に「憲法」という。) において、国民議会議員は有権者による直接選挙により選出される (憲法第24条第3項) のに対し、元老院は、間接

* 本稿の最終インターネットアクセス日は平成30年2月9日である。

(1) Règlement de l'Assemblée nationale (1959年6月3日採択)。なお、フランス議会上院である元老院 (Sénat) も、独自に元老院規則 (Règlement du Sénat) を定めている (1959年6月9日採択)。

(2) 井上武史「フランス国民議会の現在」『岡山大学法学会雑誌』60巻2号, 2010.12, pp.430-426を参照。

(3) 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』法律文化社, 2003, p.6。

(4) 5人の総裁によって構成された合議制の執行機関。1799年にナポレオン (Napoléon Bonaparte) のクーデターによって倒された。

選挙で選出され、地方公共団体の代表を確保するものとされている（同条第4項）。

憲法第25条第1項は、当初から上下両議院の議員定数の決定を組織法律（loi organique）に委ねているが、2008年の憲法改正によって、両議院ともに議席数の上限が憲法で明記された。国民議会の定数の上限は577人（憲法第24条第3項）、元老院の定数の上限は348人である（同条第4項）。選挙権年齢は1974年の法改正以来、両議院ともに18歳以上とされ（選挙法典⁽⁵⁾L.第2条）、被選挙権年齢は2011年の法改正により国民議会は23歳から18歳に、元老院は30歳から24歳に引き下げられた（同法典L.O.第296条）⁽⁶⁾。また、国外に居住するフランス人は、2008年の憲法改正前は、両議院のうち元老院議員選挙の選挙権しか認められていなかったが（憲法旧第24条第3項）、当該改正により、国民議会議員選挙の選挙権も認められている（憲法第24条第5項）。

3 選挙制度

国民議会選挙は、小選挙区単記2回投票制の下で行われてきた。ただし、左派のミッテラン（François Mitterrand）大統領の下で1985年に比例代表制が導入され、翌1986年3月の総選挙で実施されたことがある。この選挙では、ミッテラン大統領が属する社会党とは党派の異なる右派が勝利して国民議会の多数議席を占めたため、第5共和制初のコアビタシオン（保革共存）政権が誕生した。そして、右派の代表として首相となったシラク（Jacques Chirac）主導の下、1986年に小選挙区単記2回投票制が再導入され、現在に至っている（選挙法典L.第123条）⁽⁷⁾。

現行の小選挙区単記2回投票制では、第1回投票において有効投票の過半数かつ登録選挙人の4分の1以上の票を獲得した者がいない場合に、第2回投票が実施される（同法典L.第126条）。ただし、第1回投票において登録選挙人の12.5%（8分の1）以上の票を獲得していなければ、第2回投票に進むことはできない（同法典L.第162条）。第2回投票では、有効投票の相対多数の票を獲得した者が当選する（同法典L.第126条）。この選挙制度は、国民議会における多数派形成及び政治勢力の2極化を促すこと等を目的としている。また、選挙区の恣意的な区割りができるだけ避けるため、2008年の憲法改正により新設された独立委員会は、国民議会議員の選挙区を画定する法律案や両議院の議員の議席配分を修正する法律案について、意見を表明することができる（憲法第25条第3項）。

国民議会議員の任期は5年であるのに対し（選挙法典L.O.第121条）、元老院については当初9年任期で3年ごとに3分の1ずつ改選されていたが、2003年の改正により、現在は6年任期で3年ごとに半数が改選される仕組みになっている（同法典L.O.第275条、第276条）。また、フランスでは他の欧州大陸諸国と同様に、下院議員の任期を「立法期（législature）」と呼び、2001年以降は、任期途中で解散されない限り、前の国民議会総選挙から5年目6月の第3火曜日に立法期は満了するものとされている（同法典L.O.第121条）。そして、立法期満了前から60日以内に総選挙が実施される（同法典L.O.第122条）。

なお、立法期中に議会が活動できる期間として会期制度も採用されている。第5共和制当初

(5) Code électoral.

(6) 服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1>; 那須俊貴「諸外国の選挙権年齢及び被選挙権年齢（資料）」『レファレンス』779号, 2015.12, pp.145-153. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578222_po_077907.pdf?contentNo=1> を参照。

(7) 詳しくは、只野雅人『選挙制度と代表制—フランス選挙制度の研究—』勁草書房, 1995, pp.359-385を参照。

は、議会の活動を制限するために、会期は短く年2回に分けられていた（憲法旧第28条第1項）。すなわち、第1会期は10月第1火曜日に始まり12月第3金曜日に終了するものとされ（同条第2項）、第2会期は翌年4月の最終火曜日に始まり3か月以内に終了するものとされていた（同条第3項）。しかし、1995年の憲法改正によって通年に近い会期となり、それ以来、常会は10月最初の平日に始まり、翌年6月最後の平日に終了するものとされている（憲法第28条第1項）。さらに、首相若しくは国民議会議員の過半数の請求に基づき、臨時会を開くこともできる（憲法第29条第1項）。

4 兼職規制

上下両議院ともに議員と政府構成員との兼職は禁止されている（憲法第23条第1項）。第3共和制、第4共和制においては議員が大臣職を兼任していたために、議会内における党派的な争いが直接政権の不安定につながったという経緯があり、その反省から定められた規定である。共和国大統領（以下「大統領」という。）による大臣の任命を受託した国民議会議員は議席を失い、その議員に代わって代理議員（*suppléant*）と呼ばれる者が議席を得る。代理議員は、立候補者が選挙の際にあらかじめ指定することになっている。2008年の憲法改正前は、一旦政府の職に就いて議員の地位から離れた者は、政府の職を辞した後も、代理議員が辞職しその補欠選挙に当選しない限り議員に戻ることはできないとされていた。しかし、現在は、議員職を辞して政府の構成員になった者が国民議会の任期中に大臣を辞めた場合には、その1か月後に再び議員に戻るができる（選挙法典L.O.第176条）。⁽⁸⁾

他方、上下両議院ともに議員はかつて、複数の公選職を兼任することが認められていた。しかし、兼職に対する規制が徐々に強化され、現在は1つの職に限り地方議員との兼職が認められている。ただし、地域圏議会議長及び副議長、県議会議長及び副議長、コミューン間協力公施設法人議長及び副議長、市町村長等の地方執行職との兼職は禁止されている（選挙法典L.O.第141条、第141-1条）。また、欧州議会議員との兼任もできない（同法典L.O.第137-1条）。⁽⁹⁾

5 両院関係

政府に対する不信任決議権は国民議会にのみ与えられており（憲法第49条）、国民議会には政府の要求による法律案の最終的議決権が与えられている（憲法第45条第4項）。しかし、その他の権限について両議院は基本的に対等である。

政府提出法律案は、大統領主宰の大臣会議（*Conseil des ministres*）を経た後、国民議会若しくは元老院の理事部（VII参照）に提出される。ただし、予算法律案及び社会保障財政法律案については国民議会に先議権があり⁽¹⁰⁾、また、2003年の憲法改正により地方公共団体の組織に関する政府提出法律案については、地方公共団体の代表で構成される元老院に先議権が付与され

(8) 詳しくは、徳永貴志「議員の定数、代理および独立委員会の選任—憲法25条適用に関する2009年1月13日組織法律第38号—」『日仏法学』26号、2011、pp.127-128を参照。

(9) 詳しくは、徳永貴志「国会議員および欧州議会議員の兼職規制強化—国会議員と地方執行職との兼職を禁止する2014年2月14日の組織法律第125号および欧州議会議員と地方執行職との兼職を禁止する2014年2月14日の法律第126号—」『日仏法学』28号、2015、pp.135-138; 服部有希「【フランス】国会議員及び欧州議会議員の兼職規制の強化」『外国の立法』No.259-2、2014.5、p.29。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8655793_po_02590212.pdf?contentNo=1>を参照。

(10) これらの法律案は、必ず政府提出法律案の形式で議会に提出される。

ている（憲法第39条第2項）。それ以外の政府提出法律案については、政府の都合で上下両議院どちらを選択することも可能である。

法律案の提出を受けた先議の議院は、委員会と本会議において審議・議決し、後議の議院へ送付する。フランス議会ではこの1つのプロセスを「読会（lecture）」と呼び、議院への1回目の法律案提出からその本会議における議決までを第1読会（première lecture）という。法律案の各条項のうち両議院において同一の文言で採択されたものは、原則として、それ以後の読会において審議の対象から外され、議員による討議は審議中の法律案の不一致点に限定される（国民議会については、国民議会規則（以下、条文の引用に当たっては「国規」という。）第108条第3項、第4項⁽¹¹⁾）。このように、両議院間における法律案の審議が先に進めば進むほど討議の対象となる法律案の条項が徐々に絞られていく両院往復審議のやり方は、そこからイメージされる形状から「漏斗（entonnoir）のルール」と呼ばれている⁽¹²⁾。両議院において読会を2回繰り返しても同一の文言で法律案が両議院で可決されない場合、政府提出法律案の場合には首相の決定により、議員提出法律案の場合には両議院議長の共同の決定により、両院協議会（commission mixte paritaire）を開催することができる。両院協議会は、全ての会派がそろそろよう配慮しつつ各議院から7人ずつ選出された議員で構成される（国規第111条第1項、第3項）。また、政府が審議促進手続（procédure accélérée）の適用を決定し、両議院の議事協議会（IV2参照）がそれに反対しなかった場合には、各議院において1回の読会を行った後、両院協議会を開催することができる（憲法第45条第2項）⁽¹³⁾。両院協議会において意見の一致が見いだせない場合、あるいは、両院協議会が合意に至った案文を両議院が採択しない場合、各議院において改めて1回ずつ読会を行った後、政府は国民議会に対して最終的な議決を求めることができる。ただし、予算法律案及び社会保障財政法律案については、通常の場合よりも早期に議決に至るための手続が設けられている（憲法第47条、第47-1条）。

6 解散制度

多くの議院内閣制諸国と同様⁽¹⁴⁾に、議会下院である国民議会にも解散制度があり、大統領が解散権を有している。ただし、大統領は、国民議会の解散を宣言する前に首相及び両議院議長に諮問することになっている（憲法第12条第1項）。また、解散による総選挙後1年以内に新たな解散を行うことはできない（同条第4項）。第5共和制が始まって以来、国民議会が解散されたのは5回であり、直近では1997年4月のシラク大統領による解散がある⁽¹⁵⁾。

2000年の憲法改正で大統領の任期が国民議会の任期に合わせて、7年間から5年間に短縮され（憲法第6条第1項）、国民議会総選挙を大統領選挙の直後に実施することにしたことで、5年ごとの国民議会総選挙において大統領を支持する多数派を形成することが容易になった。この

(11) ただし、憲法の遵守を確保し、審議中の法律案との調整を行い、又は単純な誤りを訂正することを目的とする場合は、既に両議院で可決された文言についても審議対象とすることができる（国規第108条第5項）。

(12) 詳しくは、徳永貴志「フランス憲法改正における修正案提出権の現代化」『工学院大学共通課程研究論叢』46巻2号、2009、pp.63-75を参照。

(13) 2008年の憲法改正前は、審議促進手続ではなく「緊急性（urgence）」の宣言と呼ばれており、この手続の発動に議会の関与は認められていなかった。

(14) 現行の第5共和制は、大統領制の要素と議院内閣制の要素を組み合わせた「半大統領制」と呼ばれる政治体制を採っている。

(15) 高澤美有紀「主要国議会の解散制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』923号、2016.10.18、p.11。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202206_po_0923.pdf?contentNo=1>

改革は、コアビタシオン政権の出現を抑止することを目的としたものであるが、その結果として、大統領が国民議会の任期途中で解散権を行使する可能性も格段に縮減されたと考えられる。

II 合理化された議院制

フランスにおける近代立憲主義は、第3共和制における憲法運用を通じて確立し、とりわけそれは議会中心主義の形をとって定着した⁽¹⁶⁾。そして、議院規則 (*réglement*) はフランスにおける近代議会法 (*droit parlementaire*) の礎であり⁽¹⁷⁾、他の国家機関に対する議会の優位性と自律性を体現するものとなった。フランス第3共和制を代表する公法学者 R. カレ・ド・マルベル (*Raymond Carré de Malberg*) は「議会主権 (*souveraineté parlementaire*)」⁽¹⁸⁾と表現したが、第3共和制においては、そのような強い議会の組織と運営を定める議院規則が、事実上憲法よりも大きな影響力を持つことが少なくなかった。しかし、政府に対する議会の権限があまりに強かったために、第3共和制とそれに続く第4共和制においては、政権の安定が確保されず政治の混乱が続いた。

そこで第5共和制憲法の設計者たちは、政府と議会との関係を規律する議院内閣制の構造を政府優位に組み替え、そして、伝統的に議会が保持してきた多くの権限を制限する規定を憲法の中に列挙することにした。すなわち、それまで議院規則に委ねられてきた議事運営や立法手続に関する準則について詳細に憲法典で規律したのである。こうして完成した政府・議会関係を枠付ける第5共和制憲法の仕組みは、一般に「合理化された議院制」ないしは「合理化された議会制 (*parlementarisme rationalisé*)」と呼ばれている⁽¹⁹⁾。

その具体的な規定としては、①議会が決定できる法律事項を限定する一方で、政府のみで決定できる命令事項を拡大すること (憲法第34条)、②政府提出法律案については政府原案を本会議の審議対象にすること (憲法旧第42条第1項)、③かつての共和制において議会の中心的存在であった各議院の常任委員会の数を6に制限し、法律案はこれらの常任委員会よりも、政府若しくは議院の請求に基づいてその都度設置される特別委員会に優先的に付託される原則を採用したこと (憲法旧第43条)⁽²⁰⁾、④政府が優先的に議事日程を定めること (憲法第48条)、⑤政府が提案若しくは承認した修正案だけを残して1つの法律案 (ないしはその一部) をまとめて表決に付することができること (一括投票手続) (憲法第44条第3項)、⑥大臣会議を経た首相の判断で法律案の表決について国民議会に対して政府の責任をかけることができること (憲法第49

(16) 樋口陽一『現代民主主義の憲法思想—フランス憲法および憲法学を素材として—』創文社, 1977, p.6.

(17) Samuel Sanchez, *Les règlements des Assemblées nationales 1848-1851* (Nouvelle Bibliothèque de Thèses, Vol.119), Paris: Dalloz, 2012.

(18) Raymond Carré de Malberg, *La loi, expression de la volonté générale* (Collection Classique), Paris: Economica, 1984, p.21.

(19) 第1次世界大戦後に中欧や東欧で誕生した共和制諸国が、イギリスやフランスにおいて政治慣行として行われていた議院内閣制に関する諸準則を憲法典の中に明記したことを、議院内閣制の「合理化」と呼ぶことがある。しかし、フランス第5共和制憲法で実現した「合理化」はこれとは異なる。詳しくは、徳永貴志「合理化された議院制の展開」辻村みよ子編集代表『講座 政治・社会の変動と憲法—フランス憲法からの展望— 第1巻』信山社, 2017, pp.317-320を参照。

(20) 第4共和制憲法第15条は、「国民議会は、付託された政府提出法律案及び議員提出法律案を委員会において審査する。国民議会は、その委員会の人数、構成及び権限を定める」と規定していたので、国民議会は行政各部にほぼ対応する19の常任委員会を設置し、そこで法律案の審査を行っていた。しかし、第5共和制憲法は、各委員会の過度な専門化を抑制するため、フランスで伝統的に採用されてきた常任委員会付託原則を改め、イギリスに類似した特別委員会付託原則に転換したのである。Pauline Türk, *Les commissions parlementaires permanentes et le renouveau du Parlement sous la V^e République*, Paris: Dalloz, 2005, pp.33-42.

条第3項)⁽²¹⁾、等を挙げることができる。加えて、このように強化された政府の権限を擁護し、議会が「合理化された議院制」の枠から逸脱しないよう監視・統制することを主な目的として、憲法院 (Conseil constitutionnel) という違憲審査機関が新たに設置された。

イギリスにおいては、議会先例や慣行が蓄積されて議会手続としての準則が形成されてきたのに対して、フランスでは議院運営や議院の内部組織に関する準則を成文法、すなわち法典形式の議院規則で定めるのが原則とされている⁽²²⁾。フランス第5共和制における議院規則は、それ自体で憲法的価値を有するものではないため議院規則に反する立法手続が即座に憲法違反を帰結するわけではないが⁽²³⁾、憲法の要請を忠実に具体化するものでなければならない。また、憲法院の判決により、議院規則は、憲法典だけでなく、憲法典を適用するために制定される組織法律、及び両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス⁽²⁴⁾にも適合していなければならないと解されている⁽²⁵⁾。とはいえ、憲法に規定された「合理化された議院制」の諸準則に反しない限り、立法手続や政府に対する統制手続を含む具体的な議院の運営や内部規律に関するルールを、議院独自に議院規則で定めることができるとされている。

両議院ともに、議院規則を改正する場合にはまず、議院規則の改正に関する決議案 (proposition de résolution) を議院の委員会で検討し、本会議で審議した上で採択しなければならない。さらに、その施行前に必ず憲法院による憲法適合性審査を受けることとされている (憲法第61条第1項)。つまり、憲法院による合憲性審査にパスした新たな規定だけが施行される。実際、1959年の最初の議院規則 (決議)⁽²⁶⁾ に対する判決 (IV1 参照) 以来、これまで多くの議院規則改正決議の規定が憲法院によって違憲判決を下されている⁽²⁷⁾。また、憲法院は、このような議院規則に対する事前審査以外にも、立法プロセスの中で政府に留保された領域に議員提出法律案が踏み込んだとの疑義が出された場合 (憲法第41条第2項)、あるいは、法律案が議会で可決された直後に、大統領、首相、あるいは両議院どちらかの議長から提訴があった場合 (1974年の憲法改正で、60人の国民議会議員若しくは元老院議員が提訴権者として加えられた。) に、当該法律案の内容だけでなく、立法手続に関する合憲性も審査することができる (憲法第61条)。憲法院は、1971年のいわゆる「結社の自由」判決⁽²⁸⁾以降、人権保障をも担う機関へとその機能を拡大していくが、それまでは専ら、憲法で保障された執行府の権限を擁護し、憲法運用が議会中心主義へと回帰することを阻止する役割を果たしていた。そして、これらの手続によって第5共和制のフランス議会は名実ともに執行府に従属する存在となったのである。

(21) 政府が特定の法律案に責任をかけた場合、それから24時間以内に不信任動議が提出され、採択されない限り、当該法律案は採択されたものとみなされる。

(22) 大石眞『議会法』有斐閣, 2001, p.9.

(23) 憲法院1978年7月27日判決 (Décision n° 78-97 DC du 27 juillet 1978)

(24) Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires. *L'Assemblée nationale dans les institutions françaises: Fiches de synthèse*, 5^e éd, Secrétariat général de l'Assemblée nationale, 2014, p.217. オルドナンスとは、政府によって発せられる委任立法の一種で、第5共和制においては、憲法第38条に基づいて法律の領域に属する内容を定めることができるものや、憲法第47条第3項に基づいて予算法律に代替するものがある。

(25) Décision n° 92-309 DC du 9 juin 1992; Décision n° 96-381 DC du 14 octobre 1996.

(26) 下田久則「新しいフランス国民議会議事規則」『レファレンス』108号, 1960.1, p.148を参照。

(27) 詳しくは、勝山教子「フランス第五共和制における“合理化された議院制”の構造とその改革(1)」『同志社法学』40巻6号, 1989.3, pp.127-129を参照。

(28) Décision n° 71-44 DC du 16 juillet 1971. 憲法院が人権の保護を理由に初めて法律を違憲無効にした判決として知られる。詳しくは、山元一「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼー結社の自由判決—」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例 2』信山社, 2013, pp.132-135を参照。

III 議会の再評価と 2008 年の憲法改革

議会在、国民の代表者による討議を通じて民意を統合していく場であり、現代社会において肥大化していく行政府に対して実効的な民主的コントロールを働かせる場であることは、「合理化された議院制」を基本原則とする第 5 共和制下のフランスにおいても、他の立憲民主主義国家と同様である。また、1962 年に導入された大統領直接公選制を契機として、国民議会内に政府を支える安定的多数派が形成されるようになると、かつての共和制のような政権の不安定化のリスクは次第に軽減されていく。さらに、1981 年以降、左右入れ替わり型の政権交代を何度か経験する中で、政府と議会との権限バランスを再調整する必要性の認識が共有されるようになる。そのような認識の変化に連動して、議会に有利な形で議院の運用が変わり、議院規則も段階的に改正された。そして、これらの議会改革に対して、憲法院が寛容な態度を示すことで政府と議会との間で権限の再均衡化が実現することもあれば、憲法の規定自体が改正されて議会に新たな権限が付与されることもあった。このようなプロセスを通じて、フランス議会の機能と権限は少しずつ再強化されてきたのである⁽²⁹⁾。加えて、欧州統合の進展に伴って、これまで国家主権の一部であるとされていた種々の統治権限が EU へ移譲されていく中で、加盟国に課される EU による決定に対して、その民主的正統性を高めるためにフランス議会の関与が認められてきた⁽³⁰⁾。

2008 年 7 月 23 日の憲法改正による統治構造改革では、そのような流れを反映して、立法だけでなく政府統制も含んだ議会権限の強化を内容とする改正が行われた。第 5 共和制史上最大となるこの憲法改正の素案を準備した政府の諮問委員会（通称「バラデュール委員会」）は、その報告書（そのタイトルは、「より民主的な第 5 共和制」）の中で、必要な憲法改革として①「執行権のより良い統制」、②「議会の強化」、③「市民のための新たな権利」という 3 項目を掲げた⁽³¹⁾。そして、これを受けて作成された政府提出の憲法改正案もこれら 3 つの柱から構成されている。このことから分かるように、2008 年の憲法改革は、第 5 共和制憲法の基本原則の一つである「合理化された議院制」の内容を大きく変えるものであった⁽³²⁾。

その主な内容として、①各議院に設置可能な常任委員会数の上限を 6 から 8 に増やし（憲法第 43 条第 1 項）、政府提出の憲法改正案、予算法律案及び社会保障財政法律案を除いて、本会議における法律案の審議は政府原案ではなく議院の委員会で審査を経た案文に基づいて行うこと（憲法第 42 条第 1 項、第 2 項）、②委員会審査にかける最低限の時間を明記したこと（同条第 3 項）、③ 4 週の議事日程のうち 2 週は議院が決定すること（憲法第 48 条第 2 項）、④法律案の表決について国民議会に対して政府の責任をかける手続を限定したこと（憲法第 49 条第 3 項）、⑤議会に対して政府を監視し公共政策を評価する権限を明示的に付与し（憲法第 24 条第 1 項）、そのような任務を遂行するために議院の中に調査委員会を設置すること（憲法第 51-2 条）、⑥議

(29) 例えば、勝山教子「フランス議会の復権に関する一考察—議会改革の動向と背景を中心として—」『同志社法学』41 巻 6 号, 1990.3, pp.930-965; 「同一—」『同志社法学』42 巻 2 号, 1990.7, pp.351-388 を参照。

(30) 詳しくは、只野雅人「よりよき立法 (mieux légiférer) —フランスにおける社会・経済の変容と統治の正統性—」『企業と法創造』8 巻 3 号, 2012.2, pp.41-61 を参照。

(31) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, *Une V^e République plus démocratique*, Paris: Fayard, 2008.

(32) バラデュール委員会報告書における 77 の憲法改正提案のうち、議会権限の強化を内容とするものは 43 に上るとされる。辻村みよ子・長谷部恭男編『憲法理論の再創造』日本評論社, 2011, p.256 (南野森執筆) を参照。

院における反対会派及び少数会派に特別の権利を付与したこと（憲法第 51-1 条）、等を挙げる
ことができる。

IV 2009 年 4 月 15 日の組織法律

2008 年の憲法改正に含まれる議会権限に関する規定の一部を具体化するため、2009 年 4 月
15 日に組織法律（以下「2009 年組織法律」という。）が制定された⁽³³⁾。これは、新設若しくは追
加・修正された憲法第 34-1 条、憲法第 39 条及び憲法第 44 条に関する内容になっている。

1 決議権

まず、憲法第 34-1 条は、両議院に対して決議権を付与するために新設された規定である。
かつての共和制において、議院が政府に特定の政策を要求したり、政府の政治責任を追及した
りする手段として決議が頻繁に利用され、結果として政権の不安定をもたらしたことへの反省
から、第 5 共和制においては当初から、議院規則を改正するための決議等一部の例外を除い
て、議院の決議権が憲法院判決により禁止されてきた⁽³⁴⁾。憲法院は、1959 年に両議院の議院
規則制定決議に対して初めて下した判決において、国政の決定と遂行を政府の任務とする憲法
第 20 条を根拠として、憲法第 49 条及び第 50 条に規定された国民議会における不信任動議以
外に、政府の責任を問題にするような決議を憲法は予定していないと述べ、また、議院におけ
る決議が議員の発議権的性格を持ち得ることから、それによって政府の命令事項が侵害される
危険性があると指摘して、憲法上決議は禁止されていると判示した⁽³⁵⁾。

しかし、近年では複雑化した社会における国民からの多様な要求に応えるために、例えば、
トルコによる 1915 年のアルメニア人虐殺を公的に認める 2001 年の法律⁽³⁶⁾のように、規範と
しての内容に乏しく法律の形式をとる必要のない案件まで法律案として議院に提出されるよう
になり（「法律のインフレーション」）、決議が認められないことによって法律の質を下げること
になっていると批判されてきた。このような認識に基づいて、2008 年の改正により両議院の
決議権が憲法で認められることになったのである（憲法第 34-1 条第 1 項）。ただし、政府の責任
を問題にしたり、政府への命令を内容としたりするような決議案の提出はなお禁止されている
（同条第 2 項）。

議院における決議案は、議員個人でも会派単位でも提出でき、提出数に制限はない（2009 年
組織法律第 1 条）。議長は、提出された決議案を首相へ伝達し（2009 年組織法律第 2 条）、政府は、
憲法第 34-1 条第 2 項を根拠に当該決議案に対して不受理の決定を下した場合には、議事日程
への記載までに、その決定を議院の議長へ伝える（2009 年組織法律第 3 条）。政府による不受理

(33) Loi organique n° 2009-403 du 15 avril 2009 relative à l'application des articles 34-1, 39 et 44 de la Constitution. 詳しく
は、徳永貴志「決議、政府提出法案および修正案提出権—憲法 34 条の 1, 39 条および 44 条の適用に関する 2009
年 4 月 15 日組織法律第 403 号」『日仏法学』26 号, 2011, pp.129-132; 鈴木尊紘「【フランス】議会運営改革法の
制定」『外国の立法』No.242-1, 2010.1, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166462_po_02420104.pdf?contentNo=1> を参照。

(34) ただし、1999 年の憲法改正によって、法律の性格を有する議案が欧州連合理事会に付託される際には、政府は
これを両議院に提出し、各議院はそれを決議することが認められるようになった（憲法第 88-4 条）。先述のとおり、
EU の決定の民主的正統性を高めるために設けられた規定である。

(35) Décision n° 59-2 DC du 24 juin 1959.

(36) Loi n° 2001-70 du 29 janvier 2001 relative à la reconnaissance du génocide arménien de 1915.

の決定なく議事日程に記載された決議案は、本会議で審議・表決されるが、その審議の際に修正案を提出することはできない（2009年組織法律第6条）。政府への責任追及や命令を内容とする修正案が提出される可能性があるためである⁽³⁷⁾。

2 影響調査

政府提出法律案及び議員提出法律案の提出手続について新たに第3～5項を加えた憲法第39条の改正も、法律の質の低下への対応策の一つである。2000年頃から、憲法院は憲法解釈に基づいて、法律が一般に備えるべき性質として、十分に理解可能な内容であり、実際に適用可能であることを意味する「理解可能性 (intelligibilité)」と「接近可能性 (accessibilité)」という概念を提示し、これらは立法者に課せられた「憲法的価値を有する目的」と述べてきた。また、行政裁判所の最上級審でありかつ政府の法律顧問であるコンセイユ・デタ（国務院）も、その年次報告書の中で、法律数あるいは個々の法律のボリュームの増大が法の複雑化をもたらし、法的安定性 (sécurité juridique) を害しているとして、法律案に対する事前評価制度の導入を提案してきた。⁽³⁸⁾

改正後の憲法第39条の下では、政府提出法律案の提出を受けた先議の議院の議事協議会 (Conférence des présidents) が組織法律の定める要件を満たしていないと判断した場合、当該法律案は議事日程に記載されない（第4項前段）。議事協議会は、議長、副議長（複数人）、各会派の長、各常任委員会の委員長（場合によって特別委員会の委員長）、欧州問題委員会委員長、財政・一般経済・予算監視委員会総括報告者といった議会側の代表と、政府側の代表である議会関係担当大臣が参加し、議院における法案審議のスケジュールなどの議事日程を協議する（国規第47条第1項、第4項、第5項、第48条）。議事日程に記載しないとする議事協議会の判断に対して政府の側に異議があり、両者の見解が一致しない場合、議長又は首相は憲法院にその裁定を求めることができる（憲法第39条第4項後段）。

2009年組織法律によって政府提出法律案に課された提出の要件とは、理由書 (exposé des motifs) 及び影響調査 (études d'impact) の添付である。理由書とは、その名のとおり法律案の提出理由を示す文書であり、共和国の伝統として従前提出されてきたものである。他方、新たに法的義務として課された影響調査は、法律案の目的、EU法との関係、国内法秩序への影響、廃止されるべき法令、経過措置の提案、もたらされる可能性のある経済的・財政的・社会的・環境的帰結の評価などをその内容とすると定められた。ただし、政府提出の憲法改正案、予算法律案、社会保障財政法律案、公財政の複数年の方針に関する計画策定法律案及び非常事態延長法律案に関しては、影響調査の必要はないとされている（2009年組織法律第11条）。

もともと、国民議会において政府を支える安定的な多数派が形成されていれば、議長を含めて議事協議会の構成員の大半もその多数派によって占められていることになるので、国民議会に提出された政府提出法律案に添付された影響調査の内容が2009年組織法律の求める要件を満たしていない場合でも、議事協議会において事前調査の不備が指摘される可能性は低い⁽³⁹⁾。

(37) Décision n° 2009-579 DC du 9 avril 2009.

(38) 詳しくは、糠塚康江「立法手続における「影響調査」手法の可能性」岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用—高見勝利先生古稀記念—』信山社、2015、pp.508-514を参照。

(39) ただし、元老院では影響調査の内容に不備があるとして、2014年に憲法院による裁定がなされたことがある。詳しくは、奥村公輔『立法手続と権力分立』信山社、2016、pp.32-40を参照。

さらに、議員提出法律案については影響調査の対象とされていない。また、国民議会議員が提出した修正案については、影響調査の対象になるとされているものの、それが実施されなかった場合でも当該修正案の審議は妨げられない（国規第 98-1 条第 1 項、第 4 項）。したがって、法律の質を向上させるための措置として導入された影響調査制度の有効性は過大に評価すべきでなく、「政府が法律案策定に際し自らに課した自己拘束であり、法律執行に対する議会による統制の手がかりである」⁽⁴⁰⁾と理解するのが妥当であろう。

3 法律案の修正

法律案に対する修正案の提出に関して新たに要件が追加された憲法第 44 条は、法律の質だけでなく、立法過程における審議の質をも向上させることを目的としている。

第 5 共和制憲法において、議会の審議に付された法律案に対して修正案を提出することは、政府と議員に保障された憲法上の権利である（憲法第 44 条第 1 項）。とりわけ、「合理化された議院制」の諸装置や党派規律によって、法律案の提出を通じた立法への参加を制約されている議員たちは、党派の一員であると同時に国民の代表者として、法案審議の際に修正案を提出することによって、採択される法律案に対して多少なりとも自分たちの影響力を行使できる。そのため、憲法で保障された修正案提出権（*droit d'amendement*）は、立法に参加するための重要な権利であると認識されてきた。

与党議員は、政府提出法律案に表現された政府の基本方針に矛盾しない範囲で、できる限り自分たちの意見をその法律案に反映させようと修正案を利用する。しかし、修正案によって法律案に追加される条項が増え過ぎると、上述のように法律案の内容が複雑化し、採択時には規範としての内容的な一貫性を欠いた、場合によっては適用困難な法律になってしまうという問題が生じる⁽⁴¹⁾。他方、野党議員たちは、自分たちの修正案が政府・与党に採用される見込みはほとんどないので、むしろ審議を長引かせて政府提出法律案の採択をできる限り遅らせるために修正案を大量に提出する。特に、左派勢力による政権交代が初めて実現した 1980 年代以降、右派、左派を問わず、このような議事妨害を目的とした野党による修正案の増加が著しい。また、政府は、与党あるいは野党との妥協点を政府自身の法律案に対する修正案として提出する場合や、議員によって政府に不都合な修正が加えられたときにそれをできるだけ政府に都合よく再修正する場合などにこの権利を利用する⁽⁴²⁾。

もっとも、修正案の提出に対しては、従前、憲法によって幾つもの条件が課され、場合によって事後的な対抗手段が取られてきた。まず、議員提出法律案に対する制約と同様に、議員による特定の修正案の採択により公的収入源の減少あるいは公的支出負担の創設若しくは増大が生じる場合には、当該修正案は不受理にされる（憲法第 40 条）。また、議員による修正案が（憲法第 34 条で定められた）法律事項に属しないと判断すれば、政府又は各議院の議長はそれを不受理にすることができる（憲法第 41 条第 1 項）⁽⁴³⁾。さらに、委員会に付託されなかった修正案の審議に政府は反対することができる（憲法第 44 条第 2 項）。そして、大量に提出された修正

(40) 糠塚 前掲注(38), p.524.

(41) 只野雅人「『饒舌な立法』と『一般意思』—フランスにおける立法と政治—」浦田一郎ほか編『立憲平和主義と憲法理論—山内敏弘先生古稀記念論文集—』法律文化社, 2010, pp.254-271.

(42) 詳しくは、徳永貴志「フランス第五共和制における修正権と政党システム」『一橋法学』7巻2号, 2008.7, pp.377-407を参照。

(43) 2008年の憲法改正で、政府に加えて議院の議長にも不受理にする決定権が与えられた。

案に対して、政府は事後的に一括投票（同条第3項）等⁽⁴⁴⁾で対抗することができる。

他方、憲法院も、修正案の激増に歯止めをかけるため、「議会審議の明瞭性と誠実性の要請（*exigences de clarté et de sincérité du débat parlementaire*）」という原則を憲法の解釈から導き出し、第1読会における修正案の提出に一定の縛りをかけるとともに⁽⁴⁵⁾、第2読会以後に提出される修正案に対しても、「審議中の条項と直接関連性を有しなければならない」との要件を課す等の対応を行ってきた⁽⁴⁶⁾。しかし、形式的要件さえクリアすれば、議員たちは容易に修正案を提出することができるので、これらのフィルターでは、特に議事妨害を目的とした野党による修正案の乱発を抑え込むことは困難であった。先のバラデュール委員会報告書でも述べられているように、1970年には国民議会で2,260件であった修正案の提出数が、2002～2003年の会期では32,474件にまで増加し、2006年には1つの政府提出法律案に対して、国民議会で137,665件も提出されるまでに至ったのである⁽⁴⁷⁾。

こうした背景から改正された憲法第44条第1項は、修正案の提出について、組織法律が定める枠内で、議院規則によって規定された要件に従うことを求める。さらに、同じく改正された憲法第45条第1項は、第1読会において提出された修正案が受理されるための要件として、間接的なものであれ審議中の案文との一定の関連性を求める。これを受けて、2009年組織法律は、まず、修正案の無秩序な提出を抑制するために、議員の修正案は本会議における法律案の審議開始以降受理されないとする（第13条第2項）。ただし、議員による修正案の提出期限については、議院規則が定める（同項）。他方、政府及び主務委員会⁽⁴⁸⁾による修正案については、議員による修正案の提出期限が過ぎた後でも受理されるものとする（同条第3項）。

また、議員あるいは主務委員会による修正案を、本会議での審議前に事前評価の対象にできる要件については、議院規則が定めるものとする（2009年組織法律第15条）。さらに、議院規則は、本会議における法律案の簡略審議手続（*procédure d'examen simplifiée*）を定め、その実施について、政府、主務委員会の長、又は会派の長による反対がない場合に限り、主務委員会で採択された案文だけを本会議で審議すると規定することができる（2009年組織法律第16条）。加えて、議院規則は、本会議で法律案を審議する期間を設定する手続を定める場合には、議員による修正案を審議抜きで表決できる要件を決定できるものとする（2009年組織法律第17条第1項）。

2009年組織法律の制定過程では、これらの要件について、法案審議における議員の発言権を必要以上に制限するものであるとして、特に野党からの反対が大きかった。しかし、2009年組織法律第18条及び第19条は、議院規則が法律案の審議時間に上限を設ける場合には、全ての会派に配慮して、とりわけ反対会派や少数会派⁽⁴⁹⁾にも発言機会を保障しなければならないとし、また、制限時間の枠外で全ての議員が一議員として意見を述べる機会を設けることも

(44) 憲法第49条第3項を適用して、国民議会における法律案の審議自体を省略する方法もある。

(45) 2006年1月19日判決。詳しくは、徳永貴志「議事手続と両院関係」フランス憲法判例研究会編 前掲注(28), pp.202-206を参照。

(46) 詳しくは、奥村 前掲注(39), pp.146-159を参照。

(47) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, *op.cit.*(31), p.86.

(48) 議院に提出された法律案は、まず委員会に付託される。法律案の内容によっては、参考意見の提出のために他の関係委員会にも付託される。意見のために付託された委員会と区別するために、法律案の審査を担当する委員会を「主務委員会（*commission saisie au fond*）」と呼んでいる。

(49) 政府への不支持を明確にする会派（*groupe*）は、「反対会派（*opposition*）」としての届出を行うことができる（国規第19条第2項）。多数会派以外で、反対会派の届出を行わなかった会派は「少数会派（*minorité*）」とみなされる（同条第4項）。原則として、会派の単位は15人以上とされている（同条第1項）。

できると規定しているので、2009年組織法律が目指しているのは議員による討議そのものの制限ではなく、それを合理的に組織化することであると解釈することも可能である。

V 2009年の国民議会規則改正

2009年組織法律を受けて、2009年5月27日に国民議会規則を改正する決議が採択された⁽⁵⁰⁾。1959年の施行以来31回目となるこの改正では、ある論者の計算によれば全180の条文のうち144もの条文が修正、挿入、若しくは削除されており、2008年の憲法改正と並んで、第5共和制史上最大の国民議会改革となった⁽⁵¹⁾。

1 委員会の強化

議院に提出された法律案の審議は委員会審査から始まる。委員会審査においては、最初に、当該法律案に関する報告者（*rapporteur*）が指名される。委員会報告者は、委員会審査の段階では他の議員に対して法律案の趣旨を説明し、本会議審議に移ってからは採択された修正案を含む委員会審査の結果を報告するだけでなく、議員からの質問にも答えるなどの重要な役割を果たしている。そのため、彼らはフランス議会における「立法手続の要」⁽⁵²⁾とも言われている。また、委員会審査では、意見のために付託された委員会の報告者が参加して意見を述べることもある。

2008年の憲法改正前は、法律案は原則として、政府若しくは議院の請求に基づいて議題ごとに設置される特別委員会に付託するものとされており、かかる請求がない場合に限り、常任委員会に付託するものとされていたが（憲法旧第43条）、このような原則は当初から評判が悪かった。特別委員会は、その設置に一定の時間がかかるため法案審査の着手が遅れるだけでなく、法律案が採択された後に解散となるため当該法律の施行や施行後の追跡調査の場面では役に立たない。また、政府としても、固定メンバーではない特別委員会では交渉相手が毎回変わるため、法案審査の展開を必ずしも予測できない⁽⁵³⁾。そのため、第5共和制の初期から、これら2種類の委員会は競合的關係となり、必ずしも原則どおりの運用はなされなかった。そして、法律案は次第に常任委員会に付託されることの方が多くなり、1980年代には国民議会においてほとんどの法律案が常任委員会に付託されるようになった⁽⁵⁴⁾。さらに、第10立法期（1993～1997年）になると、両委員会はそれまでの競合的關係から相互補完的關係へと変化していく。すなわち、特に国民議会では、複数の常任委員会の所管にまたがる複雑な法律案や、政治的論争を惹起（じゃっき）したり倫理的選択が含まれる社会問題に関わる法律案は特別委員会に付託され、それ以外の法律案は常任委員会に付託されるという慣行が形成された。加えて、複数の常任委員会から組織された調査団（V4（4）参照）による立法調査に基づいて提案さ

(50) 元老院規則を改正する決議も同年6月2日に採択された。

(51) Pierre Avril, “Un nouveau droit parlementaire?” *Revue du Droit Public et de la Science Politique en France et à l'étranger*, 126(1), 2010.1, p.122.

(52) Paul Cahoua, “Les commissions, lieu du travail législatif,” *Pouvoirs*, n° 34, septembre 1985, p.43.

(53) 元老院では、政府の主導する法律案の採択を遅らせたり、法律案への反対の意思を表明したりするために、政府提出法律案を特別委員会に付託した時期もある。François Luchaire et al. (sous la direction), *La Constitution de la République française: Analyses et commentaires*, 3^e édition, Paris: Economica, 2009, pp.1046-1047.

(54) 国民議会では、1985～1990年の間、憲法第43条に基づく特別委員会への付託要求は一度もなかった。 *ibid.*, p.1047.

れた法律案の審査は、当該調査団のメンバーを中心に設置される特別委員会が行うようになったのである⁽⁵⁵⁾。2008年の憲法改正では、こうした運用が憲法準則となり、政府若しくは議院の要求がない限り、法律案は常任委員会に付託される原則となった（憲法第43条）。

また、かつては、政府提出法律案についてはあくまで政府原案を本会議の審議対象にしなればならなかったため、委員会審査の段階で修正案が採択されても、本会議に提出する報告書にそれを添付することができるにすぎなかった。これも議会審議における政府の優位性を確保するためのものと理解されていたが、特定の政府提出法律案に関する委員会審査と本会議審議の内容がしばしば重複し、審議時間の無駄が生じることが指摘されていた。

しかし、2008年の憲法改正により、本会議における審議は原則として委員会で採択された案文について行われることになったので（憲法第42条第1項）、議員提出法律案と同じく政府提出法律案についても、特に技術的論点については委員会審査の段階で重点的に討議して合意点を見いだしておき、その後続く本会議審議を効率化することで、全体として審議の質の向上を図ることが目指されている。ただし、政府提出の憲法改正案、予算法律案、社会保障財政法案の本会議における審議は、先議の議院の第1読会においては政府原案、その他の読会では他の議院から送付された案文について行われるものとされている（同条第2項）。また、委員会審査で法律案を十分に検討できるようにするため、一部の例外⁽⁵⁶⁾を除いて、第1読会に限り、先議の議院では法律案提出から本会議開始までに6週間以上、後議の議院では法律案の送付から4週間以上の時間をかけることが義務化された（同条第3項）。

このように通常法律案に関する委員会審査の重要性を高めるのに合わせて、常任委員会数の上限を6から8に増やした（憲法第43条第1項）。これを受けて、国民議会は新たに2つの常任委員会を設置した。現在の常任委員会は、①文化・教育委員会、②経済問題委員会、③外務委員会、④社会問題委員会、⑤国防・軍事委員会、⑥持続可能な発展・国土開発委員会、⑦財政・一般経済・予算監視委員会、⑧憲法的法律・法制・共和国一般行政委員会、であり（国規第36条）、これらのうち①と⑥が新設されたものである。

かねてから1人の議員は1つの常任委員会にのみ所属するものとされ（国規第38条第1項）、各常任委員会の構成員数は、会派の規模に比例させながら議院の総議員を8等分したものが上限とされているので（国規第36条第19項、第37条第2項）、どの常任委員会も70人程度の議員で構成される。ただし、2008年の憲法改正により、欧州問題を所管する委員会を設置することになった（憲法第88-4条第3項）のを受けて、国民議会議会に新設された欧州問題委員会（国規第151-1条）については上記の常任委員会とは別枠となり、委員の兼任は可能である。

国民議会議員は、特定の委員会に付託された全ての法律案に対して、当該委員会の構成員であるか否かにかかわらず、修正案を提出することができる。かつては、会議の前日17時まで修正案を提出することが認められていたが、それでは、政府、報告者、又はその他の委員会参加者が討論までにその修正案の趣旨を把握しておくことは困難であった。そこで、政府、委員長、報告者、又は意見のために付託された委員会による修正案以外の修正案については、原則として、遅くとも当該案文を審査する日の3平日前の17時までに、その作成者が委員会の事

(55) *ibid.*, p.1048.

(56) 憲法第45条第2項の審議促進手続が適用された場合、並びに、政府提出の予算法律案、社会保障財政法案、及び非常事態に関連する法律案が提出された場合は、委員会における審査期間の保障はない（憲法第42条第4項）。

務局に提出しなければならないこととされた（国規第 86 条第 5 項）。

ところで、伝統的に委員会の議事は本会議と異なり非公開が原則とされてきた。なぜなら、非公開にすることによって議員たちは比較的自由に自分の立場を述べ、活発な討議を行うことができると考えられていたからである⁽⁵⁷⁾。したがって、委員会の内容を知る手段は、会議の翌日以降に公表される議事概要に限られていた。しかし、1994 年に公開のルールが緩和されて、委員会理事部は聴聞をメディアに対して公開することを決定できるものとされ⁽⁵⁸⁾、また、議員は、討論や表決には参加できないものの⁽⁵⁹⁾、自分が所属していない常任委員会に出席することができるようになった（国規第 38 条第 1 項）。さらに、各会議の終了後、委員会の議事及び表決並びに委員会において述べられた発言が記された会議録が刊行されるものとされた（国規第 46 条第 3 項）⁽⁶⁰⁾。そして、2009 年の国民議会規則改正により、このような公開に関するルールが更に緩和され、委員会理事部は自ら選択した方法で委員会の議事を公開できるようになった（国規旧第 46 条第 1 項。その後の改正について VI 1 参照）⁽⁶¹⁾。

2 議事日程

委員会審査が終了すると、法律案は本会議で審議するため、本会議の議事日程に記載される。フランスでは、審議時間の配分について憲法で細かく定めているところに特徴がある⁽⁶²⁾。本会議の議事日程は、議長によって週に 1 度招集される議事協議会（IV2 参照）の提案に基づいて決定される（国規第 48 条第 1 項）。

しかし、第 5 共和制が始まって以来、憲法により全ての本会議の議事日程の決定権は政府に与えられ、1995 年の憲法改正で月に 1 日だけ議院が決定できる議事日程が加えられたものの、議員提出法律案の審議に割り当てられる時間は非常に短く、実際に採択される法律（国際協約を除く。）の約 80% は政府提出法律案であった。

2008 年の憲法改正では、4 週のうち 2 週を、政府が優先する法律案について政府の定めた順序に従って審議するために充て、残りの 2 週については議院が決定できるものとされた（憲法第 48 条第 2 項）。具体的には、まず 4 週のうち 1 週を、議院による政府の行為の監視及び公共政策の評価に充てることことができる（同条第 4 項）。また、月に 1 日の本会議は政府への不支持を明確にしている反対会派あるいはそれ以外の少数会派が提出した法律案の審議に充て、週に少なくとも 1 度の本会議は議員による政府への質問とそれに対する政府の答弁に使われなければならないとされた（同条第 5 項、第 6 項）。これを受けて、2009 年の改正により国民議会規則（第 1 編第 11 章）は、議事日程を決定する手続の詳細について規定した。

改革の後、採択される法律（国際協約を除く。）のうち議員提出法律案の割合は増加し続けており、第 13 立法期（2007～2012 年）では 30%、第 14 立法期（2012～2017 年）では 40% を超

(57) Guy Carcassonne, “De la démocratie au Parlement,” *Pouvoirs*, n° 64, février 1993, p.38.

(58) “Fiche de synthèse n° 24: Les commissions permanentes.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-organes-de-l-assemblee-nationale/les-commissions-permanentes>>

(59) ただし、当該委員会に法律案あるいは修正案を提出した議員については、討論に参加し、発言することができる。Décision n° 94-338 DC du 10 mars 1994.

(60) Pierre Avril et Jean Gicquel, “Chronique constitutionnelle française (1er janvier - 30 avril 1994),” *Pouvoirs*, n° 70, septembre 1994, p.188.

(61) “Fiche de synthèse n° 24: Les commissions permanentes.” *op.cit.*(58).

(62) 大石真・大山礼子編著『国会を考える』三省堂, 2017, pp.92-93（勝山教子執筆）を参照。

えている⁽⁶³⁾。ただし、採択にまで至る議員提出法律案のほとんどは与党提出のものである。また、政府提出法律案の審議に充てる時間が不足するため、政府の行為の監視と公共政策の評価のために使われるべき1週間が、実際には政府提出法律案の審議に充てられることも少なくない⁽⁶⁴⁾。さらに、採択される可能性に乏しい野党提出法律案の審議では与党議員の多くが欠席するためほとんど議論が行われないなど、政府と与党がリードする形で法律案の審議が進められている点は、2008年の憲法改正前とさほど変わっていない⁽⁶⁵⁾。

3 本会議における法案審議の合理化

(1) 簡略審議手続

2009年組織法律第16条を受けて、新たな簡略審議手続が導入された(国規第103～107条)。簡略審議手続とは、技術的性格の強い法律案に対して用いられることが想定されるもので、この手続を用いる場合には法律案の全般討議を行わない⁽⁶⁶⁾。通常の法案審議では全般討議の後、逐条討議が実施され、各条文について表決が行われるが、簡略審議手続では修正案が提出された条文のみが審議・表決される(国規第107条)。修正案については、政府、起草者の1人、主務委員会の長あるいは報告者、そして、その修正案に反対する者1人だけが発言することができる。修正案が提出されないときは、法律案全体が表決に付される(国規第106条)。簡略審議手続の発動を決定するのは、議事協議会である。議事協議会は、議長、政府、主務委員会の委員長、又は会派長の要求に基づき、政府提出法律案又は議員提出法律案が簡略審議手続の下で審議されることを決定することができる(国規第103条第1項)。

(2) 法案審議時間のプログラム化

(i) 導入の目的

2009年の国民議会規則改正で最も注目された制度の一つは、2009年組織法律第17条を受けて具体化された「法案審議時間のプログラム化(*temps législatif programmé*)」手続(以下、略称であるTLPを用いる。)である(国規第49条第5～13項、第55条)。本会議における個々の法律案の審議時間に上限を設けるこの手続は、本会議の審議を効率化し、審議の質の向上を図ることを目的としたものであり、類似の制度が隣国のイギリス、ドイツ、イタリア、スペインにも存在する⁽⁶⁷⁾。

先述のとおり、かねてから本会議の審議を長引かせる原因となっていたのは、議事妨害を目的として大量に提出される野党の修正案である。このような審議引き延ばし戦術としての修正案に対抗する手段として政府が憲法第44条第3項の一括投票を用いた場合、1つ1つの修正

(63) “Fiche de synthèse n° 34: L’initiative parlementaire.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-legislatives/l-initiative-parlementaire>>

(64) 憲法院は、憲法第48条第4項により政府の行為の監視と公共政策の評価のために留保された週の本会議全てが政府の行為の監視のために行われることを要請しているわけではなく、この週に政府の求める法律案の審議が行われても憲法に違反しないと判示している。Décision n° 2013-677 DC du 14 novembre 2013.

(65) 徳永 前掲注(19), p.331.

(66) 簡略審議手続は、1991年の国民議会規則改正により導入され1998年に一部修正を加えられていたが、短い全般討議は行われるものとされていた。また、運用では、その適用は会派間に合意のある法律案、とりわけ国際協約を承認するための法律案に限定されてきた。Luchaire et al. (sous la direction), *op.cit.*(53), p.1054.

(67) Bernard Accoyer, *L’Assemblée nationale*, Paris: Le Cavalier Bleu, 2010, p.80.

案に対する表決を排除することはできても、修正案に伴う個々の提出者の発言を省略することはできないため、審議時間短縮の効果は限定的である。したがって、憲法第49条第3項に基づき法律案に政府の責任をかけ、国民議会での審議自体をショートカットする方法が最も有効な対抗手段である。しかし、この手続は一種の強行採決であり、安易に使用すれば野党ばかりでなく国民からの批判を招き、政府の支持低下をもたらしかねない。そのため、近年では首相自身、同項の適用には慎重になっていた。さらに、2008年の憲法改正により、通常法律案に対して政府が同項の手続を発動できるのは1会期に1度だけに限定されることになった⁽⁶⁸⁾。2009年に導入されたTLPは、このように同項による政府の「武器」が制約されたことと引き換えに、その機能を代替することが期待されている。

(ii) 手続の概要

法律案の提出を受けてTLPを利用するかどうかを決定するのは議事協議会である。議事協議会が必要と判断すれば、本会議における特定の法律案に充てられる審議時間の上限が設定される(国規第49条第5項)。議事協議会が決定することのできる審議時間の上限については、具体的な時間が法令で規定されているわけではなく、議事協議会の裁量に委ねられている。

TLPの適用により1つの法律案の審議時間に上限が設定されると、まず、各会派に最低限の発言時間が配分されるが、反対会派への配分をより長くすることになっている(国規第49条第6項)。そして、追加される発言時間の60%は反対会派に配分されることとされ、その上で各反対会派の持ち時間は、所属議員数に応じて割り当てられる。残った時間は、その他の会派に構成員の数に応じて配分される。無所属議員にも、その数に応じた発言時間を配分しなければならない(同項)。会派に所属する議員が発言すれば、その発言時間が各会派に配分された総時間から差し引かれていく⁽⁶⁹⁾。ただし、会派の長については、全会派に配分された時間が計40時間を超えていない場合は1人当たり1時間、計40時間を超えている場合には1人当たり2時間の上限で、配分された時間の枠外で発言することができる。また、主務委員会の委員長及び報告者、意見のために付託された委員会の報告者も、配分された時間の枠外で発言することができる(同条第8項)。加えて、政府についても配分時間の枠外で発言することができるものとされている⁽⁷⁰⁾。

また、会派の長は「プログラム化された審議時間の延長 (*temps législatif programmé allongé*) (TLPA と略される。)」を得ることができる(国規第49条第9項)⁽⁷¹⁾。さらに、1会期に1度だけ、会派の長は「例外的な審議時間のプログラム化 (*temps législatif programmé exceptionnel*) (TLPE と略される。)」を得ることができる(同条第10項)⁽⁷²⁾。加えて、第1読会における討議が、法律

(68) ただし、予算法律案及び社会保障財政法律案に対しては、回数の制限はない。

(69) TLPの適用がない場合、法律案の各条項及び修正案に関する発言や動議の趣旨説明においては、個々の発言に対して時間の制限が課される。例えば、討議中の法律案の条項又は政府若しくは委員会が修正案として提出した新たな条項に関する委員会及び議員の発言は、2分以内とされている(国規第95条第2項)。しかし、TLPが適用されると、このような個々の発言に対する時間制限は解除される(国規第49条第7項)。

(70) 憲法によって政府に付与された諸特権に照らして、政府の発言時間に枠を設けることはできないと解されている。Pierre Avril et al., *Droit parlementaire*, 5^e, Issy-les-Moulineaux: LGDJ, 2014, p.161.

(71) この制度が導入された第13立法期(2007～2012年)の議事協議会は、その時間を30時間とし、次の第14立法期(2012～2017年)の議事協議会もこれを維持した。Jean-Philippe Derosier et Marc Doray, *La délibération après la révision constitutionnelle de 2008*, Paris: mare&martin, 2015, p.37.

(72) この時間は、第13立法期では議事協議会によって50時間とされ、第14立法期でも維持された。ibid.

案の提出後 6 週間未満である場合、あるいは元老院からの法律案送付後 4 週間未満である場合に、1 つの会派の長は、議事協議会による TLP の適用に対して拒否権を行使することができる（同条第 11 項）。他方、議事協議会は、自らが設定した審議時間が不十分であると判断したとき、その延長を決定することができる（同条第 12 項）。

TLP の適用により配分された時間を各会派は、本会議における審議のどの段階でも自由に使うことができる。当該法律案の全般討議、逐条討議、修正案の審議等いかなる段階でも構わない。会派に割り当てられた時間を使い果たすと、当該会派に所属する議員の発言は認められない（国規第 55 条第 3 項）。ある会派が法律案に対して修正案を提出していても、割り当てられた発言時間が既に尽きている場合には、その修正案は一切の討論なく表決に付される（同条第 4 項）。ただし、法律案の最後の条項の表決の後に、会派に属する議員が一議員として表決に関する説明を 5 分間行うことが認められている（国規第 49 条第 13 項）。この規定は、2009 年組織法律第 19 条を踏まえて設けられたものであるが、その趣旨は、会派を問わず所属する会派内で自己の意見を十分に表明できない個々の議員に対して一定の発言機会を保障することにある⁽⁷³⁾。また、議員による修正案の提出期限が過ぎてから、政府又は主務委員会が修正案として新たな規定を法律案に追加してきた場合、会派の長の要求により審議時間の延長が認められる（国規第 55 条第 6 項）。

このように、TLP によって目指されている本会議審議の合理化とは、本会議における審議時間の長期化を抑制しつつ、反対会派には重点的に発言時間を配分することによって、個々の会派が十分に意見を述べる機会を保障することである。この制度の導入に際しては、当時の反対会派であった社会党を中心に、法律案の検討に必要な審議時間が確保できなくなるとして強い反対があったにもかかわらず、現在は右派、左派を問わず、TLP は頻繁に利用されている⁽⁷⁴⁾。

4 政府統制

現代の立憲民主主義国家においては、立法だけでなく政府の活動に対する統制も議会の重要な機能である。2008 年の憲法改正では、法律の議決だけでなく、政府の行為を監視し公共政策についての評価を行うことも、議会の役割であることが明記され（憲法第 24 条第 1 項）、4 週のうち 1 週の本会議の議事日程は、そのような政府統制のために用いることとされた（憲法第 48 条第 4 項）。

(1) 不信任動議

フランスにおいても、政府に対する統制手段の一つに不信任決議がある。憲法第 49 条第 2 項により、政府に対する不信任動議（*motion de censure*）の提出は国民議会でのみ認められている。不信任動議の提出には、総議員の 10 分の 1 以上の署名が必要とされ、安易に賛成票を投じさせないように説得する時間を確保するため、提出後 48 時間経過しなければ表決を行うこと

(73) Audrey de Montis, *La rénovation de la séance publique du Parlement français*, Paris: Dalloz, 2016, p.508.

(74) 2012 年の総選挙の結果国民議会の多数会派となった左派は、自分たちが強く反対していた手続である TLP の適用に当初慎重であった。しかし、2013 年の同性婚を認める法律案に関する審議の第 1 読会において、1 月 29 日～2 月 12 日の間に 110 時間以上の審議時間が費やされた結果、それまでの慎重な態度を変え、第 2 読会において TLP が適用されたのである。その後は、複数の政府提出法律案に対して TLP がさほど躊躇（ちゅうちょ）なく適用されるようになった。Derosier et Doray, *op.cit.*(71), p.39.

はできない⁷⁵⁾。さらに、不信任動議の採決では、賛成票のみがカウントされ、棄権は反対票とみなされるため、採択へのハードルは高くなっている（国規第153条、第154条）。また、議員による不信任動議に対する署名には回数制限があり、同一の常会中には3回、同一の臨時会中には1回しか認められていない。

政府が特定の法律案に責任をかけた場合、それから24時間以内に不信任動議が提出され、上記の手続で採択されない限り、当該法律案は採択されたものとみなされる（憲法第49条第3項、国規第155条）。

不信任動議が採択されると、政府は総辞職する（憲法第50条）。1962年にド・ゴール（Charles de Gaulle）大統領が大統領直接公選制を導入した際、第5共和制で初めて政府に対する不信任動議が採択されてポンピドゥー（Georges Pompidou）内閣は退陣した。しかし、その後は国民議会に政府を支える比較的安定した多数派が形成され続けてきたため、それ以降の採択例はない。

(2) 質問制度

(i) 口頭質問

政府に対する質問は、フランスにおける議院内閣制の誕生以来、議員が有する重要な権利の一つであるが、第5共和制憲法で初めて、議員が政府に質問する権利が憲法に明記された（憲法旧第48条第2項）。また、第5共和制においてはこれまで様々な口頭質問手続が導入されてきたが、十分な成果が得られず廃止されたものも少なくない。

第5共和制当初は、憲法上、口頭質問のための本会議が開かれる回数は週に1度に限定されていたが、1995年の憲法改正により、週に「少なくとも（au moins）」1度の本会議が議員による政府への質問のために開かれると修正された（憲法旧第48条第2項）。さらに、2008年の憲法改正により、4週のうち1週は、議院による政府の行為の監視と公共政策の評価のための本会議が開かれることになったので（憲法第48条第4項）、そのために設定された週には、政府への質問を目的とした本会議が複数回開かれている。質問を提出するための要件は議院理事部が設定し、それらの質問のための本会議の開催は議事協議会が決定している。

現在、国民議会において議員が政府の政策や行政活動について政府の構成員に直接口頭で質問できる手続には、①討論を伴わない口頭質問（question orale sans débat）、②対政府質問（question au gouvernement）、③対大臣質問（question à un ministre）の3種類があり、これらの質問制度は、多くの議院内閣制諸国の議会と同様に、政府を統制する手段として重要な役割を果たしている⁷⁶⁾。

(a) 討論を伴わない口頭質問

討論を伴わない口頭質問⁷⁷⁾は、議員が大臣に対して行うものとされているが、政府の一般政策に関する質問は、首相に対して行うものとされている（国民議会理事部一般規程（Instruction Générale du Bureau de l'Assemblée nationale. 以下「理事部一般規程」という。）第15条I第1項）。慣例では、質問者である個々の議員の選挙区の地域的問題に関する質問が多い。質問は他の質問手

⁷⁵⁾ 総議員の意味は、法定議員数ではなく現在議員数とされている（国規第153条第1項）。

⁷⁶⁾ 大山礼子『フランスの政治制度 改訂版』東信堂、2013、p.111。

⁷⁷⁾ かつて、「討論を伴う口頭質問（question orale avec débat）」もあったが、国民議会ではほとんど利用されなくなり、1994年に国民議会規則から削除された。ただし、2000年の10月と12月に1度ずつ例外的に実施された。

続も含めて1人の議員として行うものとされ、会派や委員会の名で会派長や委員長が質問することは禁止されている⁽⁷⁸⁾。質問内容は、議長を通じて政府に通知される(同条I第3項)。

議事協議会の決定により、1度の本会議で質問できる数は現在32件とされ⁽⁷⁹⁾、1つの質問、大臣の答弁、その答弁に対する質問者による反論に使える時間は合計で6分とされている⁽⁸⁰⁾。もっとも、質問の相手方である大臣自身がこの質問のための本会議に出席することは珍しく、通常は受命大臣 (*ministre délégué*) や大臣補佐 (*secrétaire d'État*) が答弁を行っている⁽⁸¹⁾。

討論を伴わない口頭質問のための本会議は、1990年代以降、火曜日の午前に設定されてきたが⁽⁸²⁾、2008年の憲法改正で4週のうち1週は議院による政府の行為の監視と公共政策の評価のための本会議が開かれるとされたのを受けて、2009年の国民議会規則改正により、この政府統制のための週には、討論を伴わない口頭質問を複数回開くことができるようになった(国規第134条第1項)。それ以降、討論を伴わない口頭質問は、原則としてこの週に集中的に、火曜日の午前と木曜日の午前の本会議を使って開催されている⁽⁸³⁾。また、当該国民議会規則改正によって、質問者としての反対会派の役割が強化され、質問の半数は反対会派から提出されるものとされた(国規第134条第2項、第133条第2項)。さらに、各会派は質問のための本会議において少なくとも1件の質問ができる(国規第134条第2項、第133条第3項)。討論を伴わない口頭質問は、現行の国民議会規則に唯一明記されている口頭質問手続である。

(b) 対政府質問

対政府質問のための本会議は、議事協議会の決定により1974年に法令上の根拠なく始められたもので⁽⁸⁴⁾、当初は、水曜日の午後、大統領主宰の大臣会議の後の本会議がこの質問手続のために開かれていた。その後、1995年の憲法改正により、週に「少なくとも」1度の本会議が議員による政府への質問のために開かれることになったのを受けて、対政府質問のための1時間の本会議が、週に2度、常会において開かれることになった。そして、2008年の憲法改正

(78) 憲法第48条第6項(旧第48条第2項)が「国会議員の質問」という表現を用いていることから、憲法院によって導かれた解釈である。Décision n° 69-37 DC du 20 novembre 1969.

(79) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-l-assemblee-nationale/les-fonctions-de-contrôle-et-l-information-des-deputés/les-questions>>

(80) *ibid.*

(81) Pauline Türk, *Le contrôle parlementaire en France*, Paris: LGDJ, 2011, p.139. 「受命大臣」とは、首相又は各省大臣の下に置かれ、その所管に属する一定の事項を管理するために委任を受けているが、大臣に認められる権限の全てを備えている大臣を指し、「大臣補佐」とは、政府の職階上大臣に次ぐ位置にある政府の構成員を指す(R.ギリアン・J.ヴァンサン編著(中村紘一ほか監訳, *Termes juridiques* 研究会訳)『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, pp.280, 390 (原書名: Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridiques*, 16^e éd., 2007.) 参照)。

(82) その前は金曜日に開催されていたが、議員や大臣たちが自身の選挙区へ戻る週末であるため、欠席者が多かった。詳しくは、福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社出版, 2001, pp.42-43を参照。

(83) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” *op.cit.*(79). ただし、予算審議の時期は、これ以外の日時でも開催されている。

(84) 当時の憲法第48条第2項の文言は、質問のための本会議は週に1度である (*une séance par semaine*) としていたため、対政府質問の創設によって質問のための本会議が他の質問手続と合計して週に2度になるのは憲法に違反することを意味していた。そのため、(憲法院によって違憲判決を下されないよう)対政府質問は国民議会規則にあえて記載されなかった。しかし、この手続は、執行府の長であるジスカール・デスタン (Valéry Giscard d'Estaing) 大統領自身のイニシアティブで始められたものであったため、その後も続けられたのである。かかる憲法実践を、「憲法習律 (*convention de la constitution*)」と呼ぶ学説もある。ピエール・アヴリル(徳永貴志訳)「フランスにおけるいくつかの憲法問題に憲法習律 (*convention de la constitution*) の観念を適用すること」山元・只野雅人編訳『フランス憲政学の動向—法と政治の間—』慶應義塾大学出版会, 2013, pp.208-209を参照。

により、臨時会においても質問時間を設けることができるとされたので（憲法第48条第6項）、それ以来、臨時会には対政府質問のための1時間の本会議が週に1度開かれている⁽⁸⁵⁾。

現在、常会で火曜日の午後と水曜日の午後開催されている対政府質問は、大臣全員が出席し、1981年以來テレビ中継も行われているため、国民の関心も高い。質問内容は特に決まっておらず各質問者に委ねられているが、討論を伴わない口頭質問が地域に関する問題を中心に行われているため、対政府質問は全国的テーマあるいは国の政策全般に関するものが多い。通常、多数会派からの質問が政府の政策のポイントを政府自身に説明させるために行われているのに対して、反対会派からの質問は政府（の政策）を批判するために行われている。答弁が大臣の自発的意思によってなされるようにするため、これらの質問内容は事前に政府には知らせず、事前に公表もしないと言われていた（理事部一般規程第15条Ⅱ）。そのため、質問者の氏名のリストだけが本会議の遅くとも1時間前には議長に伝達されることになっている。しかし、実際には、多数会派からの質問は事前に政府に知らされているため、それらの質問については政府は答弁を用意している⁽⁸⁶⁾。

また、議事協議会の決定により、2009年2月に対政府質問手続の一部が改正され、それ以来、議員による1件の質問とそれに対する大臣による答弁にかかる時間は、質問2分、答弁2分（ただし、首相は除く）とされ、1回の本会議当たり15組の質問と答弁が行われるものとされている⁽⁸⁷⁾。憲法で保障された諸特権により政府は議事協議会が設定した時間を超えて答弁することも可能であると解されており、実際、大臣による答弁が長時間に及んだためにしばしば議員の質問時間が失われる時期もあったが、現在は本会議場に設置された電光表示タイマーにより、この時間は遵守されている。

対政府質問は、国民の関心の高さにもかかわらず、2009年の国民議会規則改正においても明記されることはなく、法令上は議事協議会の決定によって設定される口頭質問（国規第133条第1項）の一つに過ぎない。対政府質問についても、質問の半数は反対会派が提出するものとされている（同条第2項）⁽⁸⁸⁾。また、各会派は対政府質問のための本会議において少なくとも1件の質問ができる（同条第3項）。最初の質問は反対会派、少数会派、又は無所属議員が行うものとされ（同条第4項）、多数会派とそれ以外の会派が交互に質問する慣例になっている。その結果、対政府質問については週に2度の本会議を通して、多数会派と反対会派及び少数会派とが計30件の質問を約半分ずつ分け合っている⁽⁸⁹⁾。加えて、議事協議会の決定により（同条第5項）、無所属議員は8度の本会議につき1件の質問をすることが認められている⁽⁹⁰⁾。質問を通じた政府統制は、野党の重要な役割であることが強く意識されているのである。

(c) 対大臣質問

2008年の憲法改正により、4週のうち1週は、議院による政府の行為の監視と公共政策の評価のための本会議が開かれることとされたのを受けて、2009年に議事協議会の決定により、こ

(85) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” *op.cit.*(79)

(86) Avril et al., *op.cit.*(70), p.349.

(87) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” *op.cit.*(79)

(88) ただし、1981年以前も与野党同数の質問件数の配分であった。Avril et al., *op.cit.*(70), p.349.

(89) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” *op.cit.*(79)

(90) *ibid.*

の週においてのみ、対大臣質問と呼ばれる新たな質問制度が実施されることになった⁽⁹¹⁾。対大臣質問とは、対政府質問が終了した後に1時間を使って、大臣に対する質問を行うことができる制度である。対政府質問と同じく、議事協議会の決定により、議員による1件の質問とそれに対する大臣による答弁にかかる時間は各2分とされている。さらに、質問者は大臣の答弁に対して1分以内で再質問することが認められており、それに対して大臣も1分以内で再答弁することができる⁽⁹²⁾。質問の半数は反対会派が提出すること（国規第133条第2項）、各会派が本会議において少なくとも1件の質問ができること（同条第3項）、最初の質問は反対会派、少数会派、又は無所属議員が行うものとされている（同条第4項）点は、対政府質問と同じである。

対大臣質問は、当初はそれほど利用されなかったが、オランド（François Hollande）大統領時代の第14立法期（2012～2017年）になって増加した⁽⁹³⁾。

（ii）文書質問

文書質問（question écrite）は、個々の議員が1人の大臣に対して閉会中でも提出できるため、かねてから絶えず利用されてきた。質問文は全て議長を介して政府に通知されるが（国規第135条第4項）、政府の一般政策についての質問は首相に対するものとされている（同条第1項）。2008年からは議員はインターネットを使って質問を送ることもできるようになった。過去に送られた質問に対する大臣の答弁と新たな質問文は会期中であるか否かを問わず、毎週官報の別冊で公示される（同条第5項）。2016年から、この官報別冊は電子化されており、国民議会のウェブサイトからこれらの質問文と大臣による答弁を閲覧することができる⁽⁹⁴⁾。

権力分立への配慮から、裁判所の判決や大統領及びその権限を問題にする文書質問は原則として受理されない。また、外交及び防衛上の機密事項に関する質問も不受理とされる。他方、コンセイユ・デタにより、大臣の答弁はいかなる法的効力も有さず、行政機関を拘束しないと解されている⁽⁹⁵⁾。

文書質問は提出の手軽さから、これまで増加の一途をたどり、1959年に3,700件だった質問数が、1994年には12,000件にまで増加し、2015年には20,066件にまで至っている。2015年9月30日時点で、答弁までの期間の平均は180日、約70%の答弁率である⁽⁹⁶⁾。

文書質問が増加したことにより、それに対する政府の回答は遅れがちである。そのため、1994年に運用として生まれた、文書質問への回答の遅れに対する注意喚起の手続（question écrite signalée）が、2009年の国民議会規則改正によって正式に導入された。すなわち、大臣による応答が2か月以上なされなかった文書質問があった場合、会派の長はそれらの質問の一部について、注意喚起を官報に掲載することができる（国規第135条第7項）。注意喚起のなされた文書質問に対して大臣は10日以内に答弁しなければならない（同項）。さらに、政府の回答

(91) 「選別された質問（question crible）」と呼ばれる類似の質問制度が1989～1992年に実施されたことがあるが、その時はあまり利用されなかった。*L'Assemblée nationale dans les institutions françaises, Fiches de synthèse, op.cit.*(24), p.417.

(92) Avril et al., *op.cit.*(70), p.351.

(93) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” *op.cit.*(79)

(94) “Recherche avancée des questions.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/recherche/questions>>

(95) ただし、税務に関する答弁は、行政府の公式な解釈を示すものと理解されている。Avril et al., *op.cit.*(70), p.371.

(96) “Fiche de synthèse n° 51: Les questions.” *op.cit.*(79)

が遅れる原因となっている文書質問の増加に歯止めをかけるため、2014年の国民議会規則改正（VI5参照）により、議事協議会は、各常会の前に次の常会の開会までに議員が提出することのできる文書質問の件数に上限を設けることができるようになった（国規第135条第2項）⁽⁹⁷⁾。

(3) 調査委員会

議会の調査権は、フランスに議院内閣制が生まれた7月王政期（1830～1848年）において既に、議会が有する統制権から派生するものとして観念されていた⁽⁹⁸⁾。しかし、第3、第4共和制期の「強すぎる議会」への反省から、第5共和制では議会の立法権とともに調査権も縮小されることになる。両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンス第6条は、憲法第43条に規定された委員会に加えて、特定の事実に関する情報を収集し、その結論を議院に提出する調査委員会（*commission d'enquête*）、あるいは、公役務や国営企業の管理運営に関して調査し、議院に報告する監視委員会（*commission de contrôle*）を議院内に設置することができるように定めていた（旧第1～3項）ものの⁽⁹⁹⁾、その活動は停滞していた。

しかし、次第に議会の調査機能の重要性は見直され、同オルドナンスの1977年の改正により、調査委員会と監視委員会には、必要な証人を召喚し、それらの証人の偽証や証言拒否に対して罰則を科すことができる強制調査権が付与された。また、これらの委員会の報告者は、機密事項、国防や外交あるいは治安に関する事項を除き、あらゆる公文書にアクセスする権利が与えられた。調査期間も4か月から6か月に延長され、報告書の公開原則も定められた。さらに、1988年には、全ての会派の長が常会に1度、調査委員会あるいは監視委員会を設置する決議案を追加の議事日程に記載することができる権利（*droit de tirage*）が実験的に導入された⁽¹⁰⁰⁾。加えて、1991年には、調査委員会と監視委員会とに分けられていた2つの役割が、調査委員会に一元化され、業務の正統性を高めるために委員の会派比例原則や聴聞の公開原則が導入された⁽¹⁰¹⁾。そして、2008年の憲法改正により、調査委員会の設置が憲法で明文化され（憲法第51-2条）、これを受けて2009年に改正された国民議会規則は、調査委員会設置の要件を改めて詳細に規定した（第3編第1部第4章）。

調査委員会は、日本の国会における国政調査権と同様、権力分立に配慮しなければならない、特に司法権への干渉にならないよう、司法手続の対象となっている案件の調査を行うことはできない（オルドナンス第6条I、II、国規第139条）。また、大統領に対する証人喚問等の調査もできないものとされている⁽¹⁰²⁾。

調査委員会の設置には、議員から提出された設置を求める決議案を所管の常任委員会で検討し、議院で議決することを要する。そのため、多数会派の賛同が得られない調査委員会の設置

(97) この規定を受けて、2015年6月9日に議事協議会は、同年10月1日から2016年9月30日までの間に、1人の議員が提出することができる文書質問の上限を52件とした。*ibid.*

(98) Türk, *op.cit.*(81), p.157.

(99) 両委員会ともに、その構成員は議院における多数決投票で選出され（旧第6条第4項）、設置の決定から4か月以内に報告書を提出し、報告書の提出をもって活動は終了するものとされていた（同条第5項）。

(100) 反対会派による調査委員会若しくは監視委員会の設置提案を審議の対象にすることが目的であったため、実際に反対会派の要求が通ることはほとんどなかった。Avril et al., *op.cit.*(70), p.361.

(101) アメリカ連邦議会の公聴会がモデルとされている。Türk, *op.cit.*(81), p.158.

(102) 先述のバラデュール委員会など、その見直しを求める声もあるが、現在までのところ実現には至っていない。Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la V^e République, *op.cit.*(31), p.39.

はこれまで極めて困難であった。そこで、2008年の憲法改正により保障された反対会派及び少数会派の権利（憲法第51-1条）の趣旨を反映して、国民議会総選挙前の常会を除く常会に1度、反対会派又は少数会派の長には、議事協議会において調査委員会の設置に関する決議案の審議を求める権利が保障された。ただし、この決議案は国民議会の総議員の5分の3以上の反対があれば否決されるものとされた（国規旧第141条第2項。その後の改正についてVI6参照）。また、調査委員会の委員の上限は30人とされ（国規第142条第1項）、調査委員会の委員長又は報告者は、反対会派に属する議員から選出されることとされた（国規第143条第2項）。

調査委員会は、設置から6か月以内に調査内容を報告書にまとめ、議長に提出しなければならない（国規第144-2条第2項）。報告書の提出をもって調査委員会の活動は終了する。この報告書は、原則として官報で公表され、その内容について本会議で審議することができる（ただし、表決はできない）。また、2011年2月3日法律⁽¹⁰³⁾により、調査委員会から聴取を受けた者は、その報告書の内容を知り、それに意見を述べることができるようになった。ただし、その意見を報告書に反映させるか否かは調査委員会の判断に委ねられている。

(4) 調査団

政府の政策に関する監視と調査のために1976年から元老院で活用されている調査団（mission d'information）と呼ばれる制度（元老院規則第21条）が、1990年の国民議会規則改正により国民議会においても導入された⁽¹⁰⁴⁾。調査団は、特定の会期中に限り調査を目的として一時的に設置されるものであり⁽¹⁰⁵⁾、1つの常任委員会だけで設置することもできれば、複数の常任委員会が共同で設置することもできる（国規第145条第2項）。常任委員会の調査権限は次第に拡充されていき、両議院の運営に関する1958年11月17日のオルドナンスの1996年の改正により、必要な証人を召喚する権限など、調査委員会が有する諸権限が議院の常任委員会及び特別委員会に付与されたことに伴って、調査団及びその報告者がこれらの権限を行使できるようになった（ただし、調査委員会と同様に、権力分立原則に基づく制約がある）。また、2003年からは、議長の提案に基づいて議事協議会によって調査団を設置することもできるようになった（同条第4項）。

かねてから常任委員会によって組織される調査団の重要な役割の一つに、立法の施行状況の調査があるが（国規第145条第2項）、調査を実施する調査団の構成については、2009年の国民議会規則改正により反対会派への配慮がなされ、2人で構成される場合には、その1人は反対会派に属する議員から選出され、2人を超える場合は会派比例を原則とする（同条第3項）。また、調査団の団長又は調査報告者についても2人のうち1人は反対会派の議員から選ばれることになった（同条第4項）。

調査団については、調査委員会ほどの厳格な要件が課されていないことから設置が容易であるため、これまで頻繁に利用されてきた。調査団の調査対象が調査委員会と重なることもあるが⁽¹⁰⁶⁾、アスベスト問題のように裁判所に係属中であることを理由に調査委員会の設置が断念さ

(103) Loi n° 2011-140 du 3 février 2011 tendant à renforcer les moyens du Parlement en matière de contrôle de l'action du Gouvernement et d'évaluation des politiques publiques.

(104) Türk, *op.cit.*(81), p.149.

(105) Décision n° 90-275 DC du 6 juin 1990.

(106) 例えば、フランス全土で15,000人近い死者を出した2003年の猛暑（canicule）の調査は、国民議会の調査委員会と上下両議院の調査団によって実施された。Türk, *op.cit.*(81), p.150.

れた案件について調査団が組織されたこともある⁽¹⁰⁷⁾。調査委員会と同じく、調査団の報告書の内容についても本会議で審議することができる（ただし、表決はできない）（国規第145条第8項）。

調査委員会や調査団による報告書は、しばしばメディアでも大きく取り上げられ、議員提出法律案や議員による修正案の提出、あるいは司法手続の開始につながることも少なくないが、場合によっては、大きな制度改革をもたらすこともある⁽¹⁰⁸⁾。

(5) 公共政策評価・監視委員会

2008年の憲法改正によって、議会に公共政策を評価する権限が明示的に付与され（憲法第24条1項）、これを受けて2009年の国民議会規則改正では、公共政策評価・監視委員会（*comité d'évaluation et de contrôle des politiques publiques*. 以下、略称であるCECを用いる。）が新設された。CECは、（例えば、都市政策のような）1つの常任委員会が所管する領域には収まりきらない分野横断的な公共政策について評価を行うことを主要な任務とする（国規第146-3条第1項）。CECは議院の常設機関であり、委員は立法期の最初に選任されて当該立法期の終わりまで任務に従事する（国規第146-2条第3項）。議長を委員長として、各会派長、常任委員会委員長、欧州問題委員会委員長、財政・一般経済・予算監視委員会総括報告者などのメンバーと、各会派の所属議員数に比例して任命されるメンバーの計36人の委員から構成される。

CECは、自身の提案又は常任委員会の要求に基づいて公共政策の評価を実施する（国規第146-3条第1項）。また、所管の委員会又は議長からの要求を受けて、政府提出法律案に添付された影響調査について意見を述べる（国規第146-5条）。ただし、憲法院判決により、CECの活動に対しては次のような留保が付された⁽¹⁰⁹⁾。すなわち、CECは、議院による評価と監視を可能にするための調査を行う役割を担うだけであって、政府に対して命令を発することは許されず、特定の委員会に留保された予算の領域に関する監視と評価を行うこともできない。

CECは報告者を2人選ぶことができるが、調査委員会と同様に、そのうち1人は反対会派から指名されなければならない（国規第146-3条第3項）。CECの報告者は、2008年の憲法改正により政府の行為の監視について議院を補佐する任務を追加された会計検査院（憲法第47-2条）など、議院外の専門家の協力を得ることができる（国規第146-3条第4項）。さらに、政府の行為の監視と公共政策の評価に関する議院の権限拡大を目的とした2011年2月3日法律により、監視と評価を任務とする両議院に置かれた常設機関に対して調査委員会と同等の調査権限が付与されたことを受けて⁽¹¹⁰⁾、CECは、一部を除く公文書の閲覧、必要な証人の召喚などの強制調査権を有することになった。毎年、CECによって3～7件の調査報告書が提出されているものの、CECの有効性の評価についてはいまだ定まっていない⁽¹¹¹⁾。

(107) Pauline Türk, *Les institutions de la V^e République*, Issy-les-Moulineaux: Gaulino, 2016, p.175.

(108) 例えば、2000年に発覚した児童に対する性的虐待事件で有罪判決を受けた者のうちの数人（そのうち1人は拘留所内で自殺）が後にえん罪であることが判明したウトロー（Outreau）事件に関する調査を挙げることができる。この事件について調査するため国民議会に設置された調査委員会が2006年に提出した報告書（600ページ以上）によって明らかとなった事実を契機として、予審制度を主な対象とする司法制度改革が行われた。

(109) Décision n° 2009-581 DC du 25 juin 2009.

(110) 服部有希「【フランス】議会の政府監視機能を強化する法律の制定」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, p.13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050620_po_02470105.pdf?contentNo=1>

(111) Türk, *op.cit.*(107), p.177.

(6) 大統領の官職任命に対する拒否権

2008年の憲法改正により憲法第13条第5項が新設され、大統領による特定の官職の任命に対する拒否権が、両議院における所管の常任委員会に付与された。両議院の所管委員会が5分の3以上の多数で反対した場合には、大統領は当該官職の候補者を任命することができない。これを受けて、2009年に国規第29-1条が創設され、議院におけるその具体的な手続が規定された。

VI 2014年の国民議会規則改正

2014年11月28日に再び国民議会規則が改正された。この改正は、バルトロヌ（Claude Bartolone）議長の提案によるものである。同議長は、国民議会改革を目的として2013年1月に国民議会議員による作業グループを設置し、そこで提案された内容の一部が本改正の基になっている⁽¹¹²⁾。

1 委員会の公開原則

2009年の国民議会規則改正により、既に委員会の公開はある程度実現していたが、本改正ではそれを更に進め、委員会の議事は公開が原則とされた（国規第46条第1項）。委員会審査の様子を視覚的手段で発信することができるように委員会室の設備が整えられ、実際に、国民議会のウェブサイトからインターネットでの閲覧が可能となっている⁽¹¹³⁾。ただし、傍聴が許されているのはメディア関係者のみであり、市民の傍聴は認められていない。また、各委員会の理事部は理由を示して非公開の決定を下すことができる（同条第2項）。

委員会議事の公開は、議員と国民との民主的なコミュニケーションを図り、委員会における決定の正統性を高める上で重要な原則ではあるが、その一方で、公開であるがゆえに討議の内容に事実上の制約がかかり、むしろ、非公開で行われているインフォーマルな会派の会合（réunion）が、これまで以上に実質的な交渉と妥協の場になっていくのではないかとの指摘もある⁽¹¹⁴⁾。

2 利益相反の防止

政治倫理の向上を目指して制定された2013年10月11日の組織法律第2013-906号及び2013年10月11日の法律第2013-907号⁽¹¹⁵⁾を受けて、国規第80-1～80-5条が創設された。

(112) Jean-Philippe Derosier, “Le Conseil constitutionnel, toujours gardien de l’exécutif... et garant de la démocratie À propos de la décision du 11 décembre 2014, Résolution tendant à modifier le règlement de l’Assemblée nationale,” *La Semaine juridique. Administrations et collectivités territoriales*, N° 7, 16 février 2015, p.21. バルトロヌ議長は、2014年11月に、外部の専門家も加えて新たな作業グループを発足し、この作業グループは、2015年10月に「民主主義を再構築する (Refaire la démocratie)」と題する960ページもの報告書を提出している。

(113) “Fiche de synthèse n° 24: Les commissions permanentes.” *op.cit.*(58); “En direct.” Vidéos. Assemblée nationale website <<http://videos.assemblee-nationale.fr/direct.php>>; “A la demande.” *ibid.* <<http://videos.assemblee-nationale.fr/seance-publique>>

(114) Jean-Éric Gicquel, “La modification du règlement de l’Assemblée nationale du 28 novembre 2014. Une réforme soumise à l’appréciation du Conseil constitutionnel,” *La Semaine juridique. Édition générale*, N° 5, 2 février 2015, p. 210.

(115) Loi organique n° 2013-906 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique; Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. 詳しくは、服部有希「【フランス】閣僚、国会議員等の利益相反行為の防止及び資産の届出」『外国の立法』No.258-1, 2014.1, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8407333_po_02580104.pdf?contentNo=1>を参照。

議院理事部は、利益相反の防止を主な内容とする倫理規範を作成し（国規第 80-1 条第 1 項）、その倫理規範を遵守させるための監督機関として倫理監 1 人を選任する（同条 2 項）。倫理監は、立法期を任期とする常設機関であり（国規第 80-2 条第 2 項）、年次報告書を提出しなければならないが（国規第 80-3 条第 4 項）、議員からの求めに応じて個別に助言することもできる（同条第 2 項）。

3 不受理に対する説明の要求

憲法第 40 条により、議員が提出した法律案及び修正案は、その採択により公的収入の減少あるいは公的支出負担の創設若しくは増大が生じる場合には受理されない。受理不受理の判断は、議院理事部、主務委員会の委員長、財政・一般経済・予算監視委員会の委員長などに委ねられている（国規第 89 条第 3 項）。しかし、それらの判断が客観的な基準に基づいて下されていないのではないかとの指摘があったため、本改正により、不受理となった議員提出法律案又は修正案の提出者は、当該不受理について書面による説明を要求することができるとする規定が新設された（同条第 6 項）。

4 法案審議の合理化と政府の権限

原則として、国民議会の本会議は、毎週火曜日の午前（9:30～13:00）・午後（15:00～20:00）・夜間（21:30～翌 1:00）、水曜日の午後・夜間⁽¹¹⁶⁾、そして木曜日の午前・午後・夜間に開かれるものとされている（国規第 50 条第 1 項、第 4 項）。しかし、政府の要求に基づく議事協議会の提案により、それ以外の日時に本会議を開くことも可能である（同条第 2 項）。特に、2008 年の憲法改正によって、政府が要求する法律案の審議のために優先的に配分される期間が 4 週のうち 2 週に減らされたため（憲法第 48 条第 2 項）、その不足を補うために政府が追加の本会議を要求することが常態化し、法案審議が長時間に及んでいることに対して、与野党を問わず議員たちから不満が出ていた。そこで、本改正では、政府が追加の本会議を要求できるのは、憲法第 48 条第 3 項に規定された予算法律案、社会保障財政法律案など、議事日程について政府の優先権が保障された法律案に限定されるものとされた（国規第 50 条第 2 項）。ただし、憲法院の判決により、議事協議会の決定があれば、政府に優先的に留保された 2 週の議事日程に収まっている限り、憲法第 48 条第 3 項に規定された法律案以外でも政府が要求する法律案について追加の本会議において審議することは可能であるとされた⁽¹¹⁷⁾。

また、本改正では、法案審議の長時間化への対応として、立法期の最初に、議事日程に記載された全ての案文の全般討議に充てる時間を議事協議会が設定できるものとした（国規第 49 条第 2 項）。ただし、憲法院の判決により、「議会審議の明瞭性と誠実性の要請」を遵守しなければならないとの留保が付された⁽¹¹⁸⁾。

他方、2008 年の憲法改正により、政府が要求する法律案の審議のために優先的に配分される時間が 4 週のうち 2 週に減らされたことに伴って新たに生じたもう一つの現象として、憲法第 45 条第 2 項に基づく政府による審議促進手続の乱発がある。政府提出法律案に関する審議

(116) 水曜日の午前は委員会の活動に留保されており、本会議を開くことはできないとされている（国規第 50 条第 3 項）。

(117) Décision n° 2014-705 DC du 11 décembre 2014.

(118) *ibid.*

時間の不足を審議促進手続によって補っているのである。2013～2014年の会期では、政府が提出した法律案の約3分の2に対して審議促進手続が利用された。

ところで、2008年の憲法改正により法律案の委員会審査が強化されたことに伴い、2009年の国民議会規則改正では、法律案の本会議審議を円滑に進めるため、委員会で採択された案文は本会議が始まる7日前までに電子的方法によって議員に配付されなければならないことになった（国規第86条第4項）。しかし、審議促進手続が適用された場合には、7日前までの案文の配付は免除されるため、委員会審査で採択された法律案について議員たちは本会議開始前に十分検討することができない。つまり、審議促進手続の乱発は、議員から多くの法律案に対する検討時間を奪っているのである。そこで、2014年の国民議会規則改正では、審議促進手続が用いられた場合でも本会議7日前までの案文の配付が要求されるものとしようとしたが、憲法第45条第2項で政府に保障された権限を制限することになるとして、憲法院によって違憲とされた⁽¹¹⁹⁾。

5 文書質問提出数の制限

先述のとおり（V4(2)(ii)参照）、文書質問は提出の手軽さからこれまで増加の一途をたどってきたが、政府の回答までの時間を長引かせる結果となっているため、本改正では、提出件数自体を抑制する新たな制度が設けられた。すなわち、議事協議会は、各常会の前に、次の常会の開会までに議員が提出することのできる文書質問の件数に上限を設けることとされた（国規第135条第2項）。

6 反対会派及び少数会派の権利の拡充

2009年の国民議会規則改正において既に、常会に1度、反対会派又は少数会派に調査委員会の設置を求める権利が保障されたが、本改正では、これに対する総議員の5分の3以上による拒否権が削除された（国規第141条第2項）。また、反対会派又は少数会派から調査委員会設置の提案が出された場合に、所管の常任委員会が調査委員会の設置に必要な要件が満たされているか否かを検証するが、多数会派による妨害工作を排除するため、当該委員会はその妥当性について意見を述べることはできず、修正案を受理することもできないとされた（国規第140条第2項）⁽¹²⁰⁾。

さらに、本改正では、調査団についても、反対会派又は少数会派が常会に1度、その設置を要求することができるようになった（国規第145条第5項）。調査団は、調査委員会と異なって、国民議会総選挙前の常会でも設置することができるため、反対会派や少数会派にとって選択の幅が広がった。

加えて、特定の法律の施行状況に関する報告書を提出する任務を担うこととなった反対会派所属議員（国規第145-7条第1項、第2項）が、その法律案についての第1読会の委員会報告書に自分の意見を盛り込むことを要求できるようになった（国規第86条第7項）。政府提出法律案に添付された影響調査についての意見を含み得ることから、その審議過程において影響調査の不備を討議の対象にすることが容易になったと言えるであろう。なお、反対会派又は少数会

(119) *ibid.*

(120) 反対会派又は少数会派からの提案でない場合には、所管の常任委員会がその妥当性について意見を述べる（国規第140条第1項）。

派の要求により、法律案についての第1読会の委員会報告書にこれらの会派の意見を加えることができることも、併せて規定された（同項）。

VII 2017年の国民議会規則改正

2017年10月11日に、議院理事部の構成員の選任に関する国民議会規則の規定が改正された。

上下両議院には、理事部（Bureau）と呼ばれる機関が置かれている。議院理事部は、法律案の受理審査等議院における議事の運営・管理、院内各部局の指揮監督のほか、議員の免責特権、懲罰事犯、兼職制限等の審査や倫理規範の策定等を担う。そして、国民議会の理事部は、議長1人、副議長6人、財務担当理事3人、書記担当理事12人の計22人で構成される（国規第8条）。副議長は基本的に名誉職ではあるが、議長が不在の場合には議長の代理を務める（国規第11条第1項）。財務担当理事は、議院の財政及び管理事務を行う役職である（国規第15条第1項）。書記担当理事は、本会議における投票の管理（国規第66条）等を担当する。

議長は立法期の冒頭に選挙によって選出されるが（国規第9条）、それ以外の理事部構成員は議長選出直後の本会議で選出され、常会ごとに改選される（国規第10条第1項）。議長を除く理事部構成員の選出においては、各会派の所属議員数の比率を反映させ、さらに、男女間の数的平等を尊重しなければならない⁽¹²¹⁾（同条第2項）。そして、このような会派比例原則に従って理事部構成員を決定するため、議院の全会派長が集まる会議が開かれるものとされている（同条第3項）。この会派長会議において、役職ごとに各会派長が提案した候補者数が、補充しなければならない理事部の役職数に収まっている場合には、それで決定となるが、収まっていない場合には、連記式多数投票制により選挙を実施する（国規旧第10条第6項）。選挙を行った場合には、当然、多数会派の意向が反映された人選となることが想定されている。

しかし、実際の運用においては、第5共和制当初から、多数会派以外にも配慮した役職の配分がなされてきた。具体的には、役職ごとに、議長職4点、副議長職各2点、財務担当理事職各2.5点、書記担当理事職各1点、という点数が付けられ、これらの役職の配分によって各会派が獲得する点数の合計が会派の所属議員数に比例するようにしてきた⁽¹²²⁾。さらに、点数に基づく役職の配分を、会派間の協議によって修正することも可能であった。実際、2012年には、少数会派に有利な役職の配分が行われている⁽¹²³⁾。このように、会派間の交渉を経た合意によって、理事部構成員の多様性が確保され、副議長ポスト（1つ若しくは複数）と財務担当理事ポスト1つ⁽¹²⁴⁾は、反対会派に配分される運用がなされてきたのである。

2017年10月11日の国民議会規則改正は、このような運用を明文の規定として採用し、議長のイニシアティブによって、議院理事部構成員の役職の配分について会派間の協議を行うものとしたのである（国規第10条第3～8項）。ただし、会派長会議で各会派長により示された候補者数が役職の定員を上回る場合、すなわち、会派間の合意が得られない場合には、選挙を実

(121) 男女間の数的平等（*parité*）の尊重は、2014年の国民議会規則改正で導入された。

(122) Avril et al., *op.cit.*(70), p.78.

(123) “Commentaire: Décision n° 2017-754 DC du 26 octobre 2017.” Conseil constitutionnel website <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2017754DC2017754dc_ccc.pdf>

(124) かかる運用は、第3、第4共和制でも見られたが、1973年以来、第5共和制においても続けられている。 *ibid.*

施するという仕組みは残された（同条第11項）。

おわりに

第5共和制憲法は、「合理化された議院制」に代表されるように、政府に多くの特権を付与する一方で、議会の諸権限を制限したところに特徴がある。しかし、2008年の憲法改正とそれに続く一連の法整備や議院規則の改正を通じて、その特徴は大きく変化した。その背景として、かつての共和制とは異なり、政権交代を繰り返しても国民議会に政府を支える安定した多数派が継続的に生まれていることや、EUの決定に対するフランス議会の関与の必要性の高まり等があることは既に述べたとおりである。

議会の機能は、立法機能と政府統制機能に大別することができる。伝統的に政府に対する与党（多数会派）の自律性が高いフランスにおいて、議会における立法機能の中心的担い手は政府とは別の存在として活動する与党であるが、近年の統治構造改革によって立法手続における政府の優位性が縮減されていく中、与党の役割はますます重要になっている。とりわけ、憲法第48条の改正によって議院が決定できる議事日程が相対的に増えたことで、与党提出の法律案の採択率は倍増した。しかし、採択される法律の大半を占めるのは今もなお政府提出法律案であり、政府提出法律案に対する野党による議事妨害や与党による過剰な修正案の提出によって生み出される立法の混乱は、以前と比較すれば少なくなったものの現在も続いている。そうした状況において、議員たちの立法への活力を失わせないままに、効率的かつ充実した法案審議をどのように実現するかが今後の課題となっている。他方、行政監視や調査を含む政府統制機能については、近年特に反対会派を中心に与党以外の多様な会派の参加が重視されている¹²⁵⁾。2008年の憲法改正によって保障された反対会派と少数会派の権利¹²⁶⁾は、本稿でも詳しく紹介したように、そのシンボリックな効果によって、その後の議院規則改正でも多くの新たな仕組みをもたらしている。

このように、フランス国民議会は、日本の国会が直面している課題を必ずしも共有しているわけではないが、議会の果たすべき役割について試行錯誤を繰り返し、度重なる改革を経験してきた議会制民主主義の実験室であり、我が国にとっても参照すべき事柄は少なくないと思われる。

（とくなが たかし
和光大学経済経営学部准教授）

125) 立法の場面でも、反対会派、少数会派には一定の役割が期待されており、多数会派とは異なる意味合いではあるが実際に重要な立法機能を果たしている。日本の国会のように内閣提出法律案の審議が専ら質疑として行われているのとは異なり、政府が提出した法律案の各条項に対する修正案の提示とそれに関する討論の形式で審議が進められるフランス議会の立法プロセスにおいては、（たとえ審議時間の引き延ばしを目的とするものがその多くを占めるとしても）野党は常に修正案という形で対案を示すことを通じて、政府原案の問題点を明らかにし、あるいはその再考を促しているのである。

126) 議会における反対会派、少数会派に対して憲法上特別な権利を付与するに至った経緯については、曾我部真裕「議会内における野党会派の位置づけについて—フランスの二〇〇八年憲法改正を素材として—」『法学論叢』164巻1-6号、2009、pp.552-571を参照。

フランス議会下院規則の翻訳の出典と凡例

以下に掲げる訳は、フランス議会下院である国民議会のウェブサイトに掲載されている2017年11月時点(2017年10月11日最終改正)の議院規則の本文(目次を含む。)に基づいて行ったものである。URLは次のとおりである。

<<http://www.assemblee-nationale.fr/connaissance/reglement.pdf>>

翻訳に当たっては、同議会の英語版ウェブサイトに掲載された英訳(2010年2月現在)<<http://www2.assemblee-nationale.fr/langues/welcome-to-the-english-website-of-the-french-national-assembly>>を適宜参照した。

<凡例>

本文中、[] は、訳者が補ったものであり、参考のため原語を()で示した箇所がある。

脚注は、訳者が付したものである。

翻訳はできる限り原文に忠実に行ったが、日本語としての読みやすさを考慮し、次のような改変を加えた箇所がある。

- ①受動態を能動態に置き換えた。
- ②セミコロン(;)で文が区切られている箇所について、句点を用いた。
- ③日本の法令作成における使用法に準じて、括弧を使用した。

国民議会規則
RÈGLEMENT DE L'ASSEMBLÉE NATIONALE

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課 古賀豪・小林公夫・高澤美有紀・中村絢子訳

目次

第1編 議院の組織及び運営

- 第1章 暫定理事部（第1条）
- 第2章 議員の当選—当選無効—欠員（第2条—第7条）
- 第3章 議院理事部：構成、選挙方法（第8条—第12条）
- 第4章 議院の議長及び理事部：権限（第13条—第18条）
- 第5章 会派（第19条—第23条）
- 第6章 選任（第24条—第29条）
- 第7章 特定の選任に関する常任委員会の意見（第29-1条）
- 第8章 特別委員会：構成及び選挙方法（第30条—第35条）
- 第9章 常任委員会：構成及び選挙方法（第36条—第39条）
- 第10章 委員会の議事（第40条—第46条）
- 第11章 議事協議会—議院の議事日程—討論の組織化（第47条—第49条）
- 第12章 本会議の開催（第49-1条—第60条）
- 第13章 表決の方法（第61条—第69条）
- 第14章 懲罰、免責特権及び倫理（第70条—第80-5条）

第2編 立法手続

第1部 通常の立法手続

- 第1章 政府提出法律案及び議員提出法律案の提出（第81条—第85条）
- 第2章 委員会の立法活動（第86条—第88条）
- 第3章 財政に関わる受理の可否（第89条）
- 第4章 第1読会における政府提出法律案及び議員提出法律案の討議（第90条—第102条）
- 第5章 簡略審議手続（第103条—第107条）
- 第6章 国民議会の元老院との関係（第108条—第115条）
- 第7章 共和国大統領により要求された法律の再審議（第116条）

第2部 憲法改正、予算法律案及び社会保障財政法律案に適用される立法手続

- 第8章 第2部の規則により規律される政府提出案に関する共通規定（第117条—第117-3条）
- 第9章 憲法改正の討議（第118条）
- 第10章 予算法律の討議（第119条—第121条）
- 第11章 社会保障財政法律の討議（第121-1条—第121-3条）

第3部 特別の手続

- 第 12 章 国民投票の提案（第 122 条—第 124 条）
 - 第 12 章の 2 憲法第 11 条の規定の適用により提出される議員提出法律案（第 124-1 条—第 124-5 条）
- 第 13 章 海外に位置する地方公共団体の選挙人に対する諮問に関する手続（第 125 条）
- 第 14 章 欧州連合への加盟についての条約に関する動議（第 126 条）
- 第 15 章 組織法律の討議の手続（第 127 条）
- 第 16 章 条約及び国際協定（第 128 条・第 129 条）
- 第 17 章 戦争の宣言、国外への軍事介入及び戒厳令（第 131 条）
- 第 3 編 議会による監視
 - 第 1 部 調査、評価及び監視
 - 第 1 章 政府の声明（第 132 条）
 - 第 2 章 質問（第 133 条—第 135 条）
 - 第 3 章 憲法第 34-1 条の規定に基づく決議（第 136 条）
 - 第 4 章 調査委員会（第 137 条—第 144-2 条）
 - 第 5 章 常任委員会又は特別委員会の調査の役割（第 145 条—第 145-8 条）
 - 第 6 章 予算の監視（第 146 条・第 146-1 条）
 - 第 7 章 公共政策評価・監視委員会（第 146-2 条—第 146-7 条）
 - 第 8 章 請願（第 147 条—第 151 条）
 - 第 9 章 欧州問題（第 151-1 条—第 151-12 条）
 - 第 2 部 政府の責任の追及
 - 第 10 章 政府の綱領又は一般政策の表明に関する討論（第 152 条）
 - 第 11 章 不信任動議及び問責質問（第 153 条—第 156 条）
 - 第 3 部 高等法院及び共和国司法院
 - 第 12 章 高等法院（第 157 条）
 - 第 13 章 共和国司法院（第 158 条）
- 第 4 編 雑則（第 159 条—第 164 条）

第 1 編 議院の組織及び運営

第 1 章 暫定理事会 (Bureau d'âge)⁽¹⁾

第 1 条

- 1 議長が選挙されるまで、国民議会の最年長議員が立法期の最初の本会議を主宰する。
- 2 理事会が選挙されるまで、出席議員の中で最年少の議員 6 人が書記担当理事の職務を行う。
- 3 最年長議員の主宰の下では、いかなる討論も行うことができない。

第 2 章 議員の当選—当選無効—欠員

第 2 条

立法期の最初の本会議の開始時に、最年長議員は、政府による当選人の氏名の通知を議院に

(1) 直訳すると「最年長議員 [主宰] の理事会」となるが、英訳を参考に、「暫定理事会」とした。

報告する。最年長議員は、その即時掲示及び本会議録の末尾への掲載を命ずる。

第3条

選挙に関する異議の申出及び憲法院による当該申出の棄却の判決の報告は、最年長議員又は議長が、それらの受領後最初の本会議の開始時に、第2条に規定する要件に従って行う。

第4条

- 1 [投票] 調査委員会 (commission de recensement) が行った宣告を変更して正式に選挙された候補者を宣告し、又は異議の対象となった選挙を無効とする憲法院の判決の通知は、その通告の受領後最初の本会議の開始時に行われ、関係選挙区及び当選無効とされた当選人の氏名に関する情報を含む。
- 2 変更の場合には、判決の通知後直ちに、当選を宣告された候補者の氏名が報告される。
- 3 議院が本会議を開いていない場合において、憲法院の無効の判決が議長に通知されたときは、議長は、官報に掲載される告示によりこれを公式に認め、次に開かれる本会議において議院にその旨を報告する。
- 4 前3項の規定は、憲法院が議員の失職又は強制辞職を確認した場合について適用する。

第5条

当選無効の場合には、当選無効とされた議員が提出した全ての発議は、議院への無効の通知又は第4条第3項に規定する告示の掲載から満8日の期間内にこれを引き継ぐ議員がない限り、無効とみなす。

第6条

- 1 全ての議員は、辞職することができる。
- 2 辞職は、書面により議長に届け出られ、議長は、直近の本会議においてその旨を議院に報告するとともに、これを政府に通知する。
- 3 議院が本会議を開いていない場合には、議長は、官報に掲載される告示により、辞職を公式に認める。

第7条

- 1 議長は、選挙法典 L.O. 第176条第1項に規定する事由⁽²⁾のいずれかにより生じた欠員を知った場合には、直ちにその旨を議院に報告する。議長は、欠員となった議員の氏名を政府に通知し、当該議員を代替するために選挙された者の氏名の通知を政府に求める。
- 2 選挙法典 L.O. 第176条の規定の適用により当選を宣告された新議員の氏名は、政府による通知後最初の本会議の開始時に議院に報告される。補欠選挙で選挙された議員の氏名についても、同様とする。
- 3 議員が政府の職務を引き受けた場合には、議長は、当該議員を代替するために選挙された者の氏名の通知を政府に求める。当該議員の議員職と政府の構成員の職務との兼職の禁止[規定]が適用される場合には、議長は、選挙法典 L.O. 第176条第2項の規定に従って、直近の本会議においてその代替について議院に報告する。
- 4 議長は、政府の職務を引き受けた議員が議員職の遂行を再開したことについて、当該職務

(2) ①選挙運動費用に関する法律違反(選挙法典 L.O. 第136-1条)又は納税義務違反(同法典 L.O. 第136-4条)による強制辞職、②兼職禁止(同法典 L.O. 第137条、L.O. 第137-1条、L.O. 第141条又はL.O. 第141-1条)による辞職、③被選挙権のないことが選挙結果の公示後かつ不服申立期間の満了後に判明し又は欠格事由に該当することが判明したことによる失職(同法典 L.O. 第136条)。

の終了後1月の期間の経過後に、直近の本会議において議院に報告する。

- 5 議院が本会議を開いていない場合には、議長は、第4条第3項に規定する要件に従って、この条の規定に基づいて行われた通知を公式に認める。

第3章 議院理事会：構成、選挙方法

第8条

- 1 国民議会の〔議院〕理事会は、次に掲げる者で構成される。
- 2 議長1人
- 3 副議長6人
- 4 財務担当理事3人
- 5 書記担当理事12人

第9条

- 1 立法期の最初の本会議において第2条及び第3条に規定する報告の直後に、最年長議員は、国民議会に対して議長の選挙を行うよう促す。
- 2 議長は、演壇での無記名投票で選挙される。最初の2回の投票において有効投票⁽³⁾の絶対多数が得られなかった場合には、第3回〔の投票〕においては相対多数で足り、得票数が同じであるときは、最年長者を当選人とする。
- 3 くじで定められた開票管理者が開票を行い、最年長議員がその結果を宣告する。
- 4 最年長議員は、議長に対し、直ちに議長席に着くよう促す。

第10条

- 1 理事会の他の構成員は、各立法期の冒頭に、議長選挙の次の本会議において選挙され、その後は議院の総選挙の前年を除いて毎年、常会の開始時の本会議において改選される。議長は、書記担当理事の職務を行う6人の最年少議員の補佐を受ける。
- 2 副議長、財務担当理事及び書記担当理事の選挙は、議院の会派勢力を理事会内に反映し、かつ、男女間の数的平等 (parité) を尊重するように行う。
- 3 議長は、理事会の全ての職務の会派間の割当て及びこれらの職務に対する会派の候補者の名簿を作成するために、会派長を招集する。
- 4 割当ては、第5項から第16項までに規定する手続に従って行われる。
- 5 理事会の各役職に対し、点数により表示された値が配分され、議長の職務は4点、副議長の職務は2点、財務担当理事の職務は2.5点、書記担当理事の職務は1点とする。
- 6 役職全体は、合計35.5点となり、当該点数は、それぞれの所属議員数に基づく比例的な代表により、会派間に配分される。
- 7 会派長は、保有する点数に応じて、その会派に留保することを希望する役職を選択する。当該割当ては、会派のそれぞれの所属議員数に応じた優先的な選択権により、所属議員数が同じであるときはくじにより行われる。財務担当理事の役職のうちの1つは、反対会派であることを表明した会派に所属する議員に留保される。
- 8 役職の割当てについて合意があると議長が確認したときは、会派長は、当該割当てに従

(3) 直訳すると「表明された投票」。投票総数から白紙票及び無効票を除いた数とされる (Serge Guinchard et Thierry Debard (sous la direction), *Lexique des termes juridiques*, 21^e éd., Paris: Dalloz, 2013, p.894.)。

- い、かつ、会派長が定める推薦順に従って、各種の職務に対する候補者の名簿を作成し、これを議院の事務総局に届け出る。この場合には、第 26 条第 3 項の規定による。
- 9 合意が存在しないと議長が確認した場合には、理事部の各種の職務に対する立候補は、選任又は各回の投票の開始の予定時刻の遅くとも 30 分前までに、議院の事務総局に届け出なければならない。
 - 10 理事部の各職務について、候補者数が補充すべき員数を超えない場合には、第 26 条第 3 項の規定による。
 - 11 候補者数が補充すべき員数を超える場合には、選任は、連記式多数投票制で行う。
 - 12 議員に配付される投票用紙には、各回の投票について、補充すべき役職数を超える氏名を記載することができない。
 - 13 補充すべき役職数を超えない数の氏名を含む封筒により表明された投票は、有効とする。
 - 14 第 1 回の投票及び第 2 回の投票においては、絶対多数を得た候補者が得票数の順に当選する。
 - 15 ただし、1 又は複数の役職に対して、補充すべき員数を超える候補者が絶対多数かつ同数の票を得たときは、当該役職に対する再投票が行われなければならない。第 3 回の投票においては、相対多数で足りる。得票数が同じであるときは、最年長者を当選人とする。
 - 16 くじで定められた開票管理者が開票を行い、議長がその結果を宣告する。
 - 17 欠員を生じた場合には、同じ手続に従って補充される。

第 11 条

- 1 副議長は、議長が不在の場合に議長を代理する。
- 2 副議長及び財務担当理事の選挙を投票で行う場合には、その席次は、選挙された日及び投票回により決し、同一の回の投票において選挙された場合には、得票数により決する。同一の回の投票において得票数が同じであるときは、最年長者を上席とする。
- 3 副議長及び財務担当理事の選挙が第 26 条第 3 項に規定する手続に従って行われる場合には、副議長及び財務担当理事の席次は、会派長による推薦順による。

第 12 条

議長は、理事部の選挙後に、その構成を共和国大統領、首相及び元老院議長に通知する。

第 4 章 議院の議長及び理事部：権限

第 13 条

- 1 議長は、議院の本会議並びに理事部及び議事協議会（Conférence des présidents）の会議を招集し、主宰する。
- 2 議長は、議院の内部及び外部の安全に留意する責任を負う。議長は、そのために必要と認める軍隊⁽⁴⁾の規模を定める。軍隊は、議長の指揮の下に置かれる。
- 3 国民議会による発表は、議長が行う。

第 14 条

- 1 理事部は、この規則で定める要件に従って、議院の審議を管理し、並びに全ての部局を組

(4) 憲兵隊の分遣隊が議長の下に置かれ、警備に当たっている（“Fiche de synthèse n° 78: La sécurité à l'Assemblée nationale.” Assemblée nationale website <<http://www2.assemblee-nationale.fr/decouvrir-l-assemblee/role-et-pouvoirs-de-l-assemblee-nationale/l-administration-de-l-assemblee-nationale/la-securite-a-l-assemblee-nationale>>）。

織し、及び指揮するための全ての権限を有する。

- 2 理事部は、本会議中に議院に発言することを許可される者に係る条件を定める。
- 3 議院は、議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号⁽⁵⁾ 第 7 条の規定の適用により、財政上の自律権を有する。

第 15 条

- 1 財務担当理事は、理事部の監督の下に財政及び管理事務を所管する。いかなる新たな支出も、あらかじめ財務担当理事の意見を聴かなければ、行うことができない。
- 2 ブルボン宮殿において、議長及び財務担当理事に公邸が提供される。

第 16 条

- 1 議院の支出は、会計年度ごとに管理される。
- 2 立法期の冒頭及びその後の各年については議院の総選挙の前年を除き常会の冒頭において、議院は、15 人の委員から成り、会計の検査及び監査を任務とする特別委員会を、第 25 条に規定する手続に従って、会派の所属議員数に比例するように選任する。その理事部は、委員長 1 人、副委員長 3 人及び書記担当理事 3 人で構成される。委員長に選挙されることができるのは、反対会派であることを表明した会派に所属する議員に限られる。理事部への選任は、議院の会派勢力を反映するように、かつ、全ての会派の代表を確保するように行われる。理事部の構成員は、第 39 条に規定する要件に従って指名される。
- 3 当該委員会は、その管理事務について、財務担当理事に決算確認証を交付し、又は議院に報告を行う。各会計年度の終了後、委員会は、公開報告書を作成する。
- 4 議院理事部の構成員は、この委員会に所属することができない。
- 5 [議院] 理事部は、会計に適用する規則を内規で定める。

第 17 条

理事部は、議院事務局の組織及び運営、それぞれの部局によるこの規則の規定の適用、解釈及び執行の方法並びに職員の地位並びに議院の運営機関と職員の職業団体との関係について、内規で定める。

第 18 条

- 1 国民議会事務局 [の運営] は、理事部の定める条件に従って任命される職員のみによって確保される。これに伴い、政府が国防・軍事委員会及び財政・一般経済・予算監視委員会に配置する文官及び武官を除き、議院外の行政機関に所属する公務員による恒常的性格の協働は、禁止される。
- 2 議員は、私法契約に基づき議員秘書を雇用することができ、議員秘書は、議員をその職務の行使において補佐し、議員を唯一の雇用者とする。議員は、この目的のために、議員秘書の報酬に充てられる手当を受ける。

第 5 章 会派

第 19 条

- 1 議員は、政治的類似性に基づき会派を結成することができる。いかなる会派も、第 7 項に

(5) Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires. オルドナンスとは、政府によって発せられる委任立法の一種で、第 5 共和制においては、憲法第 38 条に基づいて法律の領域に属する内容を定めることができるものや、憲法第 47 条第 3 項に基づいて予算法律に代替するものがある。

- 規定する要件に従って協定を結んだ議員を除き 15 人未満であってはならない。
- 2 会派は、構成員及び協定議員の一覧並びに会派長の氏名を添えて、構成員が署名する政治的宣言を議長室に提出することにより結成される。政治的宣言には、[当該会派が] 反対会派に属することを記載することができる。これらの文書は、官報で公示される。
 - 3 反対会派に属することの表明は、いつでも行うことができ、逆に撤回することもできる。この表明は、官報で公示され、届出の撤回は、官報で公表される。
 - 4 反対会派であることを表明しなかった会派は、その中で最も所属議員数の多い会派を除き少数会派とみなす。
 - 5 この規則により反対会派及び少数会派に対して認められた特別の権利は、立法期の冒頭及びその後は毎年常会の冒頭の会派の状況に基づいて付与される。
 - 6 議員は、1 会派に限り所属することができる。
 - 7 いかなる会派にも属しない議員は、その選択する会派と、当該会派の理事部の承認を得て、協定を結ぶことができる。当該議員は、第 33 条及び第 37 条の規定により会派に割り当てられる委員数を計算する場合に算入される。

第 20 条

前条の規定に従って設立される会派は、会派長により主宰され、会派構成員及び協定議員で構成される結社形態で組織される。会派は、会派が自主的にその採用及び給与の支払方法を決定する事務局により、内部の事務を行うことができる。これらの事務局の地位 [及び] 施設の配置条件並びにその職員の議事堂への立入り及び通行の権利については、財務担当理事及び会派長の提案に基づき、議院理事部が定める。

第 21 条

会派の構成の変更は、脱退の場合には当該議員の署名を付し、除名の場合には会派長の署名を付し、加入又は協定の場合には当該議員と会派長の署名を共に付して、議長に通知する。会派の構成の変更は、官報で公示される。

第 22 条

会派の組織後、議長は、本会議場を会派と同数の区域に分割し、及び会派との関連で無所属議員の議席を定めるために、会派の代表者を招集する。

第 23 条

- 1 第 19 条に規定する形態において、又は他のいかなる形態若しくは名称の下でも、特定の、地方的又は職業的な利益を擁護し、かつ、その構成員に命令的委任を承諾させる会派を国民議会において組織することは、禁止される。
- 2 その名称のいかんを問わず、前項に規定する利益の擁護を目的とする常設の団体が議事堂の構内で会議を行うことも、禁止される。

第 6 章 選任

第 24 条

憲法、法律又は命令の規定に基づき、議院が他の会議体、委員会、機関又は何らかの機関の構成員の選挙人団とならなければならないときは、[その] 組織規範に別段の定めがある場合を除き、かつ、当該組織規範が定める固有の方法の留保の下に、この章に規定する要件に従って選任が行われる。

第 25 条

- 1 組織規範が、会派の所属議員数に比例した選任を義務付けている場合には、議長は、会派長が提示する候補者の氏名を議長に通知しなければならない期限を定める。
- 2 当該期限が経過した後、議長に届け出られた立候補は、掲示されるとともに、官報で公示される。選任は、当該公示から直ちに効力を生ずる。
- 3 理由のいかんを問わず、会期中又は閉会中に、前条に規定する機関の構成員を務める議員の代替が必要な場合には、代替者の氏名が掲示されるとともに、官報で公示される。代替は、当該公示から直ちに効力を生ずる。

第 26 条

- 1 第 25 条に規定する場合以外の場合には、議長は、行われなければならない選任について議院に報告し、立候補の届出のための期限を定める。議院が本会議を開かない場合には、[当該報告及び期限の設定は] 官報に公示して行われる。
- 2 組織規範が、議院による選任の方法又は特に指定された委員会による候補者の推薦の方法を明示していないときは、議長は、1 又は複数の常任委員会に、場合により当該常任委員会の委員長との協議の後、候補者の推薦を委ねる。
- 3 第 1 項に規定する期限が経過した時に候補者数が選任すべき員数を超えない場合及び組織規範が投票によるべきことを規定していない場合には、第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。
- 4 候補者数が選任すべき員数を超える場合又は組織規範が投票によるべきことを規定する場合には、議院は、議事協議会が定める日に、演壇又は本会議場の隣室において、場合に応じて単記投票式又は連記投票式で選任を行う。
- 5 候補者の氏名又は名簿を記載した投票用紙は、議長室の責任で配付される。
- 6 選任すべき議員数を超えない数の氏名を含む封筒により表明された投票は、有効とする。
- 7 最初の 2 回の投票では、絶対多数を必要とし、第 3 回 [の投票] では、相対多数で足り、得票数が同じであるときは、最年長者が選任される。
- 8 第 2 回又は第 3 回の投票が必要な場合には、議長が定める期限内に立候補を維持し又は届け出た候補者の氏名を記載した投票用紙のみが配付される。

第 27 条

- 1 組織規範が議院の委員会による選任を規定している場合において、関係機関から要求を受けたときは、議長は、所管委員会に指名の要求を送付する。
- 2 指名された議員の氏名は、議長を通じて、関係機関に通知される。

第 28 条

この章の規定に基づいて行われる選任は、議院の会派勢力を反映するように行われる。

第 29 条

- 1 国際的な会議体又は欧州の会議体の国民議会の代表は、第 26 条に規定する手続に従って指名される。
- 2 国民議会の代表は、その所属する会議体の活動に関する書面による報告を、少なくとも 1 年に 1 回、提出する。この報告書は、印刷され、配付される。

第7章 特定の選任に関する常任委員会の意見

第29-1条

- 1 憲法又は法律の規定に基づき共和国大統領による選任に先立って議院の常任委員会が意見を提出することを求められる場合には、選任が検討されている者の氏名が議長に伝達され、議長は、これを所管委員会に付託する。
- 2 委員会は、第40条に規定する要件に従って招集される。委員会は、反対会派又は少数会派に所属する委員の中から、選任の提案に関する報告者1人を選任することができる。
- 3 選任が検討されている者は、委員会により聴聞される。理事部が認める職業上の秘密又は国防上の秘密の保持の留保の下に、聴聞は公開とする。
- 4 前項に規定する聴聞後に当該者が退席した状態において行うことができる投票は、無記名投票とする。委員は、当該者の氏名が記載された投票用紙にその賛否の意見を記入するよう促される。
- 5 くじで定められた開票管理者が、開票を行う。委員長は、開票が〔両議院の〕2つの常任委員会において同時に行われるように、元老院の所管の常任委員会の委員長と協議する。委員長は、有効投票総数並びに賛成票数及び反対票数を明らかにした上で、賛否の意見を宣告する。意見は、共和国大統領及び首相に通知される。意見は、官報で公示される。
- 6 憲法又は法律の規定に基づき、議長による選任について常任委員会の意見を提出しなければならない場合には、議長は、所管委員会に付託する。第2項から第5項までに規定する手続が〔この場合に〕適用される。

第8章 特別委員会：構成及び選挙方法

第30条

- 1 特別委員会は、憲法第43条の規定の適用により、かつ、予算法律に関する組織法律⁽⁶⁾の留保の下に、政府提出法律案及び議員提出法律案の審査のため、政府又は議院の発議により設置される。
- 2 特別委員会の設置は、政府が要求した場合には、当然に行われる。この要求は、政府提出法律案についてはその国民議会への提出時に、議員提出法律案についてはその配付後満2日の期間内に行われなければならない。

第31条

- 1 特別委員会の設置は、常任委員長、会派長又は官報の本会議録の末尾に確定版の一覧が掲載される15人以上の議員の要求に基づき、議院が議決することができる。この要求は、政府提出法律案又は議員提出法律案の配付後満2日の期間内に提出されなければならない。配付の前に政府が促進手続（procédure accélérée）⁽⁷⁾を開始した場合には、この期間は満1日に短縮される。
- 2 当該要求は、直ちに掲示されるとともに、政府、会派長及び常任委員長に通知される。
- 3 この掲示後2回目の本会議までに政府、常任委員長又は会派長がいかなる異議も議長に提

(6) 「予算法律に関する2001年8月1日の組織法律第2001-692号」(Loi organique n° 2001-692 du 1 août 2001 relative aux lois de finances)

(7) 法律案について両議院の意見が一致しない場合に妥協案の作成を試みる両院協議会の開催には、通常両議院において2回の読会を経る必要があるところ、これを各1回の読会に短縮する手続を指す(憲法第45条第2項参照)。

出しなかった場合には、当該要求は、可決されたものとみなす。

- 4 特別委員会の設置の要求に対する異議が前項に規定する要件に従って表明された場合には、当該要求についての討論は、第 50 条第 1 項の規定の適用により開かれる最初の本会議の最後に、当該異議の議院への報告に続いて職権で〔議事日程に〕記載される。この討論においては、政府並びに 5 分間を超えない発言時間で異議の申立者、要求の発議者又は第 1 署名者及び関係の常任委員長のみが、発言することができる。

第 32 条

議院が既に特別委員会の設置を否決した場合を除き、第 31 条第 1 項に規定する期間内に、所属議員の総数が議院の絶対多数を占める 1 又は複数の会派の会派長が要求したときは、この設置は、議院の発議により当然に行われる。

第 33 条

- 1 特別委員会の委員の員数は 70 人とし、第 34 条に規定する手続に従って、会派の所属議員数に比例して指名される。特別委員会は、その設置時において、同一の常任委員会に所属する議員を 34 人を超えて委員とすることができない。
- 2 特別委員会は、いずれの会派にも属しない議員の中から選ばれた 2 人までの委員を加えることができる。

第 34 条

- 1 第 30 条から第 32 条までの規定により特別委員会が設置される必要がある場合には、議長は、特別委員会の設置を求める政府の要求又は議院の議決を、当該委員会に付託される政府提出法律案又は議員提出法律案の題名を明らかにして掲示させるとともに、会派長に通知させる。
- 2 議長は、会派長が推薦する候補者の氏名を議長に通知しなければならない期限を定める。この期限は、会期中にあつては満 2 日、閉会中にあつては満 5 日を超えることができない。
- 3 会派長が推薦した委員の氏名は、掲示されるとともに、官報で公示される。選任は、当該公示から直ちに効力を生ずる。
- 4 特別委員会の委員に選任された時に所属していた会派を離脱した議員は、当然に当該委員会の委員ではなくなる。
- 5 理由のいかんを問わず、会期中又は閉会中に、特別委員会における会派の代表者の代替が必要な場合には、当該会派の代替者の氏名が掲示されるとともに、官報で公示される。代替は、当該公示から直ちに効力を生ずる。

第 34-1 条

特別委員会は、その設置後直ちに、その理事部の選任及び報告者の指名を行うため、議長が招集する。常任委員会の理事部の構成及び選任に関する第 39 条の規定は、特別委員会について適用する。

第 35 条

各特別委員会は、その設置の理由となった政府提出法律案又は議員提出法律案が確定的に議決されるまで、権限を保持する。

第9章 常任委員会：構成及び選挙方法

第36条

- 1 議院は、本会議において8の常任委員会を選任する。
- 2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。
- 3 1° 文化・教育委員会
- 4 学校教育、高等教育、研究、青少年、スポーツ、芸術活動及び文化活動、通信、知的財産権
- 5 2° 経済問題委員会
- 6 農業及び漁業、エネルギー及び産業、応用研究及び技術革新、消費、国内取引及び貿易、郵便及び電子通信、観光、都市計画及び住宅
- 7 3° 外務委員会
- 8 外交政策及び欧州政策、条約及び国際協定、国際組織、協力及び開発、フランス語圏、国際文化交流
- 9 4° 社会問題委員会
- 10 雇用及び労働関係、職業教育、保健衛生及び連帯、高齢者、障害者、家族、社会的保護、社会保障財政法律及びその施行状況の監視、社会参入及び機会均等
- 11 5° 国防・軍事委員会
- 12 防衛の一般組織、軍隊と国民の関係、軍事領域における協力及び援助に関する政策、戦略上の問題、防衛産業、軍隊の文民及び軍人、憲兵隊、軍事裁判、退役軍人
- 13 6° 持続可能な発展・国土開発委員会
- 14 国土開発、建設、運輸、整備、社会基盤及び公共事業、環境、狩猟
- 15 7° 財政・一般経済・予算監視委員会
- 16 公財政、予算法律、公財政の複数年の方針に関する計画策定法律、予算執行の監視、地方税制、経済情勢、通貨政策、銀行、保険、国有財産及び政府保有株式
- 17 8° 憲法的法律・法制・共和国一般行政委員会
- 18 憲法的法律、組織法律、議院規則、選挙法、基本権、公的自由、治安、市民の安全、行政法、公務員、司法機関、民事法、商事法及び刑事法、請願、国の全国的な行政及び地方行政、地方公共団体
- 19 各委員会の委員定数の上限は、議院の総議員数の8分の1とし、1に満たない端数があるときは、これを切り上げる。

第37条

- 1 常任委員会の委員は、立法期の冒頭及びその後の各年については議院の総選挙の前年を除き常会の冒頭において、第25条に規定する手続に従って選任される。
- 2 第19条に規定する要件に従って適法に組織された会派には、議院の総議員数に対する所属議員数に比例した委員数が割り当てられる。
- 3 この割当てを行った後になお欠員がある場合には、これをいずれの会派にも属しない議員に割り当てる。この欠員に対する候補者からの選任は、合意がない場合には、年長者を優先して行われる。

第38条

- 1 議員は、1の常任委員会にのみ所属することができる。ただし、所属していない常任委員

会の会議に出席することができる。

- 2 国際的な会議体又は欧州の会議体に所属する議員及び特別委員会の委員である議員は、その要求に基づき、これらの会議体、その委員会又は特別委員会の活動期間中、その所属する常任委員会への出席を免除されることができる。この場合においては、当該議員は、委員会の他の委員により代理される。
- 3 常任委員会の委員に選任された時に所属していた会派を離脱した議員は、当然に当該委員会の委員ではなくなる。
- 4 常任委員会において会派に割り当てられた委員が欠員となった場合の代替は、第 34 条第 5 項に規定する要件に従って行われる。

第 39 条

- 1 常任委員会は、その選任後直ちに、その理事部の選任を行うため、議長が招集する。
- 2 [常任] 委員会の理事部は、委員長のほか、副委員長 4 人及び書記担当理事 4 人で構成される。社会問題委員会及び財政・一般経済・予算監視委員会は、それぞれ総括報告者 (rapporteur général) 1 人を選任する。各委員会の理事部の構成には、議院の会派勢力を反映し、かつ、全ての会派の代表を確保するよう努める。
- 3 財政・一般経済・予算監視委員会の委員長に選挙されることができるのは、反対会派であることを表明した会派に所属する議員に限られる。
- 4 委員会の理事部は、役職ごとに無記名投票で選挙される。各役職について候補者数が補充すべき員数を超えない場合には、投票は行われぬ。
- 5 最初の 2 回の投票において絶対多数が得られなかった場合には、第 3 回 [の投票] においては相対多数で足り、得票数が同じであるときは、最年長者が選任される。
- 6 副委員長の間には、いかなる席次も存在しない。

第 10 章 委員会の議事

第 40 条

- 1 委員会は、政府が要求する場合には、議長の要請により招集される。
- 2 委員会は、会期中には、委員長によっても招集される。
- 3 閉会中は、議長が、又は委員会の理事部の合意後に委員長が、委員会を招集することができる。ただし、招集 [通知] により定められた日の 48 時間前までに、委員の過半数が要求した場合には、[委員会の] 会議は、取り消され、又は延期される。
- 4 委員会は、会期中には、その会議の 48 時間前までに招集されなければならない。委員会は、議院の議事日程の都合上必要であるときは、例外的にこれよりも短い期間内に招集されることができる。閉会中には、48 時間の期間は 1 週間に延長される。招集 [に当たって] は、[委員会の] 議事日程を明らかにしなければならない。
- 5 憲法、組織法律及びこの規則で定める規則の留保の下に、委員会は、自由に活動することができる。

第 41 条

各委員会の委員長は、委員会の活動を組織化する。その理事部は、議事を管理するための全ての権限を有する。

第 42 条

- 1 委員会の会議への委員の出席は、義務とする。
- 2 出席委員の氏名及び議員に例外的に表決権の委任を許可する組織法律に関する 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1066 号⁽⁸⁾に定める事由のいずれかにより、若しくは克服し難い障害により欠席が許可された委員又は有効に代理された委員の氏名は、委員会の各会議の翌日に官報で公示されるとともに、電子的方法により公表される。
- 3 1 月に 2 回を超えて欠席したときは、議院の本会議中に委員会の会議が開かれた場合又は当該議員が他の常任委員会に同じ時に出席していた場合を除き、常会中に第 50 条第 3 項の規定の適用により委員会の活動に充てられる午前中に招集された委員会に委員が欠席する都度、当該委員の職務手当の月額から 25% が減額される。財務担当理事は、欠席について常任委員長から報告を受ける。この項の規定は、書記担当理事を除く議院理事部の構成員、会派長及び欧州内の選挙区から選挙された議員を除く本土外の選挙区から選挙された議員には適用されず、第 38 条第 2 項に規定する事由のいずれかにより欠席が正当化される場合にも、適用されない。

第 43 条

- 1 いかなる場合においても、出席委員の 3 分の 1 が要求するときは、表決が有効となるためには定足数を必要とする。
- 2 定足数を欠いたために表決することができなかつたときは、次の会議においては、出席委員数にかかわらず、有効に表決することができるが、少なくとも 15 分後でなければ開くことができない。

第 44 条

- 1 委員会における表決は、挙手又は投票による。
- 2 投票による表決は、10 分の 1 以上の委員が要求し、又は個人の指名に関して 1 人の委員が要求する場合に、当然に行われる。
- 3 第 38 条の規定の留保の下に、委員は、前記⁽⁹⁾ 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1066 号に規定する場合及び要件に従ってのみ、投票における表決権を同じ委員会に所属する他の委員に限り委任することができる。この委任は、その際に委員長に通知されなければならない。第 62 条の規定は、委任について適用する。
- 4 委員長は、決裁権を有しない。可否同数の場合には、表決に付された案件は、可決されない。

第 45 条

- 1 大臣は、委員会に出席することができ、要求する場合には、発言することができる。
- 2 各委員会の理事部は、政府構成員の聴聞を要求することができる。
- 3 各委員会は、議長を経由して、経済・社会・環境評議会が意見を提出するように求められた法律案に関して同評議会の報告者の聴聞を要求することができる⁽¹⁰⁾。

第 46 条

- 1 委員会の議事は、公開とする。

(8) Ordonnance n° 58-1066 du 7 novembre 1958 portant loi organique autorisant exceptionnellement les parlementaires à déléguer leur droit de vote.

(9) 第 42 条第 2 項参照。

(10) 憲法第 69 条参照。

- 2 各委員会の理事部は、理由を付しかつ公表された決定により、前項の規定によらないことができる。第 86 条、第 87 条、第 117-1 条及び第 117-2 条に規定する議事については、この特例は、例外的な場合に限り決定されることができる。
- 3 各会議の終了後、委員会の議事及び表決並びに委員会において述べられた発言が記載された会議録が刊行される。会議録が案文の審査に充てられた会議についてのものである場合には、当該会議録は、[委員会] 報告書に収録することができる。
- 4 政府提出法律案又は議員提出法律案に関する報告者の聴聞は、全委員に公開される。

第 11 章 議事協議会—議院の議事日程—討論の組織化

第 47 条

- 1 議事協議会は、議長のほか、副議長、常任委員長、社会問題委員会及び財政・一般経済・予算監視委員会の総括報告者、欧州問題委員長並びに会派長で構成する。
- 2 [議事] 協議会は、毎週、必要に応じ、議長が定める日時に議長が招集する。同協議会は、同様に、会派長の要求に基づき議長が招集し、これにより、同協議会は、場合により、憲法第 39 条第 4 項及び第 45 条第 2 項の規定により同協議会に認められた権限を行使することができる。
- 3 [議事] 協議会においてその構成員が提出した提案について表決が行われる際には、会派長に、その会派に所属する議員と同数の表決権から [当該会派に所属する] 他の [議事] 協議会構成員の表決権を差し引いた表決権数が配分される。
- 4 特別委員長及び第 80 条の規定により設置される委員会の委員長は、その要求に基づき [議事] 協議会に招集されることができる。
- 5 政府は、[議事] 協議会の日時について、議長から通知を受ける。政府は、[議事] 協議会に代表者を派遣することができる。

第 47-1 条

- 1 議事協議会は、議院理事部に提出された政府提出法律案に関して、憲法第 39 条の規定の適用に関する組織法律⁽¹¹⁾に定める提出要件の違反があった場合にこれを確認する権限を有する。議事協議会は、政府提出法律案の提出から 10 日の期間内に判断する。この期間は、閉会中においては、次の会期の開始の 10 日前まで [進行を] 中止する。
- 2 議事協議会と政府の間で [違反について] 意見が一致しない場合には、議長は、憲法第 39 条に規定する要件に従って、憲法院に提訴することができる。政府提出法律案の議事日程への記載は、憲法院の判決まで中止される。

第 47-2 条

議事協議会の招集時に、常任委員会及び監視又は評価の活動を行う議院のその他の機関は、調整のため、その予定される活動の計画を同協議会に通知する。

第 48 条

- 1 憲法第 29 条第 1 項並びに第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定の留保の下に、議院は、議事協議会の提案に基づき議事日程を定める。

(11) 「憲法第 34-1 条、第 39 条及び第 44 条の規定の適用に関する 2009 年 4 月 15 日の組織法律第 2009-403 号」(Loi organique n° 2009-403 du 15 avril 2009 relative à l'application des articles 34-1, 39 et 44 de la Constitution)

- 2 会期の開始前又は政府の成立後に、政府は、議事日程への記載を要求する法律案の審議及び討論のために会期中留保することを予定する週を、議事協議会に参考として通知する。
- 3 議事協議会は、連続する 8 週間ごとの開始時に、議事日程に関して憲法に定める様々な優先案件を示した配分を定める。
- 4 議院の議事日程への優先的な記載の要求は、[議事] 協議会の会議の遅くとも前日までに首相が議長に伝達し、議長は、[議事] 協議会の構成員にその旨を通知する。
- 5 第 136 条第 3 項の規定の留保の下に、会派長及び委員長は、議事協議会の会議の遅くとも 4 日前までに議事日程への記載の提案を議長に送付する。
- 6 これらの要求又は提案に基づき、議事協議会は、週 1 回の会議の際に、憲法第 48 条に規定する優先案件を尊重して、当該週及びその後 3 週間の議事日程を定める。
- 7 [議事] 協議会は、同様に、第 133 条及び第 134 条に規定する要件に従って、議員の質問及び政府の答弁に充てる本会議並びに場合により討論を伴わない口頭質問に充てる本会議を定める。
- 8 反対会派又は少数会派のそれぞれの会派長は、憲法第 48 条第 4 項に規定する週の議事日程に、この規則第 3 編第 1 部第 4 章若しくは第 5 章の規定の適用により設置される調査委員会若しくは調査団の報告書の結論、第 145-7 条、第 145-8 条若しくは第 146 条第 3 項に規定する調査若しくは評価に関する報告書の結論又は第 146-3 条の規定の適用による評価若しくは追跡調査に関する報告書の結論についての表決を伴わない討論又は質問の本会議を当然に記載する。当該週において、1 回の本会議が欧州問題に優先的に留保される。評価又は監視に関する主題は、当該主題が討議される週に先立つ議事協議会の会議の遅くとも 7 日前までに議長に通知される。
- 9 [議事] 協議会は、1 月に 1 回、憲法第 48 条第 5 項に規定する本会議日の議事日程を定める。反対会派及び少数会派は、[本会議] 日の議事日程への記載を求める案件を、遅くとも、憲法第 48 条第 5 項の規定に基づき [反対会派及び少数会派の指定する議事日程に] 留保された直前の [本会議] 日の後に開かれる議事協議会の際に伝える。本会議は、各常会の冒頭に、反対会派と少数会派の間で、その所属議員数に比例して配分される。これらの会派のそれぞれに、常会中に少なくとも 3 回の本会議が配分され、本会議は、関係会派の要求により、同一月内の複数日に割り振られることができる。
- 10 このようにして作成された議事日程は、直ちに掲示されるとともに、政府、会派長及び委員長に通知される。[議事] 協議会の会議後の本会議において、議長は、政府による優先案件の記載に基づく提案に加えて、[議事] 協議会の提案を議院に付議する。いかなる変更案も、受理されない。議院は、提案の全体についてのみ議決する。政府並びに表決の説明 2 分間以内で委員長又は [議事] 協議会に出席したその代理者及び各会派 1 人の発言者のみが、発言することができる。
- 11 政府が例外的に、憲法第 48 条の規定に基づく権限により議事日程の変更を要求した場合には、議長は、直ちにその旨を議院に報告する。議事協議会は、招集されることができる。

第 49 条

- 1 議院に提出された案文の討議の組織化は、議事協議会が定めることができる。
- 2 立法期の冒頭に、[議事] 協議会は、議事日程に記載された案文の全般討議 (discussion générale) の時間を定める。この時間は、各会派に同一の最低限の [発言] 時間を保障するよ

うに議長が会派間に配分する。いずれの会派にも属しない議員は、その数に比例した発言の総時間が割り当てられる。残余の時間は、議長が会派間にその所属議員数に比例して配分する。例外的に、特定の案文について、[議事] 協議会は、特例的な時間を確保することができ、この時間は同一の方法により配分される。

- 3 会派長は、全般討議における発言登録を行い、発言者が指名されることを希望する順序及びその発言時間を議長に明らかにし、その長さは5分間に満たないものであってはならない。
- 4 これらの[希望] 表明を考慮して、議長は、発言の順序を定める。
- 5 [議事] 協議会は、同様に、1の案文全体の審議時間の上限を定めることができる。この場合においては、次項から最終項までに規定する手続を適用する。
- 6 各会派に最低限の[発言] 時間が割り当てられ、この時間は、反対会派により長くする。追加の[発言] 時間は、60%が反対会派に割り当てられ、反対会派の間では所属議員数に比例して配分される。追加の[発言] 時間の残余は、その他の会派の間で所属議員数に比例して配分される。[議事] 協議会は、同様に、無所属議員に留保される発言時間を定め、この総時間は、少なくともその議員数に比例したものでなければならない。
- 7 条項及び修正案に関する動議の趣旨説明及び発言には、第91条、第95条、第100条、第108条及び第122条に規定する時間制限が適用されない。
- 8 議員の発言は全て、会派長1人につき1時間（この条第6項の規定の適用により配分された時間が40時間を超える場合にあっては、会派長1人につき2時間）を上限とする会派長の発言、主務委員会（*commission saisie au fond*）の委員長及び報告者の発言並びに場合により意見のために付託された委員会（*commission saisie pour avis*）の報告者の発言を除き、第6項の規定の適用により配分される時間から控除される。第58条第1項の規定に基づく発言に割かれた時間は、当該発言がこの規則又は本会議の進行に明らかに何の関係もないと議長が認める場合には、同様に控除される。第58条第3項の規定に基づき会派長又はその代理者が要求した本会議の休憩に割かれた時間は、同様に控除されるが、控除される時間は、要求された時間を超えることができない。
- 9 議事協議会が定める方法により、会派長は、当然に、プログラム化された時間⁽¹²⁾を議事協議会が定める最低限の[発言] 時間と等しくすることができる。
- 10 1会期につき1回、会派長は、議事協議会が定める上限の範囲内において、当該時間の例外的な延長を当然に認められる。
- 11 第1読会における討議が[案文の] 提出後6週間未満又はその送付後4週間未満の間に行われる場合において、会派長が反対するときは、[議事] 協議会は、1の案文全体の審議時間の上限を定めることができない。
- 12 議事協議会は、1の案文の審議のために定められた上限時間が不十分であると認める場合には、その延長を決定することができる。
- 13 各議員は、討議中の案文の最後の条項の表決後に、自らの表決の説明のために5分間の発言を行うことができる。この表決の説明に割かれた時間は、第8項の規定にかかわらず、会派間に配分される総時間から控除されない。

(12) 第5項の規定により特定の案文全体の審議時間の上限が設定された場合に、各会派に配分された発言時間を指す。

第 12 章 本会議の開催

第 49-1 条

- 1 憲法第 28 条に規定する本会議日 (jours de séance) は、本会議が開かれた日数とする。本会議日は、第 50 条に規定する午前の本会議の開始時刻を超えて翌日に延長することができない。
- 2 憲法第 28 条第 3 項の規定の適用による補充本会議日を設ける首相の決定は、官報で公示される。
- 3 [補充本会議日の] 要求が議員から提出される場合には、当該要求は、総議員の過半数の署名の一覧を含む議長宛ての文書による。議長は、この要件が満たされていると認めるときは、議院を招集する。

第 50 条

- 1 議院は、毎週、火曜日の午前、午後及び夜間、水曜日の午後及び夜間並びに木曜日の午前、午後及び夜間に、本会議に集会する。
- 2 議事協議会の提案に基づき、議院は、憲法第 28 条第 2 項に規定する限度内において、その他の本会議を開くことを決定することができる。同一の限度内において、議事協議会における政府の要求に基づき、憲法第 48 条第 3 項に規定する案文及び要求の審議のため、これらの本会議は当然に開かれる。
- 3 水曜日の午前中は、委員会の活動に留保される。憲法第 48 条第 2 項及び第 3 項の規定の留保の下に、この午前中には、前項の規定の適用による本会議を開くことができない。
- 4 議院は、午後は 15 時から 20 時まで、夜間は 21 時 30 分から翌日の 1 時まで集会する。議院は、午前に本会議を開くときは、9 時 30 分から 13 時まで集会する。
- 5 ただし、議院は、議事協議会の提案に基づき特定の議事日程のために、又は主務委員会、会派長若しくは政府の提案に基づき進行中の討論を継続するために、その本会議を延長することを決定することができ、後者の場合には、議長は、討論を用いないで議院に諮る。第 4 項に規定する時間を超えて夜間の本会議を延長することは、進行中の討議を終えるためののみ認められる。
- 6 議院は、憲法第 28 条第 2 項の規定に従って、本会議を開かない週をいつでも決定することができる。

第 51 条

- 1 議院は、首相又は総議員の 10 分の 1 の要求に基づく討論を伴わない特別の表決により、秘密会とすることを決定することができる。総議員の 10 分の 1 は、現在員数に基づき計算する。1 に満たない端数があるときは、これを切り上げる。署名は、単一の一覧に記載されなければならない。この一覧の提出以後は、いかなる署名も、撤回され又は追加されることができず、議院が議決するまで手続は続けられなければならない。署名者の確定版の一覧は、官報の本会議録の末尾に掲載される。
- 2 秘密会とした事由がなくなった場合には、議長は、再び本会議を公開することについて議院に諮る。
- 3 議院は、場合により、秘密会における討論の会議録の公開を後日決定する。政府の要求に基づき、当該決定は、秘密会で行われる。

第 52 条

- 1 議長は、本会議を開き、審議を指揮し、この規則を遵守させ、及び秩序を保持する。議長は、いつでも本会議を休憩し、又は散会することができる。
- 2 議院の警察権は、議院の名において、議長が行行使する。

第 53 条

議事日程に入る前に、議長は、議院に関する伝達事項を議院に報告する。

第 54 条

- 1 いかなる議員も、議長に発言を求め、これを許可された後に限り発言することができ、発言者がその発言の中止を例外的に認めた場合も、同様とする。この場合において、中止〔その他の発言者の発言〕は、2分間を超えることができない。
- 2 発言しようとする議員は、議長に通告し、議長は、議員が発言のために指名される順序を決定する。
- 3 議長は、この規則により制限されている討論を除き、1会派につき1人の発言者に対し、それぞれ5分間の表決の説明を許可することができる。
- 4 発言者は、演壇又は自席で発言する。議長は、発言者に登壇を促すことができる。
- 5 議長は、議院が十分に意見を聴いたと認める場合には、発言者に発言の終了を促すことができる。議長は、また、討論に有益な場合には、発言者に対し、割り当てられた時間を超過して発言を続けることを許可することができる。
- 6 発言者は、議題外の発言をしてはならず、この場合には、議長は、発言者に対し注意する。発言者がこの注意に従わない場合及び発言者が許可を得ずに発言し、又は発言の終了を促された後に発言を続けようとする場合には、議長は、当該発言者に発言を中止させることができる。この場合において、議長は、当該発言者の発言を議事録に記載しないよう命じるが、これは、この編第14章に規定する懲罰の適用を妨げない。

第 55 条

- 1 発言時間が制限されている全ての討論において、発言者は、いかなる場合にも、所属会派に割り当てられた発言時間を超過して発言してはならない。
- 2 発言時間を超過した場合には、議長は、第54条第5項及び第6項の規定を適用する。
- 3 会派が割り当てられた発言時間を使い果たした場合には、その所属議員の発言は、許可されない。
- 4 〔割り当てられた〕発言時間を使い果たした会派の所属議員が提出した修正案は、討論を用いずに表決に付される。無所属議員に割り当てられた時間が使い果たされた場合には、無所属議員が提出した修正案についても、同様とする。
- 5 発言時間を使い果たした会派の会派長は、案文全体についてのものを除き、記名投票を要求することはできない。
- 6 第49条第5項に規定する手続に従って組織化された討論において、政府又は主務委員会が、第99条第2項の規定により認められた権限を行使して、議員に対抗することができる期限の経過後に1又は複数の修正案を提出した場合には、当該修正案の対象である条項又は場合により新規の条項の討議のために、会派長の要求に基づき、第49条第6項の規定の適用により定められた追加の〔発言〕時間に加えて、追加の〔発言〕時間が、各会派及び無所属議員に割り当てられる。

第 56 条

- 1 大臣並びに主務委員会の委員長及び報告者が発言を要求した場合には、発言が許可される。
- 2 議長は、発言者に政府又は委員会〔の意見〕に対して意見を述べることを許可することができる。政府の意見と委員会の意見が同じ場合には、発言者 1 人に限り意見を述べることを許可することができる。
- 3 委員会の委員長及び報告者は、本会議における討議において、その指定する議院職員の補佐を受けることができる。

第 57 条

- 1 第 49 条の規定に従って組織化された討論を除き、全般討議、〔逐条討議における〕1 つの条項の討議又は表決の説明において相反する意見の発言者 2 人以上が発言した場合には、討議の当該段階を直ちに終局することを議長が決定し、又は議員がこれを提案することができる。ただし、〔討議の〕終局は、〔議案〕全体についての表決の説明には適用されない。
- 2 議員が全般討議の終局を提案した場合には、発言は、終局に反対するものに限り、発言者 1 人に対して、2 分間を超えない時間で許可されることができる。当該討議の残りの発言通告者のうちの最初の者（当該者が不在のときは発言通告者のうちのいずれかの者）は、終局に反対する発言を要求する場合には、優先権を有する。発言通告者が不在のときは、終局に反対する発言は、最初に要求した議員に許可される。
- 3 全般討議以外において〔討議の〕終局が要求された場合には、議院は、討論を用いずに議決するものとする。
- 4 〔討議の〕終局の問題においては、記名投票による表決を要求することができない。議長は、挙手により議院に諮る。議院の表決に疑義がある場合には、起立により諮る。なお疑義がある場合には、討議を続行する。

第 58 条

- 1 この規則違反の注意、有責事項に関する発言の要求及び本会議の進行に関する発言の要求は、常に主たる議題に優先する。これらにより、その討議は中止する。このために発言を要求した全ての議員に対し、直ちに、又は〔他の〕発言者が発言中のときは当該発言の終了後に、発言が許可される。
- 2 その発言がこの規則、有責事項若しくは本会議の進行に明らかに関係がない場合又は決定された議事日程を再び議題にしようとするものである場合には、議長は、当該発言を中止させる。
- 3 本会議の休憩の要求は、政府若しくは主務委員会の委員長若しくは報告者がこれを行った場合又は会派長若しくは会派長があらかじめ議長に氏名を通知したその代理者が会派の会合のために自らこれを行った場合を除き、議院の議決に付する。あらゆる新規の代理は、先の代理を無効とする。
- 4 この条に規定する場合には、発言は、2 分間を超えることができない。

第 59 条

- 1 議長は、本会議を散会する前に、次の本会議の〔開会〕日及び議事日程を議院に報告する。
- 2 各本会議について完全な会議録が作成され、官報に掲載される。
- 3 完全な会議録は、本会議の議事録とする。完全な会議録は、官報への掲載後 24 時間以内に異議又は訂正要求が文書により議長に提出されなかった場合に確定する。これらの異議申

立ては、議院理事部に付託され、議院が申立者の発言を2分間を超えない時間聴いた後、議院理事部が申立ての認容について決定する。

- 4 異議申立てを理事部が認容した場合には、議事録の訂正は、理事部の決定後最初の本会議の冒頭において、議長が議院に諮り、議院は、討論を用いずに議決する。
- 5 本会議の討論の視聴覚記録が、理事部が定める条件に従って作成され、放送される。

第60条

- 1 議長は、6月の最後の平日に開かれた本会議の最後に常会の閉会を確認し、当該本会議は、午前0時を超えて延長することはできない。議院が本会議を開かない場合には、議長は、翌日の官報に掲載される告示により、閉会を確認する。
- 2 憲法第29条第2項及び第30条に規定する要件に従って開かれた臨時会の閉会のデクレ⁽¹³⁾の朗読後は、議長は、何人にも発言を許可することはできず、直ちに散会する。

第13章 表決の方法

第61条

- 1 議院は、常に、審議し及びその議事日程を決定するための「定足」数を充たす「ものとする」。
- 2 議院が行った表決は、その開始前に現在員数に基づき算出した総議員の絶対多数が議事堂の構内にいることを確認し定足数を確認するよう会派長が議長に直接求めなかった場合には、出席議員数にかかわらず有効とする。
- 3 会派長からの直接の要求は、当該会派を構成する議員の過半数が本会議場に実際に出席している場合に限り、受理される。
- 4 定足数を欠いたために表決することができなかつたときは、本会議は、議長による表決の延期の宣告後、休憩となり、表決は、15分後まで行うことができない。延期後の表決は、出席議員数にかかわらず有効とする。

第62条

- 1 議員の表決は、一身専属とする。
- 2 ただし、議員は、記名投票における表決権を前記⁽¹⁴⁾1958年11月7日のオールドナンス第58-1066号に規定する要件に従って委任することができる。
- 3 表決の委任は、常に一身専属的であり、特に指定された議員1人のみの名において作成される。表決の委任は、委任者の事前の同意を得て、同様に指定された他の受任者に移譲することができる。表決の委任は、表決の開始前又は委任が適用される表決の第1回の開始前に、議長に通知されなければならない。
- 4 委任の期間が明示されていない場合には、当該期間は、その受理から満8日の期間が経過した時に、当然に満了する。

第63条

- 1 表決は、挙手、起立、通常の記名投票又は演壇における記名投票により表明される。

(13) 共和国大統領又は首相によって署名された、一般的効力又は個別的効力を有する執行的決定 (R. ギリアン・J. ヴァンサン編著 (中村紘一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳) 『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂, 2012, p.140 (原書名: Raymond Guillien et Jean Vincent, *Lexique des termes juridiques*, 16^e éd., 2007.))。

(14) 第42条第2項参照。

- 2 ただし、議院が投票により選任を行わなければならない場合には、投票は、無記名とする。
- 3 憲法第 44 条及び第 49 条に規定する場合を除き、複合的な議題においては、案文の表決を分割して行うことを常に要求することができる。当該要求の提出者は、個別の表決を要求する案文の部分を明示しなければならない。
- 4 政府又は主務委員会が要求した場合には、案文の表決は当然に分割して行われる。その他の場合には、議長は、場合により政府又は〔主務〕委員会の意見を聴いた後、分割による表決の可否を決定する。

第 64 条

- 1 議院は、選任の場合を除き、全ての案件において、通常、挙手により表決する。
- 2 挙手による表決の結果に疑義がある場合には、起立による表決が行われる。なお疑義がある場合には、通常の記名投票による表決が当然に行われる。
- 3 ただし、最初の挙手による表決に疑義が表明された場合には、議長は、通常の記名投票による表決を行うことを決定することができる。
- 4 何人も、異なる表決方法の間に発言を許可されることはない。

第 65 条

- 1 次の場合には、当然に、記名投票による表決が行われる。
- 2 1° 議長の決定又は政府若しくは主務委員会の要求に基づく場合
- 3 2° 会派長又は会派長があらかじめ議長に氏名を通知したその代理者が自ら行った文書による要求に基づく場合。あらゆる新規の代理は、先の代理を無効とする。
- 4 3° 憲法が〔可決に〕特別多数を要求している場合又は憲法第 49 条及び第 50-1 条の規定を適用する場合
- 5 1° 及び 2° 並びに第 65-1 条の規定を適用する場合には、通常の形式の記名投票が行われる。3° の規定を適用する場合には、議事協議会の決定に基づき、演壇における記名投票又は本会議場の隣室における記名投票が行われる。

第 65-1 条

記名投票は、議事協議会において決定することができ、憲法第 48 条の規定の留保の下に、議事協議会は、その〔実施〕日を定める。

第 66 条

- 1 記名投票を要する場合には、議事堂の全室にその旨が通知される。この通知から少なくとも 5 分後に、議長は、場合により、議員に議席に戻るよう促す。続いて、議長は、投票の開始を宣告する。
- 2 I 通常の記名投票にあつては、表決は、電子的方法により行われる。
- 3 電子〔投票〕装置が作動しない場合には、表決は、投票用紙により行われる。各議員は、その氏名が記載された投票用紙のうち、可とする場合には青色の、否とする場合には赤色の、棄権の意思を表示する場合には白色のものを、理事部の書記担当理事の監視下に置かれた投票箱に自ら投入する。1 枚を超える投票用紙を投票箱に投入することは、理由のいかんを問わず、禁止される。
- 4 もはや投票を要求する者がいない場合には、議長は、投票の終了を宣告する。投票箱は、場合により、演壇に移動される。議長は、書記担当理事が確認した投票の結果を宣告する。
- 5 II 演壇における記名投票にあつては、全ての議員は、監視による点呼を受ける。あらか

じめくじで定められた文字から始まる氏名の議員が最初に点呼を受ける。表決者の氏名の欄外記入が行われる。

- 6 表決は、投票用紙により行われる。各議員は、その投票用紙を書記担当理事のうちの1人に渡し、書記担当理事は、これを演壇に置かれた投票箱に投入する。
- 7 投票は、1時間の間行うことができる。結果は、書記担当理事が確認し、議長が宣告する。
- 8 記名投票が本会議場の隣室で行われる場合には、議事協議会が投票時間を定める。
- 9 III 電子投票の方法及び表決の委任の方法は、理事部の規程⁽¹⁵⁾で定められる。

第 67 条

- 1 議長は、記名投票の点検の実施を決定することができる。
- 2 本会議の休憩の要求についての投票又はその可否が討議の続行に影響することのない案文についての投票の点検を実施する場合には、本会議を続行する。

第 68 条

- 1 憲法第 49 条の規定の適用の留保の下に、表決に付された議題は、有効投票の過半数を得た場合に限り、可決を宣告される。ただし、憲法が可決に議院を組織する構成員の絶対多数を要求する場合には、この過半数は、現在員数に基づき計算される。
- 2 得票数が同じであるときは、表決に付された議題は、可決されない。
- 3 議院の審議の結果は、「議院は、可決した」又は「議院は、可決しなかった」という文句で、議長が宣告する。
- 4 投票の終了後の表決の更正は、許されない。

第 69 条

- 1 議院が選任のために行う無記名投票は、第 66 条 II に規定する要件に従い演壇で、又は本会議場の隣室で行われる。
- 2 後者の場合には、議長は、本会議場において、投票の開始時刻及び終了時刻を指定する。くじで定められた投票管理者は、投票者名簿の欄外記入を行う。投票を理由として本会議を休憩することなく、各議員は、本会議中に、その投票用紙を理事部の書記担当理事のうちの1人の監視下に置かれた投票箱に投入する。書記担当理事は、開票を行い、議長は、本会議においてその結果を宣告する。
- 3 議事協議会が別段の決定をしない限り、この条に規定する全ての投票の時間は、1時間とする。

第 14 章 懲罰、免責特権及び倫理

第 70 条

- 1 次に掲げる全ての議員に対して、懲罰を科することができる。
- 2 1° 秩序を乱す意見表明を行い、又は騒動を引き起こした者
- 3 2° 個人非難を専ら行い、他の議員を罵倒し、又は1若しくは複数の同僚議員に対し、侮辱、挑発若しくは脅迫の言辞を用いた者
- 4 3° 本会議において暴力を呼び掛けた者

(15) 表決の委任の方法については、国民議会議事部一般規程（1959年7月22日の国民議会議事部のアレテに基づく一般規程）（Instruction générale du Bureau de l'Assemblée nationale (L'Instruction générale résulte d'un arrêté du Bureau de l'Assemblée nationale du 22 juillet 1959.)) 第13条に定められている。

- 5 4° 議院又は議長に対する侮辱又は挑発により有罪となった者
- 6 5° 共和国大統領、首相、政府構成員及び憲法に規定する会議体に対する侮辱、挑発又は脅迫により有罪となった者
- 7 6° 議院の構内における暴力行為により有罪となった者
- 8 7° その主張にかかわらず、第 80-4 条の規定の適用により、倫理規範⁽¹⁶⁾において定められた規則に反すると理事部が判断した者

第 71 条

- 1 議員に適用する懲罰は、次のとおりとする。
- 2 1° 静粛命令 (rappel à l'ordre)
- 3 2° 議事録への記載を伴う静粛命令
- 4 3° 戒告
- 5 4° 登院停止を伴う戒告

第 72 条

- 1 単なる静粛命令は、議長が宣告する。
- 2 議事録への記載を伴う静粛命令は、理事部が、又は議長単独で宣告する。後者の場合には、関係する議員の要求に基づき、第 4 項に規定する手続が適用される。
- 3 理事部が宣告する懲罰は、議長の提案又は第 70 条に規定する行為の被害者と思料する議員の書面による提案に基づく。
- 4 単なる静粛命令以外の懲罰が提案された場合には、理事部は、関係する議員又は当該議員の要求によりその代理としてその同僚議員のうちの 1 人から聴取する。
- 5 単なる戒告及び登院停止を伴う戒告は、理事部の提案に基づいて、討論を用いずに起立採決により、議院が宣告する。
- 6 この条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、第 70 条 7° に規定する場合には、議長は、懲罰を宣告することができない。

第 73 条

- 1 議事録への記載を伴う静粛命令が宣告された場合には、当然に、1 月の間、議員に支給される歳費 [月額] の 4 分の 1 の額が減ぜられる。
- 2 単なる戒告が宣告された場合には、当然に、1 月の間、議員に支給される歳費 [月額] の半額が減ぜられる。
- 3 登院停止を伴う戒告が宣告された場合には、当然に、2 月の間、議員に支給される歳費 [月額] の半額が減ぜられる。当該懲罰の宣告の日後 15 日目の本会議日が経過するまで、議院の活動に参加すること及び議事堂に登院することは、禁止される。登院停止を伴う戒告が 1 人の議員に 2 度適用された場合には、登院停止 [期間] が 30 本会議日に延長される。

第 74 条 削除

第 75 条 削除

第 76 条 削除

第 77 条

- 1 議員が議院の審議及び表決の自由を妨げようとし、1 人又は複数人の同僚議員に対して攻

(16) Décision du Bureau du 6 avril 2011 relative au respect du code de déontologie des députés.

撃を加えた後、議長の静粛命令に従うことを拒んだ場合には、議長は、散会する。理事部が、直ちに招集される。

2 理事部が、登院停止を伴う戒告の宣告を議院に提案した場合には、第 73 条第 3 項の規定により歳費 [月額] の半額が減ぜられる期間は、6 月に延長される。

3 この制裁の原因となった本会議で重大な暴力行為が行われた場合には、議長は、直ちに検事長に通報する。

第 77-1 条

1 投票における不正行為、特に表決の一身専属的性格に関する不正行為により、1 月の間、第 73 条に規定する歳費 [月額] の 4 分の 1 の額が減ぜられる。同一の会期において繰り返された場合には、この期間は、6 月に延長される。

2 理事部は、書記担当理事の提案に基づいて前項の規定の適用を決定する。

第 78 条

1 議院の本会議中に議員が議事堂の構内で犯罪行為を行った場合には、進行中の審議は中止する。

2 議長は、直ちにその事実を議院に報告する。

3 第 1 項に規定する行為が本会議の休憩中又は散会後に行われた場合には、議長は、本会議の再開時又は次の本会議の冒頭において、その事実を議院に報告する。

4 当該議員が弁明を要求するときは、これを許可する。当該議員は、議長の命令に基づき、本会議場から退出しなければならず、議事堂内に留置される。

5 当該議員が抵抗し、又は議院内が騒然とした場合には、議長は、直ちに散会する。

6 理事部は、議事堂内において犯罪が行われた旨を直ちに検事長に通知する。

第 79 条

1 選挙法典 L.O. 第 150 条に規定し、同法典 L.O. 第 151 条の規定により処罰される場合であると否とを問わず、全ての議員は、金融業、工業若しくは商業の企業内において、又は自由業若しくはその他の職業を営む上で、議員の身分を口実にし又は利用させること及び一般に、議員の職務の遂行以外の目的で議員の肩書を利用することを、第 71 条から第 73 条までに規定する懲罰により禁止される。

2 全ての議員は、また、特定の、地方的若しくは職業的な利益を擁護する結社若しくは団体に参加すること又はこれらの利益について自らの議員活動に関する契約を締結することが命令的委任を受け入れることとなる場合には、当該参加又は契約を、同じ懲罰により禁止される。

第 80 条

1 立法期の冒頭及びその後の各年については議院の総選挙の前年を除き常会の冒頭において、15 人の正規委員及び 15 人の代理委員から成り、議員の拘禁、自由を剝奪し若しくは制限する措置又は訴追の中止の要求の審査を所管する委員会を設置する。選任は、議院の会派勢力を反映するように、候補者名簿に関して会派長間の合意がない場合には会派の所属議員数に比例して、第 25 条に規定する手続に従って行われる。代理委員は、各正規委員に組み合わされる。代理委員は、1 つの要求の審査全体についてのみ正規委員を代理することができる。この場合を除き、代理委員は、委員会の活動に参加しない。

2 当該委員会の理事部は、委員長 1 人、副委員長 3 人及び書記担当理事 3 人で構成される。

- 選任は、議院の会派勢力を反映するように、かつ、全ての会派の代表を確保するように行われる。理事部の構成員は、第 39 条に規定する要件に従って指名される。第 10 章の規定は、第 46 条を除き、この条の規定の適用により設置される委員会について適用する。
- 3 当該委員会は、要求の提出者又は第 1 署名者及び当該議員〔本人〕又は当該議員が指定したその代理者である同僚議員から聴取しなければならない。当該議員が拘禁されている場合には、委員会は、このために派遣された 1 人又は複数人の委員に、当該議員本人を聴取させることができる。
 - 4 次項の規定の留保の下に、議事協議会は、要求を、委員会の報告書の配付後、憲法第 48 条最終項の規定により国会議員の質問及び政府の答弁に優先的に留保される直近の本会議〔の議事日程〕に、当該質問及び答弁の後に職権で記載する。報告書が要求の提出から 20 本会議日の期間内に配付されなかった場合には、議事協議会は、当該案件を、憲法第 48 条最終項の規定により国会議員の質問及び政府の答弁に優先的に留保される直近の本会議〔の議事日程〕に、当該質問及び答弁の後に職権で記載することができる。
 - 5 憲法第 26 条最終項の規定に従って、議院は、拘禁、自由を剥奪し若しくは制限する措置又は訴追の中止の要求を審議するための補充本会議のために当然に集会する。この本会議は、報告書の配付後 1 週間（委員会がその報告書を配付しなかった場合は、要求の提出後 4 週間）の経過後は、もはや開かれることができない。
 - 6 本会議における討議は、決議案の形式で作成された委員会の結論について行われる。委員会が結論を提出しない場合には、討議は、議院に提出された要求について行われる。委員会に再付託する動議は、第 91 条に規定する要件に従って提出し、討議することができる。要求の否決を求める委員会の結論が否決された場合には、要求は、可決されたものとみなす。
 - 7 議院は、委員会報告者、政府、当該議員〔本人〕又はその代理者たる議員、賛成の発言者 1 人及び反対の発言者 1 人のみが参加することができる討論の後、問題について議決する。前項に規定する委員会への再付託の要求は、〔委員会〕報告者から聴取した後、表決に付する。否決された場合には、議院は、続いて、この項に規定する発言者の発言を聴取する。
 - 8 拘禁され又は自由を剥奪し若しくは制限する措置の対象となった議員の訴追の中止の要求が提出された場合には、議院は、拘禁の中止又は当該措置の全部若しくは一部の中止に限り議決することができる。この目的のために提出される修正案のみが、受理される。第 100 条の規定は、当該修正案の討議について適用する。
 - 9 要求が否決された場合には、同一事件に関する新たな要求は、当該会期中に提出することができない。

第 80-1 条

- 1 理事部は、議員に課する倫理的な義務を規定する倫理規範を定める。この規範は、特に、公的利益と職務の独立的、中立的及び客観的な行使に影響を及ぼし又は影響を及ぼすと見られる性質を有する公的又は私的な利益とが競合するあらゆる状況と理解される利益相反の防止及び取扱いに関する規則を定める。
- 2 理事部は、当該倫理規範の遵守を監視するとともに、その実施を監督する。理事部は、このために倫理監 1 人を選任する。

第 80-2 条

- 1 国民議会倫理監は、議長提案に基づき、かつ、反対会派の少なくとも 1 人の会派長の同

意を得て、理事部がその構成員の5分の3の多数で選任する独立の人格とする。

- 2 国民議会倫理監は、当該立法期の間職務を行い、再任されない。国民議会倫理監は、無能力となった場合又はその義務に違反した場合に限り、議長の提案に基づき、かつ、反対会派の少なくとも1人の会派長の同意を得て、理事部の構成員の5分の3の多数による決定により解任することができる。

第80-3条

- 1 理事部は、利益相反の防止及び取扱いに関する倫理規範の規則の決定に関し、国民議会倫理監に諮問する。
- 2 個人的な事案に関し、倫理規範に定める規則の遵守について〔国民議会〕倫理監の助言を希望する全ての議員は、〔国民議会〕倫理監に相談することができる。助言の要求及び与えられた意見は、秘密とされ、当該議員のみがこれを公表することができる。
- 3 〔国民議会〕倫理監及びその任務を補佐する者は、職業上の秘密保持義務を負い、その職務の遂行において入手したいかなる情報も明らかにすることができない。
- 4 〔国民議会〕倫理監は、議長及び理事部に年次報告書を提出し、当該報告書において、倫理規範において定められた規則の遵守の向上を目的とする提案を提示するとともに、〔各議員の〕個人的な事案に関する要素を明らかにすることなくこれらの規則の一般的な適用状況を報告する。この報告書は、公表される。

第80-4条

- 1 〔国民議会〕倫理監は、倫理規範において定められた規則の違反があると認めるときは、当該議員及び議長に通知する。〔国民議会〕倫理監は、議員がその義務を遵守するために必要なあらゆる勧告を議員に行う。議員がその義務に違反したことを争い、又は〔国民議会〕倫理監の勧告に従う必要はないと思料する場合には、〔国民議会〕倫理監は議長に報告し、議長は2月以内に当該違反について判断を行わせるために理事部に付託する。
- 2 理事部は、当該議員から聴取することができる。この聴取は、当該議員の要求に基づき、当然に行われる。
- 3 理事部は、違反があったと判断した場合には、その結論を公表し、当該違反をやめさせるためのあらゆる勧告を行い、及び第70条から第73条までに規定する要件に従って懲罰を提案し、又は宣告することができる。

第80-5条

理事部の権限で、利害関係者の公的な登録簿が維持される。〔国民議会〕倫理監は、この登録簿に含まれる情報についてあらゆる指摘を行うことができる。

第2編 立法手続

第1部 通常の立法手続

第1章 政府提出法律案及び議員提出法律案の提出

第81条

- 1 政府提出法律案、元老院から送付された議員提出法律案及び〔国民議会〕議員から提出された議員提出法律案は、議長室に登録される。
- 2 〔国民議会〕議員による議員提出法律案の提出は、当該法律案が受理可能である場合に限られ、受理の可否は、この部第3章に規定する要件に従ってあらかじめ判断される。

3 提出は、官報で公表される。

第 82 条

- 1 憲法又は組織法律の条項に明示的に規定する場合を除き、決議案は、[議院の] 内部秩序に関する措置及び決定であつて議院の運営及び懲罰に関係しその排他的権限に属するものを表明するものである場合に限り、受理することができる。
- 2 この決議案は、第 1 読会において議員提出法律案に適用される手続（憲法第 34 条、第 40 条及び第 41 条の規定に適用される規定を除く。）に従つて提出され、審議され、討議される。
- 3 決議案を付託された委員会がその否決を結論とし、又は結論を示さない場合には、議長は、全般討議の終局後直ちに議院に議決するよう求める。第 1 の場合には、議院は、否決の結論について表決する。この結論が可決されなかった場合には、当該決議案（決議案が複数のときは、最初に提出された決議案）の各条について討議が行われる。第 2 の場合には、議院は、当該決議案（決議案が複数のときは、最初に提出された決議案）の提出時の案文の逐条討議（discussion des articles）への移行について議決する。議院が逐条討議に移行しないことを議決した場合には、議長は、当該決議案が可決されなかったことを宣告する。

第 83 条

- 1 提出された全ての案文は、印刷され、配付され、特別委員会が設置される場合を除き、議院の所管の常任委員会の審査に付される。
- 2 最初に議院に提出された政府提出法律案について実施された影響調査を説明する文書は、当該法律案と同時に印刷され、配付される。当該文書は、表明される可能性のあるあらゆる意見を収集するため、電子的方法により入手できるようにする。

第 84 条

- 1 政府提出法律案は、議会が確定的に可決するまではいつでも政府が撤回することができる。
- 2 議員提出法律案の提出者又は第 1 署名者は、当該法律案が第 1 読会において可決されるまではいつでも、これを撤回することができる。本会議における討議中に法律案が撤回された場合において、他の議員がこれを再び取り上げたときは、討議は継続する。
- 3 議院が否決した議員提出法律案は、1 年が経過するまで再提出することができない。

第 85 条

- 1 議長は、議院理事部に提出された全ての政府提出法律案又は議員提出法律案を、所管の常任委員会又はこのために設置された特別委員会に付託する。
- 2 常任委員会が所管外であることを表明した場合又は 2 以上の常任委員会の間で所管の争いがある場合には、議長は、政府又は議員提出法律案の提出者及び関係委員会の委員長のみが発言することができる討論の後、特別委員会の設置を優先的に議院に提案する。この提案が否決された場合には、議長は、所管の問題を議院 [の本会議] に付する。

第 2 章 委員会の立法活動

第 86 条

- 1 報告者の指名並びにその報告書及び委員会が可決した案文の提出、印刷及び配付は、国民議会が憲法の規定に従つて政府提出法律案及び議員提出法律案を討議することができる期間内に行わなければならない。

- 2 政府提出法律案又は議員提出法律案の提出と本会議におけるその審議との間の期間は、少なくとも6週間とし、主務委員会の報告者は、委員会における政府提出法律案又は議員提出法律案の審査の前の週に、その活動の進捗状況を明らかにした文書を委員に配付する。
- 3 報告書は、委員会に当初付託された案文の可決、否決又は修正を結論とする。報告書は、修正を結論とするときは、修正を明らかにした対照表を含む。報告書の付録に、委員会に提出された修正案が掲載されなければならない。
- 4 委員会が可決した案文の全文は、報告書とは別に公表される。憲法第45条第2項に規定する促進手続が開始されている場合又は政府提出法律案が非常事態 (*états de crise*) に関するものである場合を除き、第1読会においては、委員会が可決した案文の電子的方法による配付と本会議におけるその審議の開始の間の期間は、7日未満であってはならない。促進手続が開始されている場合並びに第2読会及びその後の読会の際には、案文は、できる限り速やかに電子的方法により配付される。
- 5 全ての議員は、委員であるか否かにかかわらず、委員会に修正案を提出することができる。政府、委員長及び委員会報告者並びに場合により意見のために付託された委員会の修正案以外の修正案は、委員長が別段の決定をしない限り、遅くとも案文の審査開始日の3平日前の17時まで、その提出者が委員会の事務局に送付しなければならない。議員の修正案の受理の可否は、この部第3章に規定する要件に従って判断される。
- 6 委員のほか、議員提出法律案又は修正案の提出者並びに場合により意見のために付託された委員会の報告者は、委員会の討論に参加することができる。政府による参加は、当然に行われる。
- 7 第1読会において、政府提出法律案又は議員提出法律案について作成された報告書は、要求により、各反対会派及び少数会派並びに場合により第145-7条第2項の規定の適用により指名された議員の書面による意見を付録に含む。[第145-7条第2項の適用により指名された] 当該議員の書面による意見は、場合により、政府提出法律案に添付された影響調査を対象とする。
- 8 欧州連合の活動により扱われる領域に関する政府提出法律案又は議員提出法律案について作成された報告書は、適用される欧州法又は起草中の欧州法に関する情報の基本データを付録に含む。場合により、欧州に関する決議の方法により議院が表明した見解も、記載される。
- 9 議院理事部に提出された政府提出法律案について作成された報告書は、政府提出法律案に添付された影響調査を説明する文書について収集された意見を記載した文書を付録に含む。
- 10 政府提出法律案又は議員提出法律案について作成された報告書は、当該政府提出法律案又は議員提出法律案の審査の際に削り又は修正することとされた案文の一覧を付録に含む。
- 11 委員会に付託された案文の討議は、その理事部が組織化することができる。
- 12 第91条及び第122条に規定する動議は、委員会において審査されない。

第87条

- 1 他の常任委員会に付託された政府提出法律案又は議員提出法律案の全部又は一部について意見のために審査することを決定した全ての常任委員会は、その旨を議長に通知する。この決定は、官報で公示される。
- 2 政府提出法律案又は議員提出法律案が意見のための付託の対象となった場合には、付託された委員会は、報告者1人を指名する。報告者が主務委員会の審査に参加する場合には、発

言権 [のみ] を有する。反対に、主務委員会の報告者は、意見のために付託された委員会の審査に、発言権 [のみ] を有して参加する権利を有する。

- 3 意見のために付託された委員会は、その報告者が当該委員会の可決した修正案を主務委員会の第 86 条に規定する会議において擁護することができる期限内に集会する。
- 4 意見は、提出され、印刷され、配付される。意見を提出することを決定した委員会は、当該案文の討議のために指定された日に常に口頭で意見を述べることができ、意見の提出又は配付がない場合においても、案件の討議は妨げられない。

第 88 条

- 1 第 86 条の規定の適用により開かれた [委員会の] 会議の後、政府提出法律案又は議員提出法律案の主務委員会は、当該案文の討議が議事日程に記載されている本会議の開始まで、その間に提出された修正案を審査するために 1 回又は複数回の会議を開くことができる。いずれにしても、委員会は、修正案が新たに提出された場合には、第 99 条に規定する期限が経過した後 1 回の会議を開く。第 86 条第 6 項の規定を適用する。
- 2 委員会は、第 99 条に規定する期限の経過前に提出された修正案の内容を審査し、これを委員会の提案に編入することも補充報告書を提出することもなく、却下し、又は可決する。

第 3 章 財政に関わる受理の可否

第 89 条

- 1 議員が提出した議員提出法律案は、議院理事部又はこの目的のために理事部により委任を受けた理事部の特定の構成員に送付される。当該議員提出法律案の可決により憲法第 40 条に規定する結果をもたらすと認められる場合には、その提出は拒否される。
- 2 委員会に提出された修正案は、その可決が憲法第 40 条に規定する結果をもたらす場合には、受理されない。不受理は、委員長が判断し、疑義がある場合には委員会の理事部が判断する。委員長は、場合により、財政・一般経済・予算監視委員会の委員長若しくは総括報告者又はこの目的のために指名された同委員会の理事部の構成員 1 人に相談することができる。
- 3 議院理事部に提出された修正案の受理の可否は、議長が判断する。修正案の可決が憲法第 40 条に規定する結果をもたらすと認められる場合には、その提出は拒否される。疑義がある場合には、議長は、財政・一般経済・予算監視委員会の委員長若しくは総括報告者又はこの目的のために指名された同委員会の理事部の構成員 1 人に相談した後、決定する。[これらの者の] 意見が得られなかった場合には、議長は、議院理事部に [これを] 付託することができる。
- 4 政府又は全ての議員は、いつでも、議員提出法律案及び修正案並びに案文を付託された委員会が当該案文に施した修正に対し、憲法第 40 条の規定をもって対抗することができる。不受理は、財政・一般経済・予算監視委員会の委員長若しくは総括報告者又はこの目的のために指名された同委員会の理事部の構成員 1 人が判断する。
- 5 [前項と] 同一の条件に従って、予算法律又は社会保障財政法律に関する組織法律の規定をもって対抗することができる。
- 6 議員提出法律案又は修正案の不受理の場合は、その提出者である議員は、当該不受理について書面による説明を要求することができる。

第4章 第1読会における政府提出法律案及び議員提出法律案の討議

第90条

憲法第42条第2項に規定する政府提出法律案に関するこの編第2部の規定の留保の下に、政府提出法律案及び議員提出法律案の討議は、所管委員会により可決された案文について行われる。ただし、委員会により可決された案文がない場合には、討議は、議院に提出された案文について行われる。

第91条

- 1 第1読会の本会議における政府提出法律案又は議員提出法律案の討議は、その提出から6週間又はその送付から4週間の期間が経過する前に行うことはできない。この期間は、非常事態に関する政府提出法律案の場合又は促進手続が開始されている場合には、適用されない。
- 2 政府提出法律案及び議員提出法律案の討議は、政府提出法律案の場合は政府からの聴取、主務委員会の報告書の提出及び意見のために付託された委員会 [があるときは当該委員会] の報告者からの聴取並びに第145-7条第2項の規定の適用により指名された議員からの聴取により開始する。
- 3 報告書又は意見書が討論の開始の前日までに配付されている場合には、報告者は、これを口頭で述べることをやめることができる。そうでない場合には、報告者は、これを読み上げることなく解説するにとどめなければならない。報告書又は意見書の説明は、議事協議会が法律案の討議を組織化する際に定める時間を超過することができない。
- 4 経済・社会・環境評議会の構成員も、第97条に規定する要件に従って発言することができる。
- 5 続いて、提出された法律案が憲法の1若しくは複数の規定に違反していることを確認し、又は審議を行う必要がないことを決定することを目的とする審議入り拒否の動議 (motion de rejet préalable) は、1件に限り、討議し、表決に付することができる。審議入り拒否の動議が可決された場合には、当該動議の対象とされた法律案は否決される。討議においては、議事協議会が別段の決定をしない限り30分間を超えることができない発言時間で当該動議の署名者のうちの1人並びに政府及び主務委員会の委員長又は報告者のみが、発言することができる。表決の前に、各会派につき1人の発言者に対し、2分間の発言が許可される。
- 6 続いて、討議中の法律案の全体の主務委員会への再付託を求める動議は、1件に限り討議し、表決に付することができる。この動議が可決された場合には、当該委員会による新たな報告書の提出まで討論が中止される。この動議の討議は、第5項に規定する要件に従って行われる。
- 7 再付託の動議が可決されたときは、憲法第48条第2項及び第3項の規定により優先権を有する法律案が対象である場合にあっては政府が、それ以外の法律案が対象である場合にあっては議院が、当該委員会が新たな報告書を提出すべき日時を定める。
- 8 [第5項及び第6項の] 動議が否決された場合又は [第5項及び第6項の] 動議が提出されなかった場合には、政府提出法律案若しくは議員提出法律案又は委員会の [可決した] 案文の逐条討議に当然に移行する。
- 9 続いて、全般討議に登録された発言者に発言が許可される。議員提出法律案の提出者又は第1署名者は、優先権を有する。
- 10 憲法第48条第5項の規定の適用により開かれた本会議において討議される法律案に対しては、提出されている法律案が憲法の1若しくは複数の規定に違反していることを確認し又

は審議を行う必要がないことを決定することを目的とする審議入り拒否の動議は、1件に限り、討議し、表決に付することができる。この動議が可決された場合には、当該動議の対象とされた法律案は否決される。続いて、討議中の法律案の全体の主務委員会への再付託を求める動議は、1件に限り討議し、表決に付することができ、この動議が可決された場合には、当該委員会による新たな報告書の提出まで討論が中止される。これらの動議は、全般討議の終局後、討議され、表決に付される。これらの動議のそれぞれの討議においては、議事協議会が別段の決定をしない限り15分間を超えることができない発言時間で〔当該動議の〕署名者の1人並びに政府及び主務委員会の委員長又は報告者のみが、発言することができる。表決の前に、各会派につき1人の発言者に対し、2分間の発言が許可される。

11 逐条討議の開始に先立ち、委員会の委員長及び報告者は、第88条第1項の規定の適用により開かれた〔当該委員会の〕最後の会議の際に提出されていなかった修正案を直ちに審査するために、当該委員会の会議の開催について意見を求められる。委員長及び報告者が会議を開催する必要はないと共同で判断した場合には、討論が継続する。そうでない場合には、討論は中止し、委員会の会議の後に再開する。この会議については、第86条第6項の規定を適用する。

第92条 削除

第93条

- 1 政府又は議長は、いつでも、議員提出法律案若しくは修正案又は委員会に当初付託された案文に対する修正案により施された修正に対し、憲法第41条第1項に規定する不受理をもって対抗することができる。
- 2 政府が不受理をもって対抗したときは、議長は、場合により憲法的法律・法制・共和国一般行政委員会の委員長又はこの目的のために指名された同委員会の理事部の構成員1人の意見を聴いた後、不受理を承認することができる。討議中に政府が不受理をもって対抗したときは、議長が同じ要件に従って決定するまで、修正案、条項又は案文の審議は、中止し、又は保留することができる。
- 3 議長が不受理をもって対抗したときは、場合により憲法的法律・法制・共和国一般行政委員会の委員長又はこの目的のために指名された同委員会の理事部の構成員1人の意見を聴いた後、議長は、政府の意見を聴く。政府が意見を表明するまで、修正案、条項又は案文の審議は、中止し、又は保留することができる。
- 4 政府と議長が一致しない場合には、討議を中止し、議長は、憲法院に申立てを行う。

第94条 削除

第95条

- 1 逐条討議は、各条項について順次行われる。
- 2 討議中の法律案の条項又は政府若しくは委員会が修正案として提出した新たな条項に関する委員会及び議員の発言は、第54条第5項の規定の留保の下に、2分間を超えることができない。
- 3 各条項について、修正案を第100条に規定する要件に従って順次討議し、表決に付する。続いて、各条項を個別に表決に付する。
- 4 討議の順序の変更を目的とする条項又は修正案の〔討議の〕保留又は優先は、常に要求することができる。
- 5 この保留又は優先は、政府又は主務委員会の要求に基づき、当然に行われる。その他の場

合には、議長が決定する。

- 6 議事協議会が第 65-1 条に規定する要件に従って後日投票により表決を行うことを決定した場合を除き、最後の条項又は修正案として提出された最後の追加条項の表決の後、政府提出法律案又は議員提出法律案の全体についての表決が行われる。
- 7 政府提出法律案又は議員提出法律案の単一条項の表決の前に追加条項の提出がなかった場合には、この表決は、[法律案の] 全体についての表決に相当し、この表決が行われた後は、いかなる追加条項も受理されない。

第 96 条

憲法第 44 条第 3 項の規定の適用は、法律案を表決に付する方法に関する限り、この規則第 2 編第 4 章及び第 6 章の規定の適用を妨げない。法律案の討議は、これらの各章に規定する手続に従って行われる。

第 97 条

- 1 憲法第 69 条の規定の適用により、経済・社会・環境評議会が送付を受けた政府提出法律案又は議員提出法律案に関する同評議会の意見を国民議会において説明するためにその構成員の 1 人を指名した場合には、同評議会の議長が国民議会議長にその旨を通知する。
- 2 いかなる場合においても、経済・社会・環境評議会の構成員は、国民議会の所管委員会の報告者の後に聴取される。
- 3 その聴取に定められた時刻に、衛視長は、議長の命令に基づいて当該構成員を本会議場に案内し、議長は、直ちにこれに発言を許可する。その説明の終了後、当該構成員は、同一の礼式に従って本会議場の外に案内される。

第 98 条

- 1 政府、主務委員会、意見のために付託された委員会及び議員は、議院理事部に提出された法律案及び委員会が可決した法律案に対する修正案を提出する権利を有する。
- 2 修正案とは、書面で作成され、提出者の 1 人以上により署名され、議院理事部又は委員会に提出された修正案のみをいう。
- 3 修正案には、簡潔に理由を記さなければならない。修正案は、議長室により主務委員会に送付され、印刷され、配付される。ただし、修正案の印刷及び配付がない場合においても、本会議におけるその討議が妨げられることはない。
- 4 修正案は、1 の条項に限り対象とすることができる。対案は、討議中の法律案に対し、条項ごとに修正案の形式で提出される。再修正案⁽¹⁷⁾は、修正案の趣旨に反することはできず、[更に] 修正されることはない。この項に規定する修正案、対案及び再修正案の受理の可否は、議長が判断する。
- 5 憲法第 40 条及び第 41 条の規定の適用を妨げることなく、全ての修正案は、提出され又は送付された法律案に間接的であっても関連性を有する場合には、第 1 読会において受理することができる。この関連性の有無は、議長が判断する。

第 98-1 条

- 1 修正案は、次に掲げる者の要求に基づき、予備評価の対象となる。
- 2 1° 委員会の修正案について、主務委員会の委員長又は報告者

(17) 修正案に対する修正案を指す。

- 3 2° 議員が提出した修正案について、主務委員会の委員長の同意を得た当該修正案の提出議員
- 4 修正案に関する予備評価の実施、印刷又は配付がない場合においても、本会議におけるその討議が妨げられることはない。

第 99 条

- 1 議事協議会が別段の決定をしない限り、議員の修正案は、遅くとも法律案の討議の開始日の3平日前の17時までに提出されなければならない。
- 2 前項に規定する提出期限を経過した後は、政府又は主務委員会が提出した修正案に限り、受理することができる。政府又は主務委員会がこの権限を行使する場合には、[政府又は主務委員会により提出された修正案により]修正することが提案された条項に対する議員の修正案又は提出された修正案が追加条項を挿入するものであるときに当該修正案と競合することとなる議員の修正案に対しては、この期限をもって対抗することができない。
- 3 この条に規定する期限は、再修正案には適用しない。

第 100 条

- 1 修正案は、当該修正案が対象とする案文の討議の後に討議に付され、その案文の表決の前に、かつ、通常は主たる議題の前に表決に付される。
- 2 議長は、議院理事部に提出された修正案に限り討議に付する。
- 3 議院は、本会議において弁明されない修正案について審議しない。政府が憲法第44条第2項の規定の適用により要求を行った場合には、議院は、委員会に提出されなかった修正案について、もはや審議しない。この要求は、修正案が本会議の議題となった時に提出される。
- 4 修正案が競合する場合には、条項を削除する修正案、続いてその他の修正案が、提案されている案文から最も遠い修正案から始まり、これに反対するもの、挿入するもの又は追加するものの順に討議に付される。
- 5 政府又は主務委員会が提出した修正案は、同一の目的を有する議員の修正案に優先して討議される。この場合において、修正案の提出者全員に発言が許可され、これらの修正案の全てについて一括して1回限りの表決が行われる。
- 6 相互に排他的な複数の修正案が競合する場合には、議長は、これらを一括討議に付することができ、この討議においては、[これらの修正案の]提出者は、その修正案が順次表決に付される前に同様に順次発言を許可される。
- 7 第95条第2項に規定する修正案の場合を除き、各修正案については、その提出者のうちの1人のほか、政府、主務委員会の委員長又は報告者、意見のために付託された委員会の委員長又は報告者及び反対意見の発言者1人に限り、聴取されることができる。第54条第5項の規定の留保の下に、修正案についての発言は、政府によるものを除き2分間を超えることができない。

第 101 条

- 1 議院は、政府提出法律案及び議員提出法律案の全体についての表決の説明が開始される前に、政府又は1人の議員の要求に基づき、法律案の全体又は一部の第2回の審議を行うことを決定することができる。
- 2 第2回の審議は、政府若しくは主務委員会の要求に基づき、又は主務委員会がこれを承認した場合に、当然に行われる。

- 3 第2回の審議の対象となった法律案は、委員会に再付託され、当該委員会は、文書又は口頭により、新たな報告を行わなければならない。
- 4 第2回の審議において提出された修正案の議院による否決は、第1回の審議における議院の議決が確認されたものとみなす。

第102条

- 1 政府は、憲法第45条に規定する促進手続を始める場合には、原則として、[当該手続の対象となる]政府提出法律案の提出時にその旨を国民議会議長に通知する。議員提出法律案の場合には、政府は、遅くとも当該法律案が議事日程に記載される時までには促進手続の開始の決定を通知する。
- 2 議院の議事協議会が反対する場合には、議長は、直ちにその旨を政府及び元老院議長に通知する。
- 3 議長は、元老院の議事協議会の反対の通知を受けたときは、遅滞なく議院の議事協議会を招集する。議事協議会は、先議の議院の第1読会における全般討議の終局までに、促進手続の開始に同様に反対することを決定することができる。
- 4 全般討議の終局までに両議院の議事協議会が一致して反対した場合には、促進手続は、開始されない。

第5章 簡略審議手続

第103条

- 1 議事協議会は、議長、政府、主務委員会の委員長又は会派長の要求に基づき、政府提出法律案又は議員提出法律案が簡略審議手続に従って審議されることを決定することができる。
- 2 要求は、委員会における法律案の審査の前に、主務委員会の委員長が要求する場合にあっては主務委員会に諮った後に、提出されなければならない。後者の場合には、討議は、少なくとも満1日の期間の経過後に行われる。

第104条

- 1 簡略審議手続を開始する旨の議事協議会の決定は、掲示されるとともに、政府に通知される。
- 2 簡略審議手続が要求された政府提出法律案及び議員提出法律案は、第91条第5項及び第10項並びに第128条第2項に規定する[動議の]発議の対象とすることができない。
- 3 政府、主務委員会の委員長又は会派長は、討議の前日の13時まで、簡略審議手続に反対することができる。
- 4 反対の申出は、議長に対して行われ、議長は、これを政府、主務委員会及び会派長に通知し、掲示し、議院に報告する。
- 5 反対の[申出があった]場合には、法律案は、この編第4章の規定に従って審議される。

第105条

- 1 議員及び関係委員会の修正案は、反対の申出期間が経過するまで受理することができる。
- 2 反対の申出期間の経過後に政府が修正案を提出した場合には、法律案は、議事日程から削除される。
- 3 法律案は、次の本会議の議事日程までは記載されることができない。この場合には、討議は、この編第4章の規定に従って行われる。

第 106 条

簡略審議手続に付された法律案がいかなる修正案の対象にもならなかった場合には、議長は、議事協議会が別段の決定をしない限り、法律案の全体をそのまま表決に付する。

第 107 条

- 1 簡略審議手続に付された法律案が修正案の対象となった場合には、議長は、当該修正案が関係する条項のみを議題とする。各修正案については、政府のほか、その提出者のうちの 1 人、主務委員会の委員長又は報告者及び反対の発言者 1 人のみが、発言することができる。第 95 条第 2 項の規定は、適用することができない。
- 2 憲法第 44 条第 3 項の規定の留保の下に、議長は、修正案、修正案に関する条項及び法律案全体のみを表決に付する。

第 6 章 国民議会の元老院との関係

第 108 条

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案の国民議会による第 2 読会及びその後の読会において、次 [項から最終項まで] の規定の留保の下に、討議は、この編第 4 章及び第 5 章の規定に従って行われる。
- 2 第 91 条に規定する動議をそれぞれ弁明するために行われる発言の時間は、議事協議会が別段の決定をしない限り、第 2 読会以後は 15 分間を超えることができない。
- 3 逐条討議 [の対象] は、議会の両議院が同一の文言で可決することができなかつた条項に限られる。
- 4 このため、両議院が同一の文言で可決した条項は、可決された規定を直接的に又は両立し難い追加により再検討するような修正案の対象とすることはできない。
- 5 憲法の遵守を確保し、審議中の法律案との調整を行い、又は単純な誤りを訂正することを目的とする場合を除き、この条に規定する規則の例外とすることはできない。

第 109 条

- 1 議会の両議院での連続する審議における法律案の全体の否決は、憲法第 45 条に規定する手続を妨げない。
- 2 元老院が法律案の全体を否決した場合には、国民議会は、次の読会において、国民議会が先に可決した法律案及び元老院の否決の議決後に政府が国民議会に送付した法律案について審議する。

第 110 条

- 1 促進手続が開始されている場合にあつては各議院の第 1 読会の終了後に、開始されていない場合にあつては [各議院の] 第 2 読会の終了後に、憲法第 45 条に規定する要件に従って、両院協議会 (commission mixte paritaire) の会議が招集されることができる。
- 2 この決定を首相が行った場合には、当該決定は、議長に通知され、議長は、直ちにこれを議院に報告する。
- 3 議員提出法律案について当該決定を両議院の議長が共同で行った場合には、この共同の決定は、政府に通知される。議長は、当該決定を直ちに議院に報告する。
- 4 両院協議会の会議の招集が決定された時に議院で法律案が討議中である場合には、討議は直ちに中止する。

第 111 条

- 1 国民議会と元老院の間の合意により、両院協議会における各議院の代表者の数は、7 とする。
- 2 同じ条件に従って、7 人の代理者を選任する。代理者は、両議院の間の数的平等を維持するために必要な場合に限り、表決することを求められる。〔表決を〕求められる順序は、その選挙の順序による。
- 3 両院協議会における議院の代表者の選任は、議院の会派勢力を反映し、かつ、全ての会派の代表を確保するように努める。
- 4 各会派長は、議長が定める期間内に、役職ごとの候補者の一覧を議長室に提出する。
- 5 候補者は、付与された期間の経過後に掲示される。候補者の数が補充すべき員数を超えない場合には、選任は、この掲示から効力を生ずる。そうでない場合には、直ちに又は当該期間の経過後最初の本会議の冒頭において、第 26 条の規定に従って投票による選任が行われる。

第 112 条

- 1 両院協議会は、その最年長者の招集に基づき、案件ごとに交互に、国民議会及び元老院において集会する。
- 2 両院協議会は、理事部を選挙し、その構成を決定する。
- 3 両院協議会は、会議の開催場所の議院の議院規則に定める委員会の通常の手続に従って、付託された法律案を協議する。国民議会に招集された両院協議会については、第 46 条第 3 項の規定のみを適用する。
- 4 両院協議会の議事の結論は、両議院の各々において印刷され、配付される報告書の対象となるとともに、両議院の議長の責任で首相に公式に通知される。

第 113 条

- 1 両院協議会が起草した案文を両院協議会の報告書の提出から 15 日以内に政府が議会の承認に付さなかった場合には、両院協議会の会議の直前に当該法律案が討議に付されていた議院は、憲法第 45 条第 1 項の規定に従ってその審議を再開することができる。
- 2 両院協議会が起草した案文を議院が付議された場合には、提出された修正案は、配付される前に政府に送付され、その同意が得られたときに限り配付される。
- 3 議院は、まず修正案について議決する。その可決若しくは否決の後、又は修正案が提出されなかった場合には、議院は、法律案の全体について 1 回限りの表決により議決する。

第 114 条

- 1 国民議会が両院協議会の案文を既に審議し、当該案文が憲法第 45 条第 3 項に規定する要件に従って可決されなかった場合又は両院協議会が共通の案文の可決に至らなかった場合に限り、国民議会は、憲法第 45 条第 4 項に規定する手続に従って有効に付議される。
- 2 国民議会が憲法第 45 条第 4 項に規定する要件に従って新たな読会に進む場合には、この読会は、両院協議会の設置の前に議院に付議されていた最終案について行われる。
- 3 この新たな読会の後に、国民議会が確定的に議決することを求める要求を政府が提出した場合には、主務委員会は、両院協議会の案文と国民議会が最後に可決した案文（場合により元老院が可決した 1 又は複数の修正案により修正されたもの）とがそれぞれ議題に供される順序を定める。これらの 2 つの案文のうちの 1 つが否決された場合には、直ちにもう 1 つの案文が表決に付される。これら 2 つの案文が否決された場合には、当該政府提出法律案又は議員提出法律案は、確定的に否決される。

- 4 元老院が新たな読会において可決した案文の送付から 15 日以内に、政府が議院に対し確定的に議決することを要求しなかった場合には、議院は、憲法第 45 条第 1 項に規定する手続に従って案文の審議を再開することができる。この審議の再開後は、同条第 4 項に規定する手続は、もはや適用することができない。

第 115 条

- 1 国民議会が可決したものの確定に至らない全ての政府提出法律案は、遅滞なく国民議会議長により政府に送付される。政府提出法律案が否決された場合には、議長は、その旨を政府に通知する。
- 2 国民議会が可決したものの確定に至らない全ての議員提出法律案は、遅滞なく国民議会議長により元老院議長に送付される。政府は、この送付について通知を受ける。元老院から送付された議員提出法律案が否決された場合には、議長は、その旨を元老院議長及び政府に通知する。
- 3 元老院が可決した政府提出法律案又は議員提出法律案を国民議会が修正することなく可決した場合には、国民議会議長は、確定した法律案を、審署のために、政府事務総局を通じて共和国大統領に送付する。元老院議長は、この送付について通知を受ける。

第 7 章 共和国大統領により要求された法律の再審議

第 116 条

- 1 憲法第 10 条第 2 項の文言に従って、共和国大統領が法律又はその特定の条項の再審議を要求した場合には、国民議会議長は、その旨を議院に報告する。
- 2 議長は、当該法律の案文を前に付託された委員会以外の委員会に付託するか否かを議院に諮る。否定された場合には、当該案文は、前に所管した委員会に付託される。
- 3 所管委員会は、議院が付与した期間内に決定しなければならず、この期間は、いかなる場合においても 15 日を超えることができない。議院の議事日程への当該案件の記載は、第 48 条の規定に従って行われる。

第 2 部 憲法改正、予算法律案及び社会保障財政法律案に適用される立法手続

第 8 章 第 2 部の規則により規律される政府提出案に関する共通規定

第 117 条

憲法第 42 条第 2 項の規定に従って、政府提出憲法改正案、予算法律案及び社会保障財政法律案⁽¹⁸⁾の本会議における討議は、先議の議院の第 1 読会においては政府が提出した案文について、その他の読会においては他の議院から送付された案文について行われる。

第 117-1 条

- 1 議院が憲法に従って政府提出案の討議を行うことができる期間内に、委員会の報告者が指名されなければならない。また、その報告書が提出され、印刷され、配付されなければならない。
- 2 報告書は、可決、否決又は修正を結論とする。
- 3 政府の構成員は、委員会における表決に出席しない。

第 117-2 条

- 1 他の常任委員会に付託された政府提出案の全部又は一部について、意見のために審査する

(18) 予算法律案及び社会保障財政法律案は、必ず政府提出法律案の形式で議会に提出される。

ことを決定した全ての常任委員会は、その旨を議長に通知する。この決定は、官報で公示される。

- 2 政府提出案が意見のための付託の対象となった場合には、付託された委員会は、報告者1人を指名し、当該報告者は、主務委員会の審査に発言権〔のみ〕を有して参加する権利を有する。反対に、主務委員会の報告者は、意見のために付託された委員会の審査に発言権〔のみ〕を有して参加する権利を有する。
- 3 意見のために付託された委員会は、主務委員会〔の会議〕の前又は後に集会することができる。場合により、意見のために付託された委員会の報告者は、当該委員会が可決した修正案について主務委員会において擁護する。
- 4 意見は、提出され、印刷され、配付される。意見を提出することを決定した委員会は、当該案文の討議のために指定された日に常に口頭で意見を述べることができ、意見の提出又は配付がない場合においても、政府提出案の討議は妨げられない。

第 117-3 条

政府提出憲法改正案、予算法律案及び社会保障財政法律案は、この編第 1 部第 5 章に規定する簡略審議手続の対象とすることができない。

第 9 章 憲法改正の討議

第 118 条

- 1 憲法改正は、憲法第 89 条第 2 項から第 5 項までに規定する留保及び政府提出〔憲法改正〕案についてはこの部第 8 章に規定する留保の下に、この編第 1 部に規定する立法手続に従って審議され、討議され、表決される。この規則第 49 条第 5 項に規定する手続は、憲法改正の審議には適用しない。
- 2 元老院が可決した憲法改正の案文を同一の文言で議院が可決した場合には、当該案文は、共和国大統領に送付される。

第 10 章 予算法律の討議

第 119 条

- 1 予算法律案は、憲法の特別の規定、その適用のために制定された組織法律の性格を有する規定及びこの部の規定で予算法律案に適用されるものの留保の下に、この編第 1 部に規定する立法手続に従って審議され、討議され、表決される。この規則第 49 条第 5 項に規定する手続は、予算法律案の審議には適用しない。
- 2 年度予算法律案及び補正予算法律案の第 1 部の逐条審議 (examen des articles) 後、第 2 部の審議に移行する前に、第 101 条に規定する要件に従って、最初の条及び第 1 部の全部又は一部の第 2 回の審議を行うことができる⁽¹⁹⁾。

(19) 予算法律案の最初の条 (article liminaire) は、一般政府全体の構造的財政収支及び実際の財政収支の見通しを内容とする (“Comment se présente un projet de loi de finances ?” 2017.10.31. Vie publique website <<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/finances-publiques/ressources-dependances-etat/budget/comment-presente-projet-loi-finances.html>>). 第 1 部は公の財源である租税等の徴収及び財政の均衡を確保するための他の歳入方途を承認する。また支出の大分類ごとに最高限度額を定め、財政均衡の一般的要件を定める。第 2 部は、歳出額の細分等を承認する。第 1 部中の各種規定は、予算執行についての 1 年限りの規定と、税制の改正や予算を伴う法律の改正を伴う恒久規定を含んでいる (小村武『予算と財政法 5 訂版』新日本法規出版, 2016, p.171.)。

- 3 年度予算法律案又は補正予算法律案の第1部の全体について、政府提出法律案の全体についての表決と同一の要件で、表決に付する。議院が年度予算法律案又は補正予算法律案の第1部を可決しない場合には、[予算]法律案の全体が否決されたものとみなす。
- 4 第101条の規定に従って、[予算法律案の]全体についての表決の説明の開始前に年度予算法律案又は補正予算法律案の全部又は一部の第2回の審議が行われる場合には、最初の条及び第1部の規定の修正は、第2部の条項について行われた表決により調整のため必要となったもの以外は行うことができない。

第120条

- 1 年度予算法律案の第2部の討議の方法は、予算法律に関する組織法律に定めるもののほか、議事協議会が決定する。議事協議会は、特に、会派及びいずれの会派にも属しない議員に割り当てられる発言時間の配分並びに委員会に割り当てられる発言時間及び討議におけるその配分を定める。
- 2 議事協議会は、財政・一般経済・予算監視委員会と意見のために付託された委員会の合同会議において、年度予算法律案の第2部の特定のミッション⁽²⁰⁾を主たる議題とする、表決を行わない審査を実施することを決定することができる。当該会議は、関係委員会の委員長が共同して主宰し、その会議録は、官報において、当該ミッションが討議された本会議に係る本会議録の末尾に掲載される。
- 3 議事協議会は、この拡大された委員会の一覧を決定し、その会議の日を定め、当該会議は、本会議と同じ時間に開くことができる。

第121条

予算法律に関する組織法律の規定に反する修正案は、この編第1部第3章に規定する要件に従って不受理と宣告される。

第11章 社会保障財政法律の討議

第121-1条

社会保障財政法律案は、憲法の特別の規定、その適用のために制定された組織法律の性格を有する規定及びこの部の規定で社会保障財政法律案に適用されるものの留保の下に、この編第1部に規定する立法手続に従って審議され、討議され、表決される。この規則第49条第5項に規定する手続は、社会保障財政法律案の審議には適用しない。

第121-2条

社会保障法典第1巻第1編第1章の2の規定に反する修正案は、この編第1部第3章に規定する要件に従って不受理と宣告される。

第121-3条

- 1 社会保障財政法律案の1つの部の逐条審議後、次の部の審議に移行する前に、第101条に規定する要件に従って、第2回の審議を行うことができる。
- 2 第101条の規定に従って、[社会保障財政法律案の]全体についての表決の説明の開始前に社会保障財政法律案の全部又は一部の第2回の審議が行われる場合には、他の部の規定の

(20) ミッション(mission)とは、主要な政策単位に対応した議会での予算組織法の議決対象単位をいう(服部有希「フランスの財政ガバナンス—2012年の中期財政計画制度の改正を中心に—」『外国の立法』No.263, 2015.3, p.61. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111089_po_02630006.pdf?contentNo=1>)。

修正は、最後の部について行われた表決により調整のため必要となったもの以外は、行うことができない。

- 3 社会保障補正財政法律案の場合には、第1項及び第2項に規定する第2回の審議は、最初の条について行うこともできる。

第3部 特別の手続

第12章 国民投票の提案

第122条

- 1 憲法第11条第1項に規定する対象に関する政府提出法律案の討議に際しては、当該法律案を国民投票に付することを提案することを求める動議は、1件に限り提出することができる。
- 2 前項の動議は、総議員の10分の1以上により署名されなければならない。当該動議には、いかなる条件又は留保も付することができず、政府が提出した案文に対する修正案を含むこともできない。
- 3 この動議は、当該法律案の全般討議の直前に討議され、全般討議が開始されている場合においては動議の提出後直ちに討議される。動議は、議題となる時に署名者が実際に本会議に出席していることが確認できる場合に限り、議題とする。
- 4 討議においては、30分間を超えない発言時間で〔動議の〕署名者のうちの1人並びに政府及び主務委員会の委員長又は報告者のみが、発言することができる。表決の前に、各会派につき1人の発言者に対し、2分間の発言が許可される。
- 5 動議の可決により、政府提出法律案の討議は中止する。議院が可決した動議は、当該動議に係る法律案を添付の上、直ちに元老院に送付される。
- 6 この送付から30日の期間内に元老院が当該動議を可決しない場合には、議院における当該政府提出法律案の討議は、中止した箇所から再開する。その際には、国民投票を提案することを求めるいかなる新しい動議も、受理されない。
- 7 前項に規定する期間〔の進行〕は、常会と常会の間又は当該動議の討議の元老院の議事日程への記載が憲法第48条第2項及び第3項に規定する優先権の適用により妨げられた場合には、中止する。

第123条

- 1 元老院において討議中の政府提出法律案を国民投票に付することを提案することを求める動議を議院が元老院から送付された場合には、この動議は、直ちに委員会に付託される。当該動議は、場合により憲法第48条第2項及び第3項に規定する優先権の留保の下に、直近の本会議の〔議事日程の〕冒頭に記載する。
- 2 議院は、元老院からの当該送付から30日の期間内に議決しなければならない。この期間〔の進行〕は、常会と常会の間又は当該動議の討議の議院の議事日程への記載が憲法第48条第2項及び第3項に規定する優先権の適用により妨げられた場合には、中止する。
- 3 動議が可決された場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。議長は、両議院が一致して可決した動議の案文を共和国大統領に送付する。この案文は、官報で公示される。
- 4 動議が否決された場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。議院は、次の議事日程に移行する。当該政府提出法律案を国民投票に付することを求めるいかなる動議も、も

はや議院において受理されない。

第 124 条

共和国大統領が、議院に提出された政府提出法律案を政府の提案に基づき国民投票に付することを決定した場合には、当該法律案の討議は、直ちに中止する。

第 12 章の 2 憲法第 11 条の規定の適用により提出される議員提出法律案

第 124-1 条

憲法第 11 条の規定の適用により国会議員が提出する議員提出法律案は、憲法の特別の規定、その適用のために制定された法律の規定及びこの章の規定の留保の下に、この編第 1 部に規定する立法手続に従って、審議され、討議され、表決される。

第 124-2 条

憲法第 11 条の規定の適用により提出され、議長室に登録された議員提出法律案は、第 81 条に規定する要件に従って提出される。

第 124-3 条

- 1 議長は、議員提出法律案の提出後直ちに、憲法第 11 条第 4 項及び第 61 条第 1 項に規定する統制のため、当該法律案を憲法院に送付する。
- 2 当該送付により、当該議員提出法律案が選挙人名簿に登録された選挙人の 10 分の 1 以上の支持を得ているか否かを表明する憲法院の決定が官報で公示されるまで、当該議員提出法律案の審議の手続は中止する。
- 3 当該送付により、当該議員提出法律案が選挙人名簿に登録された選挙人の 10 分の 1 以上の支持を得ていないことを表明する憲法院の決定が官報で公示されるまで、第 84 条第 2 項に規定する要件に従ってなされる当該議員提出法律案の撤回は禁止される。

第 124-4 条（〔憲法院により〕憲法違反と宣言された規定）

第 124-5 条

第 124-2 条に規定する議員提出法律案が国民議会の第 1 読会において否決された場合には、議長は、元老院議長に対し、その旨を通知するとともに、当該議員提出法律案の当初の案文を送付する。

第 13 章 海外に位置する地方公共団体の選挙人に対する諮問に関する手続

第 125 条

- 1 憲法第 72-4 条又は第 73 条の最終項の規定の適用により、海外に位置する地方公共団体の選挙人に諮問することを共和国大統領に提案することを求める動議は、第 1 読会において議員提出法律案に適用される手続（憲法第 34 条、第 40 条及び第 41 条の規定に適用する規定を除く。）に従って提出され、審議され、討議される。
- 2 議院が 1 人又は複数人の議員により提出された動議を可決し、又は元老院から送付された動議を修正した場合には、議長は、遅滞なく当該動議を元老院議長に送付する。
- 3 議院が元老院から送付された動議を修正することなく可決した場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。議長は、両議院が一致して可決した動議の案文を共和国大統領に送付する。この案文は、官報で公示される。
- 4 政府が、憲法第 72-4 条又は第 73 条の規定に基づき、海外の組織に先立って、その提案に

基づき、憲法第 72-4 条第 1 項又は第 73 条第 7 項に規定する変更に関する諮問について、議院において声明を発する場合には、議事協議会は、この規則第 132 条第 2 項から第 4 項までに規定する要件に従って、討論を組織化する。いかなる性格の表決も、行うことができない。

第 14 章 欧州連合への加盟についての条約に関する動議

第 126 条

- 1 国民投票に付する目的で大臣会議において審議された欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准を承認する政府提出法律案は、政府により議院に送付され、印刷され、配付される。
- 2 憲法第 88-5 条第 2 項の規定に基づき、憲法第 89 条第 3 項に規定する手続に従って政府提出法律案の可決を承認することを求める動議は、1 件に限り議院に提出することができる。当該動議は、当該政府提出法律案の議院への提出から 15 日の期間内に提出されなければならない。当該動議は、総議員の 10 分の 1 以上により署名されなければならない。当該動議には、いかなる条件又は留保も付することができず、政府が提出した案文に対する修正案を含むこともできない。
- 3 当該動議は、外務委員会に付託され、同委員会は、15 日の期間内にその報告書を作成する。当該報告書は、当該動議の可決又は否決を結論とする。当該動議は、憲法第 48 条第 2 項及び第 3 項に規定する優先権の留保の下に、直近の本会議の [議事日程の] 冒頭に記載される。討議は、議事協議会により、この規則第 49 条第 1 項から第 4 項までに規定する要件に従って組織化される。表決の前に、各会派につき 1 人の発言者に対し、5 分間の発言が許可される。
- 4 議院が当該動議を 5 分の 3 の多数で可決した場合には、当該動議は、直ちに元老院に送付される。
- 5 憲法第 89 条第 3 項に規定する手続に従って欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准を承認する政府提出法律案の可決を承認する動議であって 5 分の 3 の多数で可決されたものを議院が元老院から送付された場合には、当該動議は、直ちに外務委員会に付託される。前各項の規定は、この動議の審議について適用する。
- 6 前記の要件に従って元老院から送付された動議を議院が 5 分の 3 の多数で可決した場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。議長は、動議の案文を共和国大統領に送付する。この案文は、官報で公示される。
- 7 元老院から送付された動議が否決され、又は 5 分の 3 未満の多数で可決された場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。憲法第 89 条第 3 項に規定する手続に従って政府提出法律案の可決を承認することを求めるいかなる動議も、もはや議院において受理されない。
- 8 この条に規定する期間 [の進行] は、常会と常会の間又は当該動議の討議の議事日程への記載が憲法第 48 条第 2 項及び第 3 項に規定する優先権の適用により妨げられた場合には、中止する。

第 15 章 組織法律の討議の手続

第 127 条

- 1 組織法律を改正することを目的とする政府提出法律案及び議員提出法律案又は憲法で組織法律の性格を付与された事項に関する政府提出法律案及び議員提出法律案は、その題名に組

組織法律の性格を表示しなければならない。これらの法律案は、異なる性格の規定を含むことができない。

- 2 組織法律の政府提出法律案又は議員提出法律案の第1読会の本会議における討議は、その提出から6週間又はその送付から4週間の期間が経過する前に行うことはできない。促進手続が開始されている場合には、前者の期間のみが、15日間とされた上で適用される。
- 3 [組織法律の] 政府提出法律案又は議員提出法律案に組織法律の性格を有しない規定を加えることを目的とするいかなる修正案又は追加条項も、提出することができない。
- 4 前記第1項に規定する形式で提出されなかった政府提出法律案又は議員提出法律案には、組織法律の性格を有するいかなる法律の規定も加えることができない。
- 5 組織法律の政府提出法律案及び議員提出法律案は、憲法第46条第3項及び第4項並びにこの条の規定の留保の下に、この編第1部に規定する立法手続に従って、審議され、討議され、表決される。これらの法律案は、この編第1部第5章に規定する簡略審議手続の対象とすることができない。

第16章 条約及び国際協定

第128条

- 1 条約の批准又は批准に付されない国際協定の承認を許可する政府提出法律案が議院に提出された場合には、当該条約又は国際協定に含まれている条項は、表決されることができない。
- 2 議院は、[法律案の] 可決、否決又は表決の延期を議決する。第91条第5項又は第10項の規定を適用する。表決の延期の動議は、理由を付することができ、全般討議の終局後に議題とされる。その可決は、首相に通知され、第91条第7項に規定する効果をもたらす。

第129条

- 1 憲法第54条に規定する要件に従って、国際協約が憲法に違反する条項を含むか否かという問題について憲法院が審査の申立てを受けた場合には、その批准又は承認を許可する政府提出法律案を討議に付することはできない。
- 2 立法手続中に憲法院への申立てが行われた場合には、この手続は中止する。
- 3 討議は、憲法改正のために定められた形式を除き、当該協約が憲法に違反するいかなる条項も含まない旨の憲法院の宣言が官報で公示された後に限り、開始し、又は再開することができる。

第17章 戦争の宣言、国外への軍事介入及び戒厳令^[21]

第131条^[22]

- 1 憲法第35条第1項及び第3項並びに第36条第2項に規定する許可は、議院に関しては、政府の発議による明確な案文についての表決又はこれらの規定を根拠とする政府の声明についての表決によってのみ行うことができる。
- 2 憲法第35条及び第36条の規定の適用のために組織化される討論において、各会派は、政

[21] 戒厳令 (état de siège) は、「合圍状態」と訳されることもある (矢部明宏ほか「I 憲法上の国家緊急権 1 概説」国立国会図書館調査及び立法考査局『主要国における緊急事態への対処—総合調査報告書—』(調査資料 2003-1) 2003, p.10. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999552_po_20030104.pdf?contentNo=4>)。

[22] 第130条は、1995年の改正で削られた後、欠条となっている。

府の発言後、議事協議会が別段の決定をしない限り、憲法第 35 条第 1 項又は第 36 条第 2 項の規定の適用のために組織化される討論にあつては 1 時間、憲法第 35 条第 2 項又は第 3 項の規定の適用のために組織化される討論にあつては 30 分間の発言時間を有する。いずれの会派にも属しない議員であつて討論において最初の発言者に登録されたものに、10 分間の発言時間が割り当てられる。会派長は、発言登録を行い、発言者が指名されることを希望する順序及びその発言時間を議長に明らかにし、その長さは 5 分間に満たないものであつてはならない。これらの〔希望〕表明を考慮して、議長は発言の順序を定める。

- 3 憲法第 35 条第 2 項に規定する通知は、前項に規定する要件に従つて組織化される討論を随伴し、又は随伴しない声明の形式を採ることができる。
- 4 前項の規定の適用により決定された討論の際には、いかなる性格の表決も、行うことができない。その他の場合には、討論の終局後、議事協議会が別段の決定をしない限り、表決の説明のため、各会派が指名する発言者及びその他の発言者に対し、5 分間の発言が許可される。〔討論の〕終局に関する規定は、その他の発言者について適用する。
- 5 いかなる修正案も、この条に規定する手続に基づいて提出することができない。

第 3 編 議会による監視

第 1 部 調査、評価及び監視

第 1 章 政府の声明

第 132 条

- 1 政府は、憲法第 50-1 条の規定に基づき、場合により会派の求めに応じて、議院において声明を発することができる。この声明は、討論に付されるとともに、政府が決定する場合には、その責任を問うことなく表決の対象とすることができる。
- 2 前項に規定する政府の声明についての討論のために、議事協議会は、会派及びいずれの会派にも属しない議員に割り当てられる総時間を定める。会派に付与される時間は、その半分が反対会派に配分される。当該時間は、続いて、会派の所属議員数に比例して、反対会派間及びその他の会派間で、それぞれ配分される。各会派は、少なくとも 10 分間を有する。
- 3 発言登録及び発言の順序は、この規則第 49 条第 3 項及び第 4 項に規定する要件に従つて行われる。
- 4 政府は、発言を行った発言者に答弁するために最後に発言する。
- 5 政府がその声明を表決に付することを決定した場合には、議事協議会は、表決の説明を許可することができる。この場合においては、討論の終局後、各会派につき 1 人の発言者に対し、5 分間の発言が許可される。
- 6 議長は、政府の声明を表決に付する。投票は、第 66 条 II の規定に従つて行われる。
- 7 政府は、議院において討論を伴わない声明を発することを要求することもできる。この場合においては、政府の声明の後に、議長は、各会派につき 1 人に限り、これに対して意見を述べることを許可することができる。いかなる性格の表決も、行うことができない。

第 2 章 質問

第 133 条

- 1 議事協議会は、憲法第 48 条第 6 項の規定に従つて、臨時会の期間を含め、議員の質問及

- び政府の答弁に充てられる、週ごとの本会議を定める。
- 2 毎週、前項の規定の適用により定められた本会議の一環として準備される質問の半分は、反対会派の構成員である議員が提出する。
 - 3 これらの各本会議において、各会派は、少なくとも1件の質問を提出する。
 - 4 最初に提出される質問は、反対会派、少数会派又はいずれの会派にも属しない議員に当然に割り当てられる。
 - 5 議事協議会は、いずれの会派にも属しない議員が質問を提出することができる条件を定める。

第134条

- 1 憲法第48条に規定する優先権を尊重して、議事協議会は、その定める方法に従って、討論を伴わない口頭質問の本会議を組織化し、このために同条第4項に規定する週の1回又は複数回の本会議を充てることを提案することができる。
- 2 この規則第133条第2項、第3項及び第5項の規定は、前項の規定の適用により定められた本会議について適用する。

第135条

- 1 議員は、1人の大臣に対して文書質問を提出することができる。政府の一般政策に関する質問は、首相に対して提出される。
- 2 議事協議会は、各常会の開会前に、次の常会の開会までに各議員が提出することができる文書質問の上限数を定める。
- 3 文書質問は、簡潔に記述され、かつ、質問の理解に厳格に必要な情報に限られなければならない。文書質問は、氏名を明示した第三者に対するいかなる個人的性格の非難も含んではならない。
- 4 文書質問を提出しようとする全ての議員は、質問の本文を議長に送付し、議長は、政府にこれを通知する。
- 5 文書質問は、会期中及び閉会中、官報で公示される。
- 6 大臣の答弁は、質問の公示後2月以内に公示されなければならない。この期間は、いかなる[場合も]中止しない。
- 7 第6項に規定する期間が満了したときは、会派長は、答弁がない質問のうちの一部について注意喚起を行う権限を有する。注意喚起は、官報に記載される。この場合においては、大臣は、10日の期間内に答弁しなければならない。

第3章 憲法第34-1条の規定に基づく決議

第136条

- 1 憲法第34-1条の規定に基づき議員又は会派を代表して会派長が提出した決議案は、議院理事部に提出され、議長室に登録され、印刷され、配付される。
- 2 前項に規定する決議案は、その提出後直ちに議長が首相に送付する。この提出は、官報で公表される。
- 3 決議案は、委員会に付託されない。決議案の議事日程への記載は、この規則第48条に規定する要件に従って決定される。ただし、議長は、遅くとも議事協議会の会議の48時間前までに、会派長による[決議案の]議事日程への記載の要求について通知されていなければ

ならない。この情報が通知された場合には、議長は、遅滞なくその旨を首相に通知する。

- 4 次の決議案は、議事日程に記載することができない。
- 5 1° その提出から満6日以内の決議案
- 6 2° 同じ常会の議事日程に記載された過去の〔決議〕案と対象が同一であると議長が認めた決議案
- 7 3° 議事日程への記載の前に、政府が、憲法第34-1条第2項の規定による不受理をもって対抗することを議長に通知した決議案
- 8 憲法第34-1条第2項の規定に基づき政府が不受理をもって対抗したときは、当該不受理は、官報で公表される。
- 9 決議案は、いかなる修正案の対象とすることもできない。
- 10 議院が可決した決議は、政府に送付される。当該決議は、官報で公示される。

第4章 調査委員会

第137条

調査委員会の設置を求める決議案は、議院理事部に提出される。当該決議案は、調査の事由又は委員会がその運営を調査しなければならない公のサービス若しくは企業を明確に定めなければならない。当該決議案は、この規則に規定する要件に従って審議され、討議される。

第138条

- 1 第145-1条に規定する要件に従って行われる任務又は過去の調査委員会と目的を同じくする調査委員会の設置を求める決議案は、いずれかの活動の終了から12月の期間が経過するまで受理されない。
- 2 不受理は、議長が宣告する。疑義がある場合には、議長は、議院理事部の意見〔を聴いた〕後に、決定する。

第139条

- 1 調査委員会の設置を求める決議案の提出は、議長が国璽尚書⁽²³⁾・司法大臣に通知する。
- 2 〔決議〕案が提出される原因となった事由について訴訟が係属中である旨を国璽尚書が通知した場合には、当該案は、討議に付されることができない。既に討議が開始されている場合には、直ちにこれを中止する。
- 3 委員会の設置後に裁判上の証拠調べが開始された場合には、議長は、国璽尚書からの申出を受けて、当該委員会の委員長にその旨を通知する。当該委員会は、直ちにその活動を終了する。

第140条

- 1 調査委員会の設置を求める決議案は、所管の常任委員会に付託する。当該委員会は、調査委員会の設置のために必要な要件が満たされているか否かを検証し、その妥当性について意見を述べる。
- 2 第141条第2項の規定を適用する場合には、〔所管の常任〕委員会は、調査委員会の設置のために必要な要件が満たされているか否かを検証するが、その妥当性について意見を述べ

(23) 国璽尚書とは、フランスで司法大臣に対して伝統的に与えられてきた呼称で、国璽の保管者であったことに由来する（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.249.）。

ない。いかなる修正案も受理されない。

第 140-1 条 削除

第 141 条

- 1 調査委員会の設置は、この趣旨で提出された決議案についての議院の議決に基づいて行われる。
- 2 同一会期中に第 145 条第 5 項の規定がいまだ用いられていない場合には、反対会派又は少数会派の各会派長は、議院の総選挙の前の常会を除き各常会につき 1 回、第 137 条から第 139 条までに規定する要件を満たす調査委員会の設置を当然に要求することができる。この条第 1 項の規定にかかわらず、議事協議会は、調査委員会の設置のために必要な要件が満たされている場合には、その設置を公式に認める。
- 3 会派は、第 2 項又は第 145 条第 5 項の規定の適用によりその発議により設置された調査委員会又は調査団がその活動を終えない限り、第 2 項の規定の適用による調査委員会の設置を要求することができない。

第 142 条

- 1 調査委員会は、30 人を超える議員を委員とすることができない。第 25 条の規定は、その委員の指名について適用する。
- 2 当該立法期に設置された委員会の非公開の審議の際に守秘義務に違反して刑事罰又は懲罰を受けた議員は、調査委員会の委員に指名されることができない。

第 142-1 条 削除

第 143 条

- 1 調査委員会の理事部は、委員長 1 人、副委員長 4 人及び書記担当理事 4 人で構成される。選任は、議院の会派勢力を反映するように、かつ、全ての会派の代表を確保するように行われる。
- 2 委員長又は報告者の職務は、反対会派に所属する議員が当然に務める。
- 3 前項に規定する規則にかかわらず、調査委員会が第 141 条第 2 項の規定に基づき設置された場合には、委員長又は報告者の職務は、その設置を要求した会派の議員が当然に務める。
- 4 調査委員会の理事部の構成員及び場合によりその報告者は、第 39 条に規定する要件に従って指名される。

第 144 条 ([憲法院により] 憲法違反と宣言された規定)

第 144-1 条

議会の両議院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオールドナンス第 58-1100 号^[24] 第 6 条 IV 第 1 項の規定に従って、調査委員会が秘密の保持の適用を決定した場合を除き、その聴聞は、テレビジョンで中継放送をすることができる。

第 144-2 条

- 1 前記 1958 年 11 月 17 日のオールドナンス第 58-1100 号第 6 条 I 最終項に規定する 6 月の期間が経過し、かつ、[調査] 委員会がその報告書を提出しなかった場合には、その委員長は、当該委員会が保有する文書を議長に提出する。当該文書については、いかなる公表又は討論も行われることはない。

(24) 第 14 条第 3 項参照。

- 2 調査委員会が可決した報告書は、議長に提出される。この報告書の提出は、官報で公示される。第 51 条に規定する要件に従って秘密会として組織された議院が別段の決定をしない限り、当該報告書は、印刷され、配付される。当該報告書について、本会議において表決を伴わない討論を行うことができる。
- 3 報告書の全部又は一部の公表を不許可とすることを特別の表決により議決するために議院を秘密会として組織する要求は、[報告書の] 提出の官報での公示から満 5 日の期間内に提出されなければならない。

第 5 章 常任委員会又は特別委員会の調査の役割

第 145 条

- 1 第 2 編の常任委員会に関する規定の適用を妨げることなく、常任委員会は、政府の政策に対する議院の監視を実施することを可能とするため、議院の調査を確保する。
- 2 この目的のため、常任委員会は、特に立法の施行状況に関する臨時の調査団を、その委員のうちの複数の者に委ねることができる。当該調査団は、複数の委員会で共同のものとすることができる。
- 3 2 人の委員で構成される調査団は、反対会派に所属する議員を含まなければならない。2 人を超える委員で構成される調査団は、議院の会派勢力を反映するように努めなければならない。
- 4 調査団は、議長の提案に基づいて議事協議会が設置することもできる。当該調査団の理事部は、第 143 条第 1 項及び第 4 項に規定する要件に従って組織される。[調査団の] 長又は報告者の職務は、これらの職務を同一人が行わない場合には、当然に反対会派に所属する議員が行う。
- 5 同一会期中に第 141 条第 2 項の規定がまだ用いられていない場合には、反対会派又は少数会派の各会派長は、各常会につき 1 回、調査団の設置を当然に要求することができる。調査団の長又は報告者の職務は、その設置を要求した会派の議員が当然に行う。
- 6 会派は、この条第 5 項又は第 141 条第 2 項の規定の適用によりその発議により設置された調査団又は調査委員会がその活動を終えない限り、この条第 5 項の規定の適用による調査団の設置を要求することができない。
- 7 委員会の理事部は、当該委員会が設置した調査団の活動の公開を組織化する権限を有する。当該調査団が作成した報告書の公表は、委員会が許可する。
- 8 調査団の報告書について、本会議において表決を伴わない討論を行い、又は質問の本会議を開くことができる。

第 145-1 条

- 1 前記⁽²⁵⁾ 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号第 5 条の 3 の規定⁽²⁶⁾ の適用により、常任委員会又は特別委員会が提出する [調査委員会の設置の] 要求は、その委員長が議長に提出する。
- 2 当該要求は、その遂行のために調査委員会に特別の権限を付与することが要求される任務

(25) 第 14 条第 3 項参照。

(26) 第 5 条の 3 において、委員会は、6 か月を超えない範囲で所属する議院に強制調査権の付与を要求することができること等が規定されている。

の目的を明確に定めなければならない。

第 145-2 条

- 1 この要求は、議長が直ちに国璽尚書・司法大臣に通知する。
- 2 要求の提出の原因となった事由について訴訟が係属中である旨を国璽尚書が通知した場合には、議長は、当該要求を提出した委員会の委員長にその旨を通知する。

第 145-3 条

- 1 当該要求は、掲示されるとともに、政府、会派長及び委員長に通知される。
- 2 この掲示後 2 回目の本会議までに政府、委員長又は会派長がいかなる異議も議長に提出しなかった場合には、当該要求は、可決されたものとみなす。
- 3 前項に規定する要件に従って異議が表明された場合には、当該要求についての討論は、第 50 条第 1 項の規定の適用により開かれる最初の本会議の最後に、当該異議の議院への報告に続いて職権で〔議事日程に〕記載される。この討論においては、政府並びに 5 分間を超えない発言時間で異議の申立者及び当該要求を提出した委員会の委員長のみが、発言することができる。

第 145-4 条

要求の原因となった事由について裁判上の証拠調べが開始された旨を国璽尚書が当該要求の可決後に通知した場合には、議長は、関係委員会の委員長にその旨を通知する。当該委員会の任務が証拠調べの開始をもたらした事由のみに関するものである場合には、当該委員会は直ちにその任務を終了する。

第 145-5 条

第 144 条、第 144-1 条及び第 144-2 条の規定は、委員会が調査委員会に付与された特別の権限を行使する場合には、その活動について適用する。

第 145-6 条

第 138 条の規定は、第 145-1 条に規定する要件に従って行われる任務について適用する。

第 145-7 条

- 1 第 145 条第 2 項の規定により認められた権限を妨げることなく、その施行のために命令の性格を有する法令文の公布が必要とされる法律の施行から 6 月の期間が経過した後、2 人の議員（そのうちの 1 人は反対会派に所属し、かつ、そのうちの 1 人は当然に〔所管委員会の〕報告者であった議員とする。）は、当該法律の施行状況に関する報告書を所管委員会に提出する。この報告書は、当該法律の施行のために公布された命令の法令文及び発出された通達並びに施行に必要な法令文の対象とはならなかった当該法律の規定を記載する。この場合においては、当該委員会は、更に 6 月の期間が経過した後、その報告者から聴取する。
- 2 第 1 項に規定する報告者以外の議員は、政府提出法律案又は議員提出法律案を審査する委員会が、当該法律案の付託後に指名することができる。
- 3 第 145 条第 2 項の規定により認められた権限を妨げることなく、法律の施行から 3 年の期間が経過した後、反対会派に所属する議員 1 人を含む 2 人の議員は、当該法律の影響に関する評価に関する報告書を所管委員会に提出する。当該報告書は、特に当該法律の裁判上、経済上、財政上、社会上及び環境上の影響（場合により、事前の影響調査において定められた評価基準に照らしたもの）並びに当該法律の施行の際に支障が生じた場合には当該支障を記載する。この項に規定する評価の報告書の対象となる法律の一覧は、所管委員会の理事部が

毎年決定する。

- 4 この条に規定する報告書について、本会議において表決を伴わない討論を行い、又は質問の本会議を開くことができる。

第 145-8 条

- 1 調査委員会又は調査団の報告書の公表から 6 月の期間が経過した後、所管の常任委員会からこのために指名された当該委員会の委員は、当該委員会に、当該調査委員会又は調査団の結論の実施〔状況〕に関する報告書を提出する。
- 2 調査委員会又は調査団の結論の実施〔状況〕に関する報告書について、本会議において表決を伴わない討論を行い、又は質問の本会議を開くことができる。

第 6 章 予算の監視

第 146 条

- 1 中央省庁の予算の監視の実施又は国営企業及び公私資本混合会社の会計の検査を可能とすることを目的とする文書及び資料は、所管機関により、財政・一般経済・予算監視委員会の特別報告者であつて、関係の中央省庁又は当該国営企業及び公私資本混合会社を所管する中央省庁の予算を担当するものに提出される。
- 2 特別報告者は、財政・一般経済・予算監視委員会に、監視の実施のために委員のうちの 1 人の補佐を受けることを要求することができる。特別報告者は、提出を受けた文書を、同一の予算に関する意見〔の提出〕のために他の常任委員会により指名された報告者に送付する。
- 3 報告者の活動は、予算法律及び決算法律について委員会が作成する報告書のために利用することができる。さらに、報告者の活動は、財政・一般経済・予算監視委員会の特別報告者が作成する調査報告書の対象とすることができる。特別報告者が作成した調査報告書について、本会議において表決を伴わない討論を行い、又は質問の本会議を開くことができる。
- 4 特別報告者及び意見〔の提出〕のための報告者の指名は、議院の会派勢力を反映するように努めなければならない。

第 146-1 条

- 1 会計検査院の年次報告書は、会計検査院長が、議院において説明する。
- 2 会計検査院の年次報告書の説明に続いて、議事協議会が組織化する討論を行うことができる。

第 7 章 公共政策評価・監視委員会

第 146-2 条

- 1 公共政策評価・監視委員会を設置する。
- 2 同委員会は、議長が主宰する。同委員会は、また、第 25 条に規定する手続に従って、会派の所属議員数の比例的な代表及び常任委員会の均衡のとれた代表を確保するように指名された 36 人の委員で構成される。
- 3 同委員会の委員は、立法期の冒頭に、当該立法期の期間を任期として選任される。
- 4 同委員会の理事部は、議長のほか、反対会派に所属する議員を 1 人以上含む副議長 4 人及び委員の中から指名された書記担当理事 4 人から成る。
- 5 同委員会における表決は、第 44 条に規定する要件に従って行われる。

- 6 [同委員会の] 理事部は、同委員会の活動の公開性を確保する。各会議について会議録が作成され、公表される。
- 7 同委員会は、その内規を定める。

第 146-3 条

- 1 公共政策評価・監視委員会は、自らの発議により、又は常任委員会の要求に基づき、単一の常任委員会の所管領域を超えた分野の公共政策に関する評価に関する活動を実施する。
- 2 同委員会は、毎年、その活動計画を決定する。当該計画は、特に、実施すべき評価の予定件数を定める。各会派は、各常会につき 1 回、前項に規定する同委員会の所管分野に関わる評価の報告書が作成されるように、当然に要求することができる。
- 3 評価調査の対象に関係する各委員会は、その 1 人又は複数人の委員を、当該調査に参加させるために指名する。[公共政策評価・監視] 委員会は、指名された者又はその委員の中から、反対会派に所属する者 1 人を含む報告者 2 人を指名する。
- 4 報告者は、評価を推進するために、議院外の専門家の協力を得ることもできる。
- 5 報告者の任務は、臨時の性格のものであり、その指名から 12 月の期間が経過した時に終了する。
- 6 報告書は、報告者が同委員会に提出する。
- 7 同委員会の勧告は、政府に送付される。大臣の答弁は、3 月以内に準備され、憲法第 48 条第 4 項に規定する週の間で討議される。
- 8 報告書の公表から 6 月の期間が経過した後、報告者は、その結論の実施 [状況] に関する追跡調査報告書を同委員会に提出する。

第 146-4 条

この部第 5 章の規定の適用により設置された調査団の報告書又は第 146 条第 3 項に規定する調査報告書の結論は、当該報告書の公表が決定された後、直ちに公共政策評価・監視委員会に通知される。当該結論は、報告者が、公共政策評価・監視委員会に説明することができる。

第 146-5 条

政府が提出した政府提出法律案に添付された影響調査について説明する文書は、これに関する公共政策評価・監視委員会の意見を求めるために、同委員会に付託することができる。当該要求は、政府提出法律案が付託された主務委員会の委員長又は議長によらなければならない。[公共政策評価・監視] 委員会の意見は、関係委員会及び議事協議会にできる限り速やかに送付される。

第 146-6 条

議員の修正案又は主務委員会の修正案であって、第 98-1 条の規定に従って予備評価を要求されたものは、これを実施するために公共政策評価・監視委員会に付託する。

第 146-7 条

公共政策評価・監視委員会は、憲法第 48 条第 4 項に規定する週の議事日程に関して議事協議会に提案することができる。同委員会は、特に、同委員会の報告書の結論又はこの部第 5 章の規定の適用により設置された調査団の報告書若しくは第 146 条第 3 項に規定する調査報告書の結論に関して、本会議における表決を伴わない討論又は質問の本会議の組織化を提案することができる。

第 8 章 請願

第 147 条

- 1 請願は、議長宛てに提出されなければならない。請願は、議員が提出することもでき、議員は、欄外に提出する旨の記載をし、この記載に署名する。
- 2 公道において組織された群衆が持参し又は伝達する請願は、議長が受理することはできず、[議院] 理事部に提出することもできない。
- 3 全ての請願には、請願者の住所を表示し、かつ、その署名を付さなければならない。

第 148 条

- 1 請願は、その到達順に総目録に記載される。全ての請願者に、その請願の整理番号が通知される。
- 2 国民議会議長は、請願を、第 36 条の規定によりその審査を所管する委員会に付託する。委員会は、報告者 1 人を指名する。
- 3 委員会は、報告者の結論を聴取した後、当該請願を、場合に応じて、単に措置不要とし、議院の他の常任委員会若しくは大臣に移送し、又は議院 [の本会議] に付することを決定する。当該請願に係る委員会の決定は、その請願者に通知される。
- 4 請願が議院の他の常任委員会に移送された場合には、当該委員会は、当該請願を、単に措置不要とし、大臣に移送し、又は議院 [の本会議] に付することを決定することができる。当該請願に係る委員会の決定は、その請願者に通知される。
- 5 大臣の回答は、請願者に通知される。大臣が委員会から移送された請願について 3 月の期間内に回答しなかった場合には、当該委員会は、当該請願を議院 [の本会議] に付することを決定することができる。
- 6 委員会がこの条第 3 項、第 4 項又は第 5 項の規定に従って請願を議院 [の本会議] に付することを決定した場合には、当該委員会は、当該請願の全文を掲載した報告書を議院理事部に提出する。当該報告書は、印刷され、配付される。

第 149 条

- 1 請願及びこれに係る決定の概要を記載した冊子が、定期的に議員に配付される。
- 2 請願を措置不要とし、又は大臣若しくは他の委員会に移送する旨の委員会の決定を記載する冊子の配付後 8 日以内に、全ての議員は、当該請願を議院 [の本会議] に付することを議長に要求することができる。その要求は、議事協議会に送付され、議事協議会がこれについて決定する。
- 3 当該期間が経過した場合又は議事協議会が当該要求を承認しなかった場合には、委員会の決定は、確定し、官報で公示される。
- 4 議事協議会が当該要求を承認した場合には、冊子に記載された請願に関する報告書が提出され、印刷され、配付される。当該報告書には、当該請願の全文が掲載される。

第 150 条

第 148 条第 6 項及び第 149 条第 4 項の規定の適用により提出された報告書は、第 48 条に規定する要件に従って、かつ、同条の規定の留保の下に、議院の議事日程に記載することができる。

第 151 条

- 1 第 148 条第 6 項及び第 149 条第 4 項の規定の適用による報告書に関する本会議における討論は、委員会の報告者からの聴取をもって開始する。

- 2 続いて、場合により、第 147 条第 1 項の規定の適用により請願を提出した議員、それに続いて請願を議院 [の本会議] に付することを要求した議員に、発言が許可される。
- 3 議長は、討議における発言通告者の一覧を考慮して、各発言者の発言時間を定める。
- 4 政府が発言を要求する場合には、これを許可する。
- 5 議長は、最後の発言者からの聴取の後、次の議事日程に移る。

第 9 章 欧州問題

第 151-1 条

- 1 憲法第 88-4 条の規定に従って、欧州問題を所管する委員会を設置する。この委員会は、この章に規定する要件に従って、欧州の諸機関が推進する活動を監視する。当該委員会は、欧州問題委員会と称する。
- 2 欧州問題委員会は、第 25 条に規定する手続に従って、会派の所属議員数の比例的な代表及び常任委員会の均衡のとれた代表を確保するように指名された 48 人の委員で構成される。
- 3 欧州問題委員会の委員は、立法期の冒頭に、当該立法期の期間を任期として選任される。
- 4 欧州問題委員会は、立法期の冒頭に、その理事部を選任するため議長が招集し、当該理事部は、委員長のほか、副委員長 4 人、書記担当理事 4 人から成る。理事部は、第 39 条第 4 項及び第 5 項に規定する手続に従って選挙される。同委員会の委員長職は、常任委員会の委員長職と兼ねることができない。
- 5 招集、表決、政府構成員からの聴聞及び活動の公開性は、第 1 編第 10 章に規定する要件に従って組織化される。
- 6 欧州問題委員会は、フランス選出の欧州議会議員を、その審議に発言権 [のみ] を有して参加するよう招致することができる。

第 151-1-1 条

欧州問題委員会は、自らの発議により、又は欧州連合の活動により扱われる領域に関する政府提出法律案若しくは議員提出法律案の主務委員会である常任委員会若しくは特別委員会の要求に基づき、当該政府提出法律案又は議員提出法律案の全ての規定に関する意見を述べることができる。この意見は、当該政府提出法律案又は議員提出法律案の主務委員会である常任委員会又は特別委員会において説明することができる。議事協議会は、欧州問題委員会に対し、その意見を本会議で説明することを許可することができる。

第 151-2 条

- 1 憲法第 88-4 条の規定の適用により政府が議院に提出する欧州共同体及び欧州連合の立法行為の案の送付は、官報に掲載される。
- 2 前項に規定する案は、印刷され、配付される。当該案は、欧州問題委員会が審査し、同委員会は、自らの発議により又は常任委員会の要求により、その分析を、結論を付し又は付さないで常任委員会に送付することができる。同委員会は、調査報告書を提出することができ、場合により、当該調査報告書は決議案の提出を結論とする。
- 3 欧州問題委員会は、欧州連合の機関が発出する全ての文書に関して調査報告書を提出することができ、場合により、当該調査報告書は決議案の提出を結論とする。

第 151-3 条

欧州連合条約及び欧州連合運営条約に附属する補完性及び比例性の原則の適用に関する議定

書第4条の規定⁽²⁷⁾の適用による欧州連合の諸機関による欧州の立法行為の案の送付は、官報に掲載される。

第151-4条

- 1 憲法第88-4条の規定に基づき提出された決議案は、この章の規定の留保の下に、第1読会において議員提出法律案に適用される手続（憲法第34条、第40条、第41条及び第42条第3項の規定に適用する規定を除く。）に従って提出され、審査され、討議される。
- 2 決議案においては、その根拠となる欧州連合の諸機関が発する文書の規定を明示する。

第151-5条

第151-2条第2項又は第3項の規定に基づき提出されたものを除く欧州に関する決議案は、欧州問題委員会の予備的審査に付される。政府、常任委員長又は会派長が要求する場合には、[欧州問題]委員会は、当該要求後1月の期間内にその報告書を提出しなければならない。同委員会の報告書は、決議案の否決若しくは可決又は場合により修正を伴う可決を結論とする。欧州問題委員会が可決した案文又はこれがない場合には提出時の決議案が、所管の常任委員会に付託される。

第151-6条

- 1 決議案は、主務委員会である常任委員会が審査する。当該委員会は、欧州問題委員会が可決した案文又はこれがない場合には[提出時の]決議案の案文に基づき決定を下す。
- 2 第151-2条第2項若しくは第3項の規定に基づく決議案又は第151-5条に規定する報告書の提出後1月の期間内に主務委員会である常任委員会がその報告書を提出しなかった場合には、欧州問題委員会の案文を、主務委員会である常任委員会が可決したものとみなす。
- 3 欧州問題委員会の報告者は、主務委員会の審査に参加する。

第151-7条

- 1 主務委員会が可決し又は可決したものとみなされた[決議案の]案文が電子的方法により入手可能となった後満15日以内に、議事協議会は、政府、会派長、常任委員長又は欧州問題委員長からの申出を受けて、決議案を議事日程に記載することを議院に提案することができる。当該満15日の期間が経過するまでに、議事協議会に対していかなる要求もなされなかった場合又は議事協議会が要求を拒否し若しくは要求について決定しなかった場合には、主務委員会である常任委員会が可決し又は可決したものとみなされた案文が確定したものとみなす。
- 2 主務委員会である常任委員会が付託された決議案の否決を結論とした場合において、議事日程への記載が議決されたときは、議院は、否決の結論について表決する。この結論が可決されなかった場合には、決議案（複数の決議案があるときは、提出された最初の決議案）の条項について討議を開始する。
- 3 議院が議事日程への記載を議決した場合には、修正案は、第99条に規定する要件に従って提出することができる。
- 4 議院が可決した決議又は確定したものとみなされた決議は、政府に送付される。当該決議は、官報で公示される。

(27) 国立国会図書館調査及び立法考査局編『グローバル化の中の議会の役割—欧州の経験から日本への示唆—』（調査資料2016-2 平成27年度国際政策セミナー報告書）国立国会図書館，2016，p.97. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10159691_po_201608.pdf?contentNo=1>を参照。

第 151-8 条

議院が可決した決議の実施状況に関して政府により通知された情報は、所管委員会及び欧州問題委員会に送付される。

第 151-9 条

- 1 憲法第 88-6 条の規定に基づき提出された決議案は、この条及びこの規則第 151-10 条の規定の留保の下に、憲法第 88-4 条の規定に基づき提出された決議案に適用される手続に従って、提出され、審査され、討議される。
- 2 欧州の立法行為の案の補完性の原則への適合性に関する理由を付した意見に関する決議案及び補完性の原則違反のために欧州連合司法裁判所に提訴することを求める決議案であって、憲法第 88-6 条の規定に基づき提出されるものは、当該決議案の原因となる欧州の立法行為の案の [欧州] 連合の公用語による送付又はその公示からそれぞれ 8 週間の期間、受理される。審議手続は、この期間が経過した時に中止する。
- 3 これらの決議案の審査については、この規則第 151-5 条及び第 151-6 条第 2 項に規定する期間は、満 15 日とする。

第 151-10 条

議長は、欧州議会議長、欧州連合理事会議長及び欧州委員会委員長に、欧州の立法行為の案の補完性の原則への適合性に関する理由を付した意見に関する決議であって、議院が可決したもの又は確定したものとみなされたものを送付する。議長は、その旨を政府に通知する。

第 151-11 条

議長は、欧州連合司法裁判所への提訴のために、欧州の立法行為の公示後 2 月以内に 60 人以上の議員が補完性の原則違反を理由として行った欧州の立法行為に対する全ての訴えを、政府に送付する。場合により、当該立法行為に関する決議案の審議は、中止する。

第 151-12 条

- 1 2007 年 12 月 13 日に署名された、欧州連合条約及び欧州共同体を創設する条約を改正するリスボン条約に由来する欧州連合条約第 48 条 7 最終項の 1 つ前の項⁽²⁸⁾に規定する発議又は当該リスボン条約に由来する欧州連合運営条約第 81 条 3 第 2 項⁽²⁹⁾に規定する決定の提案の送付は、官報に掲載される。
- 2 第 1 項に規定する文書は、印刷され、配付される。当該文書は、欧州問題委員会が審査し、同委員会は、その分析を結論を付し又は付さないで常任委員会に送付し、又は調査報告書を提出することができる。
- 3 憲法第 88-7 条の規定に基づき欧州連合の行為の採択規則の改正案に反対することを求める動議は、1 件に限り、議院に提出することができる。当該動議は、その反対する発議又は決定の提案の規定を明示しなければならず、いかなる条件又は留保も付することができない。当該動議には、いかなる修正案も提出することができない。当該動議は、総議員の 10 分の 1 以上により署名されなければならない。かつ、この条第 1 項に規定する送付から 6 月の期間内に提出されなければならない。審議手続は、この期間が経過した時に中止する。
- 4 当該動議は、所管の常任委員会に付託され、当該委員会は、1 月の期間内にその報告書を

(28) 同上, p.96.

(29) 同上

作成する。報告書は、動議の可決又は否決を結論とする。

- 5 当該動議は、憲法第 48 条第 2 項及び第 3 項に規定する優先権の留保の下に、直近の本会議の会議の〔議事日程の〕冒頭に記載される。討議は、この規則第 49 条第 1 項から第 4 項までに規定する要件に従って議事協議会が組織化する。表決の前に、各会派につき 1 人の発言者に対し、5 分間の発言が許可される。
- 6 議院が動議を可決した場合には、当該動議は、直ちに元老院に送付される。
- 7 欧州連合の行為の採択規則の改正に反対することを求める動議を議院が元老院から送付された場合には、当該動議は、直ちに所管の常任委員会に付託される。前各項の規定は、この動議の審議について適用する。
- 8 元老院から送付された動議を議院が可決した場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。議長は、欧州連合条約第 48 条 7 最終項の 1 つ前の項に規定する発議に反対する動議の案文を欧州理事会議長に、欧州連合運営条約第 81 条 3 第 2 項に規定する決定の提案に反対する動議の案文を欧州連合理事会議長に送付するとともに、その旨を政府に通知する。この案文は、官報で公示される。
- 9 元老院から送付された動議を〔議院が〕否決した場合には、議長は、その旨を元老院議長に通知する。同一の発議又は決定の提案に反対することを求めるいかなる動議も、もはや議院において受理されない。
- 10 第 4 項に規定する期間〔の進行〕は、常会と常会の間又は当該動議の討議の議事日程への記載が憲法第 48 条第 2 項及び第 3 項に規定する優先権の適用により妨げられた場合には、中止する。

第 2 部 政府の責任の追及

第 10 章 政府の綱領又は一般政策の表明に関する討論

第 152 条

- 1 憲法第 49 条第 1 項の規定の適用により首相が政府の綱領又は一般政策の表明に関して政府の責任をかける場合には、議事協議会は、第 132 条第 2 項から第 4 項までに規定する要件に従って討論を組織化する。
- 2 討論の終局後、表決の説明のため、各会派が指名する発言者については 15 分間の発言時間で、その他の発言者については 5 分間の発言時間で、発言を許可することができる。〔討論の〕終局に関する規定は、その他の発言者について適用する。
- 3 議長は、政府の綱領又は〔一般政策の〕表明の承認を表決に付する。投票は、第 66 条Ⅱの規定に従って行われる。
- 4 表決は、有効投票の絶対多数による。

第 11 章 不信任動議及び問責質問

第 153 条

- 1 不信任動議の提出は、総議員の 10 分の 1 以上の署名の一覧を付した「不信任動議」と題する文書の議長への提出により確認される。当該 10 分の 1 は、現在員数に基づき計算し、1 に満たない端数があるときは、これを切り上げる。
- 2 同一の議員は、複数の不信任動議に同時に署名することはできない。

- 3 不信任動議には、理由を付することができる。
- 4 [動議の] 提出以後は、いかなる署名も、撤回し、又は追加することができない。議長は、不信任動議を政府に通知し、掲示させ、直近の本会議において議院に報告する。署名者の確定版の一覧は、本会議録に掲載される。

第 154 条

- 1 議事協議会は、不信任動議の討議日を定め、討議は、憲法で定める提出後 48 時間の期間が経過した後遅くとも 3 日目の本会議日には行われなければならない。
- 2 討論は、第 132 条第 2 項から第 4 項までに規定する要件に従って組織化される。複数の動議がある場合には、[議事] 協議会は、各動議について個別の表決を行うという留保の下に、これらの動議を一括して討議に付することを決定することができる。
- 3 討議の開始後は、不信任動議のいかなる撤回も行うことはできない。討議が開始された場合には、[動議が] 表決に付されるまで討議を続けなければならない。
- 4 全般討議の後、各会派が指名する発言者については 15 分間の発言時間で、その他の発言者については 5 分間の発言時間で、発言を許可することができる。[討論の] 終局に関する規定は、その他の発言者について適用する。
- 5 不信任動議について、修正案を提出することはできない。
- 6 不信任動議に賛成する議員のみが投票に参加し、投票は、第 66 条 II の規定に従って行われる。

第 155 条

- 1 憲法第 49 条第 3 項の規定の適用により首相が法律案の表決に政府の責任をかける場合には、討論は、直ちに 24 時間の間中止する。
- 2 当該期間内に、第 153 条に規定する要件を備えた不信任動議を議長に提出することができる。動議の本文において、憲法第 49 条第 3 項の規定を [根拠として] 明示しなければならない。動議は、直ちに掲示される。
- 3 動議が提出された場合には、議長は、当該期間内に不信任動議が提出されたことを公式に認める。議長は、その旨を政府に通知する。動議が提出されなかった場合には、議長は、当該期間が経過した時に当該法律案が可決されたことを公式に認める。議長は、その旨を政府に通知する。
- 4 議長は、直ちに、又は直近の本会議の開始時において、議院に報告する。
- 5 第 2 項に規定する動議の議事日程への記載、討議及び表決は、この章に規定する要件に従って行われる。

第 156 条

- 1 政府に問責質問を行おうとする議員は、その要求に第 153 条に規定する要件を備えた [不信任] 動議を添えて、本会議において議長にその旨を通知する。
- 2 不信任動議に関する通知、掲示、議事日程への記載、討議及び表決は、第 153 条及び第 154 条に規定する要件に従って行われる。討議においては、問責質問の提出者は、優先的に発言権を有する。

第 3 部 高等法院及び共和国司法院**第 12 章 高等法院****第 157 条**

高等法院として組織された議会は、憲法第 68 条及び同条に規定する組織法律に規定する要件に従って、共和国大統領の罷免を宣告する。

第 157-1 条 削除**第 13 章 共和国司法院****第 158 条**

- 1 立法期の冒頭に、議院は、共和国司法院の正判事 6 人及び代理判事 6 人を選挙する。
- 2 選挙は、1 回限りの連記式無記名投票で行う。
- 3 代理 [判事] 候補者の氏名は、各正 [判事] 候補者の氏名に組み合わされる。
- 4 立候補の届出、投票用紙の配付及び投票の有効性に関する第 26 条の規定は、この選挙について適用する。
- 5 各回の投票において、少なくとも有効投票の絶対多数の票数を得た候補者が、得票数の順に当選する。全ての役職が補充されるまで、必要な回数 of 投票が行われる。同一の正判事及び同一の代理判事 [の候補者] を対象とする票のみが、併せて [1 票として] 計算される。
- 6 補充すべき最後の役職について得票数が同じであるときは、全ての役職が補充されるまで、正判事の候補者の最年長者から年齢順に、候補者が当選を宣告される。

第 4 編 雑則**第 159 条**

- 1 議員の歳費に関する組織法律に関する 1958 年 12 月 13 日のオルドナンス第 58-1210 号⁽³⁰⁾ 第 2 条に規定する職務手当は、会期の長さにかかわらず、年額を基礎として、議院の活動に怠りなく参加する全ての議員に、毎月支給される。
- 2 議員は、特定の本会議に欠席する許可を要求することができる。当該要求は、理由を付した書面により、議長に提出しなければならない。
- 3 前記⁽³¹⁾ 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1066 号の規定に従って表決の委任が行われた場合、不信任動議についての表決及び前項の規定の適用により提出された [欠席の] 理由を考慮した上で、1 会期中に第 65 条^{3°} 又は第 65-1 条の規定の適用により行われた記名投票への参加が 3 分の 2 未満であった議員は、当該会期と同じ期間、職務手当の 3 分の 1 を減額される。同一の議員による投票への参加が 2 分の 1 未満であったときは、この減額は、2 倍とする。

第 160 条

- 1 議員は、派遣される場合、公の儀式に参加する場合及び議員の資格を表示しなければならない全ての場合に、記章を帯用することができる。
- 2 この記章の形状は、議院理事部が定める。

(30) Ordonnance n° 58-1210 du 13 décembre 1958 portant loi organique relative à l'indemnité des membres du Parlement.

(31) 第 42 条第 2 項参照。

第 161 条 削除

第 162 条 削除

第 163 条 削除

第 164 条

各立法期の冒頭に、国民議会議務総局は、総選挙の結果当選を宣告された議員の選挙における公約及び誓約の真正な文書を集めた資料を作成する。この資料は、国民議会のインターネット上のウェブサイトで見ることが出来る。

(こが つよし)

(こばやし きみお)

(たかざわ みゆき)

(なかむら あやこ)

「基本情報シリーズ」

既刊

⑩各国憲法集 (4) カナダ憲法	2012年 3月
⑪各国憲法集 (5) ギリシャ憲法	2013年 2月
⑫各国憲法集 (6) スイス憲法	2013年 3月
⑬各国憲法集 (7) オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧 (2013年1月現在)	2013年 3月
⑮各国憲法集 (8) ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月
⑱各国憲法集 (9) フィンランド憲法	2015年 3月
⑲ドイツ民法 I (総則)	2015年 3月
⑳ドイツ民法 II (債務関係法)	2015年 6月
㉑各国憲法集 (10) ハンガリー憲法	2016年 3月
㉒諸外国の下院の選挙制度	2016年 3月
㉓違憲審査制の論点 (改訂版)	2016年 12月
㉔諸外国の付加価値税 (2018年版)	2018年 3月

調査資料 2017-1-b
基本情報シリーズ㉕

フランス議会下院規則

平成 30 年 3 月 15 日発行

ISBN 978-4-87582-813-6

編集 国立国会図書館調査及び立法考査局

発行 国立国会図書館

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

電話 03 (3581) 2331

bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載の PDF ファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
ホーム>国会関連情報>『調査資料』>2018年刊行分

Rules of Procedure of the French National Assembly

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2017-1-b

ISBN 978-4-87582-813-6

リサイクル適性 ㉔
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。